# 高圧ガス保安法関係申請・検査の手引 「高圧ガス貯蔵所用〕

令和3年4月

茨城県防災 • 危機管理部消防安全課

# 目 次

笋	1	章	4	忿説	i											•	•	-	•															
<i>ਸ</i> ਾ	1	-	-	をに		z	÷	¥		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			_	_	4
	ı		尺丁鸠	以 I ~	冰	: ବ	<del></del>	我		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	-	•	•	•	•	'
	_		_						_																									
第	2	_		宁蔵		-			-	出																								
	1		申請	青 •	届	出	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	•	第-	-種	貯	蔵	所	設	置	許	可	申	請		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	3	•	第-	-種	貯	蔵	所	位	置	等	変	更	許	可	申	請			•	•		•		•			•	•		•		•		9
	4	ļ	貯庫	<b>支施</b>	設	完	成	検	杳	申	請																							10
	5		_	-種	-																													13
	6		-	·1 <u>·</u> 三種						-		/ <u>—</u>																						14
	7		•									盂			_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_				_	_	15
	/	,	- 第一	_種	以	阆	IJТ	111	旦	₹	支	叉	曲		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	10
	_		_		<b>7.1</b>	_	_																											
第	3	-		この	-			-																										
	1	,	第-	-種	貯	蔵	所	承	継	届		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	2	•	第二	_種	貯	蔵	所	の	所	有	者	又	は	占	有	者	の	変	更	が	あ	つ	た	場	合	の	届	出	•	•	•	•	•	16
	3			支所					•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	16
	4		代才	長者	等	変	更	届								•				•												-		17
	5		貯庫	<b>長者</b>	Æ	ガ	ス	<u>ത</u>	変	重	届																							17
	6			)他		•	•	•	~	<u>.</u>	-																							17
	٠			حار /	•																													.,
竺	1	章	=	<b>事故</b>	月月	枢		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_		_			_	_	19
矛	4	무	₹	ᄬᅑ		冰		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
/s/s	_	<u></u>	44	¥	. <u>#</u>																													
弗		章		<b>美式</b>		!																												0.0
	1			<b>は集</b>	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
	2			- 5				•	•	•	•	•	•	•	•									•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
	3	İ	耐湿	复設	計	の	設	計	条	件	•	結	果	書	<	参	考	様	式	>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
	法	第	16身	€の	技	術	上	の	基	準	1=	係	る	記	載	例																		
	Ι	- 1		貯村	曹(	ے ہ	よる	5月	宁庙	或 (	り打	支征	析_	L۵	りき	甚	ŧ	(-	- 船	貝	IJ)				•						•		•	60
		- 2		⊐-																			)	其线	ŧ	(-	— Á	ひ 篇	ĮI  <sup>*</sup>	)				69
		<b>–</b> 3		圧綿						_		-		_							-		_			•				•				76
		-4		液化										-							_									•				87
		- 5		圧組										-	-						-					-						_	_	98
								-				-	-		-				-						79								-	
	_	-6		容都								•			. –		•	•							+ 24			•						121
		-7		移動	•					• • •					•	• • •		• •••			•			_	_ '	•	•				•			125
		- 8		貯村	_	_				••																•	•	•	•	•	•	•		133
	Ι	- 9	)	容	器	Ξ,	とる	5月	宁庐	或 (	り打	支征	行_	L٥	りき	甚為	Ė	(汉	友石	貝	IJ)	•	•			•	•	•	•	•	•	•		142
	完	成	検査	主事	前	検	査	報	告	書	1=	係	る	記	載	例																		
	П	- 1		貯村	曹(	ے ہ	よる	5月	宁庐	或 (	り打	支征	<b>桁</b> _	L٥	りき	甚為	Ė	(-	- 船	貝	IJ:	污	已反	艾杉	全	<u>F</u> )	1		•	•	•			146
	Π	- 2	<u>.</u>	⊐-	<b>–</b> J	レ	<b>ド</b> コ	C/	<b>17</b>	۴ı	ノ-	_ /	וע	_ و	ょる	<b>5</b> 景	宁唐	支 の	)技	支付	ξĿ	<u>-</u> 0	) 违	甚為	Ė	(-	一角	<b>殳</b> 員		:	完	: 成	え検	査)
												•		-														•	•					158
	π	- 3	}	压丝	启=	天夕	火ナ	ji z	スフ	z /	<b>,</b> 4	ا ر	<u>ا ۲</u>	二 作	系之	5 B	中毒	ŧσ	)#	与徘	ች P	- <i>п</i>	) ‡	ţX	ŧ	(-	<b>—</b> #	⊕ E			宗	: ਜ਼ਿ	た栓	査)
		_	•	ا <i>ر</i> ســــ	111 <b>/</b>	~ >1	** /	_ /	• /	• •	_	- 1	•	— p	rps (	IJ R	J /F	,, ·	- 12	√ rı	,	_ •.	- 4		_	`	74	~ ^	•"	:	<i>,</i> ,	, ,,,,	<b>√ 1</b> 7	168
	π	- 4	l	油厂	'\- -	<b>₽</b> &	火⊣	H* -	7 -	z /	<b>5</b> 、	ایر	ピロ	- s	<u> </u>	<b>ζ</b> Β	中声	ŧ 1	٦.	<b>.</b> ;;;	; L	- 1	ŧ.	£ ¾	ŧ	<i>(</i> –	_ ń	办 E	a i		<b>=</b>	브	<del>; <u>t</u>e</del>	TO( (査)
	щ	- 4	•	/IX 1	رَ با	<b>~</b>	なノ	J /	<b>\</b> /	<b>\</b> \ \	<i>~</i> -			<b>—</b> 72	水~	Ŋ Ή	」バ	<b>%</b> U.	J 13	<b>4</b> 14	·) _1	_ (	ノ苕	<b>6</b> 4	F	`	刀	又 5 -	(') -	•	兀	, <i>1</i> 3	り1天	王) 101

	П — 6	<b>O</b>	止剂	百水	系	<b>人</b> :	メニ	ノー	- 1-	- 1米	<b>ි</b>	灯	<b>順</b>	<i>(</i> )	坟仆	JТ	_ ()	型	4	(	_	版	則	:	元	切	人付	宜列	)	
																							•	•	•	•	•	•	196	
	II – 6	6	容器	景に	ょ	るり	宁庙	费 ∅	りお	支術	£	の	基	準	(-	一舟	貝貝	l :	完	成	検	査	)		-			•	224	
	$\Pi - 7$	7	移重	力式	F	縮	水量	とし	てら	レン	ド	ı_	係	る	护旗	ŧ 0	) 技	術	i F	മ	基	進	(	_	舣	月	ıl :	完	成検	杳)
		•	12 -	<i>,,</i> – v		41H Y	3 7 2		• •		•	. –	. 1714	υ,	~, /n	,, .	- ,_						`.		- /32	•	•		229	— ·
	II – 8	5	貯棉	抜ノー	F	Z E	- 1	来 <i>1</i>	n t	는 <i>설</i> 등	: _	Φ	Ħ	淮	( 37	<b>5</b> Z	- Bı	ι.	<u> </u>	<del>cl)</del>		本	١		_	_		_	237	
				_										-				-					•		-	•	•	-		
	II - 9		容别		_	- •								-	K)	叉化	」	1:	元	汉	侠	宜	)		•	•	•	•	248	
	法第		•					-						_																
	Ш-	1	貯慮	護の だんしょう かいしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	方	法	こほ	系る	<b>5</b>	支術	Ŀ	の	基	準	(-	一般	貝貝	(		•	•	•	•	•	•	•	•	•	253	
	III - 2	2	貯慮	しの	方	法し	こほ	系る	るお	支術	上	の	基	準	(X	友不	貝	<b> </b> )		•	-	-		•	-	•	•	•	256	
第	6章		参考	資料	\$																									
	-		ァ 王ガ		-	ア法	: 閏	僫	由	:	手装	大地	は上	2 原	表														259	
	2		ー/) ス物	-		• •	• !~!	I/N		HF3 -	. ,	•																	260	
	_	/3 .	<b>/</b> \ 19J	1112	Χ.																								200	
		<u> </u>																			_									
	[注		_	次位			-	,	本	書 1					ょ	う	にゅ	俗語	<b>戊</b> (	5 ر	ξ	<b>す</b> 。								
		高	王ガ	スポ	呆多	そ法	<del>.</del>					Γ	去」																	
		高月	王ガ	ス化	呆多	そ法	施	行	令			Γħ	他彳	亍令	Ľí															
		<b>—</b>	般高	圧力	げフ	く保	安	規	則			Γ-	一角	<b>殳貝</b>	L															
		液化	化石	油	げフ	く保	安	規	則			Γ¾	夜る	三貝	Ιī															
														- • • •		滳	正有	   <u> </u>	_ F	上 で と と と と と と と と と と と と と と と と と と	+	スミ	上行	₽	Г	店	化:	石江	b ガラ	く法」
		-	记记 定設						<b>4</b> /	HE K	ጥላ			とり		<u> </u>		וטו	<b>—</b>  ;	<b>⊼</b> ) `	, `	O 11	<b>⇔</b> [=	-	• /	į,	,0	· II /I	4 /J /	· /᠘ ]
		11	化议	佣化	火王	上万	、贝リ					' 1	寸人	ᆫᄝ	1 ]															

## 第1章 総説

#### 1 貯蔵に係る定義

貯蔵とは、容器に充塡した高圧ガスを「置く」こと又は、貯槽に高圧ガスを充塡して「置く」 ことです。

特にある期間貯蔵目的をもって置くことのみを必ずしも意味していません。

一定量以上の高圧ガスを貯蔵する場合には、あらかじめ知事の許可等が必要となります。

#### (1) 事業区分

ア 第一種貯蔵所(法第16条第1項)

貯蔵容積が次のいずれかである貯蔵所(第一種製造者等が許可を受けたところに従って貯蔵するときを除く。)

(ア) 第一種ガス

3,000m<sup>3</sup>以上

(イ) 第二種ガス

1,000m<sup>3</sup>以上

(ウ) 第一種ガス及び第二種ガス

N m 3以上 (一般則第103条)

N=1,000+(2/3) M

M:第一種ガスの容積

液化ガスの場合は、 $10 \, \mathrm{k} \, \mathrm{g} \, \epsilon$ もって容積  $1 \, \mathrm{m}^3 \, \epsilon$ とみなす。(法第16条第  $3 \, \mathrm{g}$ )

※算出例 第一種ガス2,400m<sup>3</sup>、第二種ガス300m<sup>3</sup>の貯蔵所

貯蔵所の貯蔵容積は、2,400+300=2,700m³ であり、上記式により計算される値 N=1,000+2/3×2,400=2,600m³ より大きいので、第一種貯蔵所に該当する。

#### 「第一種ガス」(施行令第3条)

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、 二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性を有するものとして経済産業省で定める 燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は空気

#### 「第二種ガス」 (施行令第3条)

第一種ガス以外のガス

#### イ 第二種貯蔵所(法第17条の2第1項)

貯蔵容積が300m<sup>3</sup> 以上の貯蔵所。(第一種製造者が許可を受けたところに従って貯蔵するときを除く。)

液化ガスの場合は、 $10 \log \epsilon$ もって容積  $1 \text{ m}^3$ とみなす。(法第17条の 2 第 2 項)

#### ウ 許可・届出の必要がない例

- (ア) 第一種製造者が法第5条第1項の許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するとき、又は、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは許可、届出は必要ない。
- (イ) 貯蔵容積が $0.15 \text{m}^3$ 超 $300 \text{m}^3$ 未満の場合(貯蔵する高圧ガスが液化ガスの場合は、10 kgをもって容積 $1 \text{m}^3$ とみなす)には手続を必要としないが、貯蔵に当たっては一般則第18条(液石則第19条)の技術上の基準に従うこと。

#### (2) 貯蔵設備

貯槽及び配管により高圧ガスの処理設備又は減圧設備等と連結されている容器であって 高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵しているものをいい、原料タンク、中間タンク、製品タ ンク、容器を配管により連結したもの、貯蔵タンク等を含む。 なお、タンクローリー上の容器及び充填を受けている容器は高圧ガスの貯蔵設備に含まれないが、概ね2時間を超えてタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合には、当該ローリー上の容器は貯蔵設備となり、その置かれている場所は「容器置場」でもあることになるので注意すること。

#### (3) 貯蔵容積の算出

設備(容器)が2個以上ある場合には貯蔵容積は次により合算しますが、消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガス(不活性ガスに限る。)とそれ以外の高圧ガスの両方を貯蔵している場合には、消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガスとそれ以外の高圧ガスとを区分して貯蔵容積を算出し、両者は合算しない。

ア 消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。

イ 消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガス以外の高圧ガスについては、次の場合 に合算する。

- (ア) 設備が配管により接続されている場合
- (イ) 設備が配管により接続されないときであって次の場合
  - 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30m以下である場合。
  - 容器と容器の間が22.5m (次の①及び②の場合にあっては、それぞれに示す距離) 以下である場合
    - ① 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁(②において単に「障壁」という。)が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が開放されることを妨げない場所(容器置場の6面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。②において同じ。)
    - ② それぞれの容器置場の面積が8 m<sup>2</sup>以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が開放されることを妨げない場所に設置されている場合 6.36m

#### 2 申請書・届出書の提出先

高圧ガスの貯蔵に係る申請書・届出書の提出先は以下のとおり。

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県 防災·危機管理部 消防安全課 産業保安室

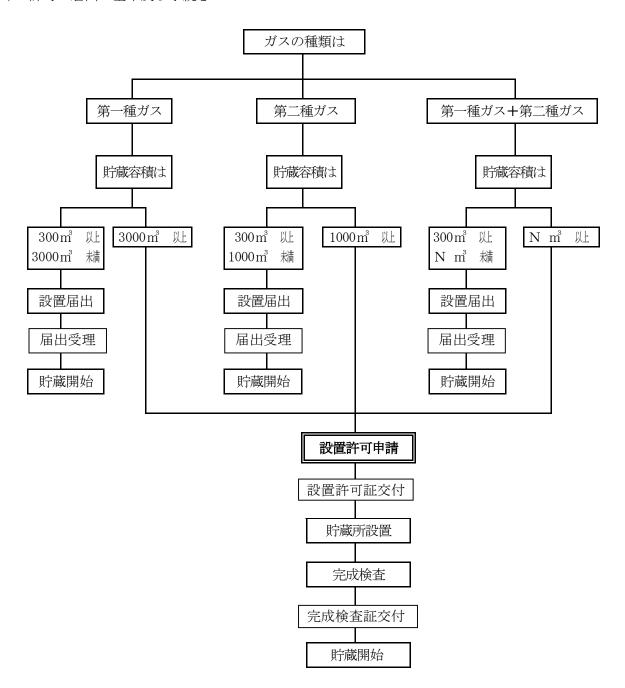
TEL 029-301-2891

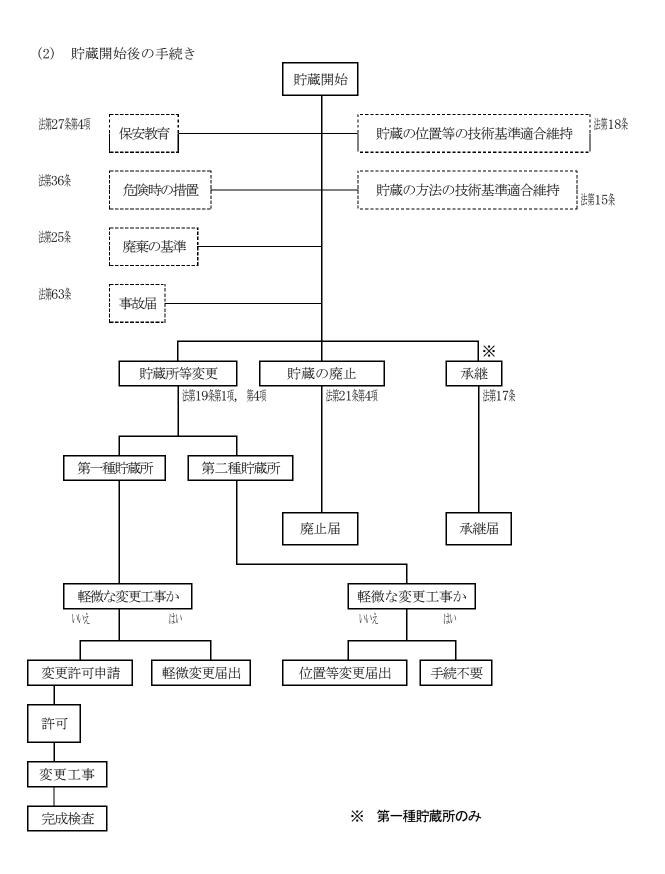
FAX 029-301-2887

# 第2章 貯蔵所申請・届出

# 1 申請・届出概要

(1) 許可・届出の基準及び手続き





## 2 第一種貯蔵所設置許可申請

第一種ガス $3,000\,\mathrm{m}^3$ 、第二種ガス $1,000\,\mathrm{m}^3$ 、第一種ガス及び第二種ガス $1,000+2/3\,\mathrm{Mm}^3$ (M: 当該貯蔵所の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積)以上の高圧ガスを貯蔵しようとする者は、貯蔵所ごとに、県知事の許可を受けなければなりません。

(法第16条1項、一般則第20条、液石則第21条)

また、許可を受けた貯蔵所は、完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用できません。(法第20条第1項)

# 手続き

(1)提出期限 許可を受けた後でないと工事着工できませんので、工事着工時期、高圧ガス の貯蔵開始時期を考慮し、余裕を持って手続きを行ってください。

申請内容について県に事前説明し、技術上の基準に適合していること、書類に不備がないことを確認した後に申請するようにしてください。

- (2)申請書 第一種貯蔵所設置許可申請書(様式第7号)
- (3)提出部数 1部(事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。)
- (4)申請手数料 25,000円 (別紙1に茨城県収入証紙を貼付してください。)
- (5)添付書類 ア 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書(個人の場合は住民票の写し)
  - イ 委任状(申請手続きを委任する場合) (手引様式第3)
  - ウ 貯蔵計画書(別紙2)

## 貯蔵計画書の作成上の留意事項

## 1 貯蔵計画書

- (1) 貯蔵の目的
  - ア 貯蔵所毎に記載する。ただし、同じ目的の貯蔵所が複数ある場合は、まとめても良い。 イ 貯蔵の方法については、「工程概要図」を添付する。
- (2) 貯蔵設備の貯蔵容積
  - ア 貯蔵所毎に、ガスの種類別に記載する。
  - イ 「貯蔵能力計算書」を添付する。
- (3) 貯蔵設備の性能

貯蔵所毎に、「機器一覧表」を添付する。

- (4) 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項 貯蔵所毎に、記載例を参考にして「基準対応事項」を添付する。 なお、当該貯蔵所に関係のない条項の対応事項欄については「該当なし」と記載する。 また、技術上の基準対応事項を説明するための添付書類(図面及び計算書等)にはインデック スを付け、備考欄にその番号を記載する。
- (5) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面 「事業所案内図」、「事業所全体図」、「貯蔵設備配置図」を添付する。

#### 2 貯蔵計画書の添付書類

技術上の基準対応事項を説明するための添付書類は、次に掲げるものとし、図面等は重複しないようにできるだけまとめてください。

#### (1)機器一覧表

- ア 用紙の大きさは A4 とする。
- イ 貯蔵所毎に、機器の種類別に記載する。
- ウ 申請データ欄(「機器名称及びフロー番号」から「略号」まで)を記入する。
- エ 事前検査の欄は申請書には記載しない。ただし、移設(仕様変更を含む。)機器については設置時の事前検査データを記載する。
- オ 処理設備がある場合は、処理能力を明記する。
- カ 申請時メーカー名が不明な場合は、メーカー名は空欄とし、事前検査報告書に添付すべき機器一覧表に赤枠で記載する。
- キ ティー、レジューサー、エルボ、圧力計、温度計等は記載しない。
- ク 本管から取り出す計装系ラインについては、圧力スイッチ、圧力発信器類は記載しない。
- ケ 液面計、流量計等は記載するが、差圧式のものは記載しない。
- コ 「肉厚」の「計算」欄には、腐れ代を含まない計算肉厚を記入する。
- サ 高圧ガス保安協会委託検査品のうち、耐圧性能、気密性能、強度の全てを受検するものの略号は「委」と記載し、3項目の一部のみを受検するものは「完(委)」と記載する。
- シ 容器則適用品については、設計圧力の欄に最高充塡圧力を記載する。

#### (2) 事業所案内図

- ア 主要道路、鉄道及び河川等の位置、また道路の分岐点等には目印となる建物等を表示し、 事業所の位置を明示する。
- イ 設備距離又は置場距離を事業所敷地内で確保できないときは、最も近い保安物件の位置 及び距離を表示する。
- ウ 事業所周辺の状況について明示する。

#### (3) 事業所全体図

- ア 事業所の境界線及び出入口を明示する。
- イ 貯蔵設備の位置を朱書きし、保安物件に対する距離、設備間距離等を明示する。
- ウ 耐震設計に係る地盤種別判定のための調査・観測点を明示する。
- エ 可燃性物質取扱設備、火気取扱施設を明示し、可燃性ガス又は毒性ガスの貯槽との最短 距離を記入する。
- オ 警戒標の種類及び位置を明示する。

#### (4) 工程概要図

- ア 高圧ガスに係る工程(圧縮、反応、気化、凝縮、消費等のプロセス)を分かりやすく記載する。
- イ 工程が単純なものであり、フローシートで代用できるものにあっては、工程概要図を省 略できる。

#### (5) フローシート

ア 弁類、圧力計、安全装置、緊急遮断装置等の位置を明示した図面とし、各機器のフロー

番号を明示する。

イ 常用の圧力区分、温度区分を色分け等により明示する。

#### (6) 高圧ガス貯蔵所配置図

ア 貯蔵所毎に記載する。ただし、2以上の貯蔵所が隣接してあり、同一図面に複数の貯蔵 所について記載しても図面の精度が変わらない場合は、同一の図面に記載することができ る。

- イ 高圧ガス設備、高圧ガス以外のガス設備を色分け等により明示する。
- ウ容器置場を明示する。
- エ 設備距離、置場距離を明示する。
- オ 火気取扱施設の位置及び距離を明示する。ただし、火気取扱施設の距離制限に該当しない場合は省略できる。
- カ 事業所全体図で設備間距離を確認できない場合及び複数の施設を同一図面に記載した 場合は、設備間距離を明示する。ただし、設備間距離制限に該当しない場合は省略できる。
- キ 事業所全体図で貯槽間距離を確認できない場合及び複数の貯槽を同一図面に記載した場合は、貯槽間距離を明示する。ただし、貯槽間距離制限に該当しない場合は省略できる。
- ク防液堤、障壁を明示する。
- ケ 技術上の基準に係る設備等の位置(操作位置等を含む。)を明示する。
  - ・ 安全装置の放出管、ガス漏えい検知警報設備及び除害設備(保護具の保管場所含む) の位置
  - 緊急遮断装置の操作位置
  - 散水装置及び防消火設備の位置及び操作位置等

## (7) 処理能力·貯蔵能力計算書

処理能力、貯蔵能力を計算した書面

#### (8) 高圧ガス設備の強度計算書

完成検査受検品については強度計算書等を提出する。

また、毒性ガスのガス設備にあっては、フランジ強度計算書(例示基準に該当するものを使用する場合にあっては、相当 JIS との対応表)を添付すること。

なお、特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、高圧ガス設備試験成績証明書(又は認 定試験者試験等成績書の交付を受ける設備については、強度計算書を省略することができる。

#### (9) 高圧ガス設備及びガス設備の構造図

塔槽類、熱交換器、反応器、圧縮機、ポンプその他強度計算が必要な機器の構造図

#### (10) 配管図

- ・ 毒性ガスの配管の接合(フランジ、二重管位置等)が明示されている図面
- 配管接続、バルブ等の位置の詳細図

・ 毒性ガス以外の貯蔵設備で、フローシート及び配置図で基準が説明できる場合にあって は、完成検査時に高圧ガス施設配管工事等完成検査報告書を提出することで足りる。また、 配管取合い等が複雑な場合にはアイソメ図も提出すること。

#### (11) 耐震設計構造物の計算条件結果書

- 耐震設計構造物の耐震計算書
- 基礎及び支持構造物については、基礎の耐震設計計算条件・結果書を添付すること。
- ・ 配管については別途フローシートを添付し、耐震設計範囲を雲状枠等で明示すること。
- (12) 高圧ガス設備の基礎図

基礎図には、配筋の径、ピッチ、材質等を明示すること。

(13) 容器置場の図面

容器置場の屋根の材質、置場の寸法を明示すること。

- (14) その他技術上の基準の確認に必要なもの
  - ア 詳細基準事前評価申請書及び評価書(高圧ガス保安協会発行)の写し(例示基準に準 拠しない場合に限る)
  - イ 電気設備の防爆性能一覧表 (可燃性ガスを貯蔵する貯蔵所に限る) 電気設備の名称、ガス名、必要防爆性能及び実際の防爆性能を表にしたもの
  - ウ 安全装置の吹出量計算書 所要吹出量及び公称吹出量の計算書
  - エ 障壁等の計算書
  - オ ガス漏えい検知警報設備の必要個数の計算書(可燃性ガス又は毒性ガスを貯蔵する貯蔵所に限る)
  - カ 散水装置、水噴霧装置及び消火栓の放水能力、水量の計算書及び配水管図
  - キ 除害設備の性能を説明した書面、図面
  - ク 移設等に係る高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録 等

## 3 第一種貯蔵所位置等変更許可申請

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の変更をしようとするときは、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事を除き、都道府県知事の許可を受けなければなりません。(法第19条第1項)

また、変更工事の完成後には、完成検査不要の工事を除き完成検査を受ける必要があります。

## 手続き

(1) 提出期限 許可を受けた後でないと工事着工できませんので、工事着工時期、高圧ガスの貯蔵開始時期を考慮し、余裕を持って手続きを行ってください。

また、完成検査不要の工事を除き、完成検査証が交付された後でなければ、施設を使用できません。

- (2) 申請書 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書(様式第10号)
- (3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。)
- (4) 申請手数料 ア 貯蔵容積の増加 14,000円 (別紙1に茨城県収入証紙を貼付してく ださい。)

イ その他の変更 11,000円( "

(5) 添付書類 ア 委任状(申請手続きを委任する場合。提出済みの場合は不要。) イ 変更明細書(別紙3)

## <許可・届出が不要な変更工事>

次に掲げる変更の工事は、許可及び届出が必要のない変更として取り扱う。 (平成30年3月30日付け20180323保局第13号)

- ① 圧力計・温度計の取替え(同一方式への取替えに限る。)
- ② 充塡又は受入に係る可とう管の取替え(直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース 及び金属フレキ管に限る。)
- ③ 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているものへの取替え(ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等。)
- ④ 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事(ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、本工事に取りかかる前に都道府県にその旨報告すること。)及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設(高圧ガス設備を除く。)の撤去の工事
- ⑤ 高圧ガス (その原料となるガスを含む。) の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- ⑥ 消耗品(事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。)の取替え

ここで、「取替え」とは溶接等の現場加工を伴わないものをいい、また、「設置位置の変更」とは 基礎工事を伴わないものをいいます。

(平成28年11月1日付け20161025商局第1号 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について)

#### 変更明細書作成上の留意事項

#### 1 変更明細書

変更明細書の記載に当たっては、貯蔵計画書(別紙2)の作成上の留意事項(P5)を参照の上、次に掲げる事項について変更の内容が分かるように貯蔵計画書に準じて作成すること。

- (1) 変更の目的等
  - 貯蔵所ごとに、変更の目的及び変更の内容を箇条書きで記載する。
- (2) 貯蔵所の貯蔵容積
  - ア 貯蔵所ごとに、高圧ガスの種類別に、変更前後の貯蔵容積を記載する。
  - イ 「貯蔵能力計算書」を添付する。
- (3) 貯蔵容積、保安物件に対する距離に変更のない場合は「変更なし」と記載し、表は省略することができる。
- (4) 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項 記載例(例示基準に準拠)を参考にして、貯蔵所ごとに「基準対応事項」を作成する。 なお、当該貯蔵所に関係のない事項の対応事項欄については、「該当なし」と記入し、 当該変更工事に直接関わらない事項の対応事項欄については「変更なし」と記入する。 技術上の基準対応事項を説明するための添付書類(図面及び計算書等)にはインデック スを付け、備考欄にその番号を記入する。

#### 2 変更明細書の添付書類

技術上の基準対応事項を説明するための添付書類は、「3 第一種貯蔵所設置許可申請 貯蔵計画書の添付書類」のうち、当該変更許可申請に関係するものを添付し、変更前・変更後が分かるように作成する。

- (1) 機器一覧表は、新設機器の欄を赤枠、移設機器・仕様変更機器の欄を黄枠、撤去機器を青枠で囲む。
- (2) フローシート・施設配置図は、変更工事の申請範囲を色分け等により明示し、変更前・変更後の図面を添付する。

#### 4 貯蔵所完成検査申請

法第16条第1項の設置許可又は法第19条第1項の変更許可を受けた貯蔵所について、設置の工事又は変更の工事が完成したときは、法令などにより完成検査が不要となる場合を除き、県または高圧ガス保安協会、指定完成検査機関のいずれかによる完成検査を受け法第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用できません。(法第20条)

県による完成検査を受けようとする第一種貯蔵所は、第一種貯蔵所完成検査申請書を提出してください。(一般則第31条、32条、液石則第32条、33条)

なお、貯蔵所を使用できるのは、完成検査証交付後となりますので、ご注意ください。

また、県以外の機関で完成検査を受けたときは、完成検査受検届書を提出してください。

(注) 県以外で完成検査を受けたときは、「完成検査受検届書」を県に届け出た後でなければ貯蔵設備を使用できないので注意すること。

## 手続き

- (1) 提出期限 検査を受ける前(検査日程について、早めに県と協議してください)
- (2) 申請書 第一種貯蔵所完成検査申請書(様式第14号)
- (3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。)
- (4) 申請手数料 許可申請手数料に3/4を乗じた額(別紙1に茨城県収入証紙を貼付してく ださい。)

## <完成検査が不要な変更工事(貯蔵)>

次に掲げる変更の工事は、変更許可を受けたもののうち完成検査を受ける必要のない変更の工事として取り扱う。(一般則第33条第3号、液石則第34条第3号、製造細目告示第12条の14第2項)

貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含む。)が通る部分(耐震設計構造物に係る貯槽を除く。)の取替え又は設置位置の変更(高圧ガスが通る部分の取替えを伴うものにあっては、第6条第1項第13号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、貯槽の取替えにあっては特定設備検査合格証又は特定設備基準合格証の交付を受けているものへの取替えに限る。)の工事(一般則第28条第1項及び液石則第29条第1項に規定する工事を除く。)であって、当該設備の貯蔵能力の変更が20%以内であるもの。

ここで、「取替え」とは溶接等の現場加工を伴わないものをいい、また、「設置位置の変更」とは基礎 工事を伴わないものをいう。

平成28年11月1日付け20161025商局第1号 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

#### 貯蔵所完成検査実施に係る留意事項

#### 1 完成検査の準備

県の完成検査は、事業者が、完成検査を受検するまでに行う自主的な検査(以下「事前検査」という。)結果をもとに検査を実施することとしています。

- (1) 事前検査の留意事項
- ア 完成検査対象施設について、許可申請内容と照合し、書類のチェック及び機能試験等により 該当する技術上の基準の全項目を網羅すること。
- イ 事前検査の結果、基準に適合しない項目があった場合は基準に適合するよう改善すること。 ただし変更許可申請が必要になる場合は、早急に所定の手続を行うこと。
- ウ 事前検査は、自主保安の意識を持ち、事業所の責任者等の立ち会い監督の上で、事業所の責任において実施すること。
- エ 事前検査においては、法規集、関係例示基準、通達等を十分活用すること。
- オ 機能試験等は、原則として製造施設を停止させ、安全を確認の上実施すること。
- カ 完成検査事前検査記録は、許可毎に作成すること。
- キ 完成検査当日は、事業所の責任者等が事前検査内容を十分把握の上、完成検査事前検査報告 書等により説明を行い、必要な検査記録を提出できるようにしておくこと。

#### (2) 事前検査の方法

技術上の基準に対する検査方法は、一般則別表第二又は液石則別表第二に準拠するものとする。

#### 2 完成検査の実施

- (1) 完成検査時の提出書類
- ア 完成検査事前検査報告書(別紙4)
  - ※配管の耐震計算がされている場合は高圧ガス施設配管工事完成検査事前検査報告書 (別紙5)も添付すること。
- イ 技術上の基準に関する事項

記載例を参考に作成したものに検査結果を記入し、事業所の責任者等が押印又は署名したものとしてください。ただし、申請時に「該当なし」又は「変更なし」とした項目を削除し、完成検査の対象部分のみとして差し支えありません。

ウ 機器一覧表(許可申請書に添付した機器一覧表に事前検査データを記入したもの) 年月日の欄は、特定設備検査品及び保安協会製造設備試験品にあっては、その合格証等の交付 年月日を、認定試験者試験品にあっては成績書の試験年月日を、完成検査品にあっては組立後 気密試験年月日を記入すること。

- エ 配管図(許可申請書に添付した場合は不要)
- オ 現場照合図(許可申請書に添付したフローシートに、特定設備、KHK 検査品及び KHK 委託検査品にあっては認定書等の発行番号、大臣認定品にあっては機器番号を記入したもの)
- カ その他技術上の基準に係る事項で、現場で確認するものを示す図表等

例:電気設備の防爆性能一覧表

#### <完成検査事前検査報告書作成上の留意事項>

完成検査事前検査報告書の記載例(例示基準に準拠)に検査結果を記入し、事業所の責任者等が押印又は署名したものを提出としてください。

技術上の基準の検査項目で、申請時に「該当なし」又は「変更なし」となっている項目については削除して作成することができます。

#### (2) 完成検査時に準備する書類等

完成検査において以下の書類及び写真を確認しますので、提示できるように準備してください。

#### 書類

- ア 特定設備検査合格証(特定設備基準合格証)及び付属書類(略号「特」)
- イ 認定試験者試験等成績書及び付属書類(略号「認」)
- ウ 高圧ガス設備試験成績証明書及び付属書類(略号「保」)
- エ 委託検査証明書及び付属書類(略号「委」。「完(委)」)
- オ 材料の記録(ミルシート、施工後に現場で配管ステンシルが確認できない場合は事前に ステンシルを確認した写真等)
- カ 肉厚測定、4倍耐圧試験又はひずみ測定の記録(認定書等で確認できるものを除きます。)
- キ 耐圧試験、気密試験の記録(認定書等で確認できるものを除きます。)
- ク 非破壊検査の記録及び当該検査を実施した者の免状(写し)
- ケ 圧力計、肉厚計、温度計の校正記録
- コ 作動試験の記録

例:ガス漏えい検知警報設備、緊急遮断装置、接地抵抗値の測定、散水装置等(製造施 設等の定期自主検査記録の<別紙>を利用し、結果をまとめたもの等)

サ その他技術上の基準に適合していることを示すのに必要な成績書、記録等

#### ② 写真

完成検査時、県が確認できない以下の施工状況等については、写真により確認しますので、 次により準備してください。

#### ア 耐震設計構造物である基礎工事の状況

スケールを当て、表示板に工事名、主要な寸法等を記入し撮影してください。

なお、次の表中に全景とあるものは1枚で差し支えありません。また、同形状のフーチングが複数ある場合等は2枚を寸法等が判断できるように撮影し、残りを全景写真として 差し支えありません。

- 掘削後(全景)
- 杭寸法
- ・ 杭打ち込み後 (杭本数)
- · 栗石施工後(全景)
- ・下端筋配筋後(ピッチ・径・長さ)
- ・上端筋配筋後(ピッチ・径・長さ)
- ・フーチング等配筋施工後(ピッチ・径・長さ)
- ・アンカーボルト取り付け後 (ボルト長さ・径・緊結状態)
- ・コンクリート出来形(各部寸法)

#### イ 耐震設計構造物以外の高圧ガス設備の基礎

・下端筋配筋後(ピッチ・径・長さ)

- ・上端筋配筋後(ピッチ・径・長さ)
- ・フーチング等配筋施工後 (ピッチ・径・長さ)
- ・アンカーボルト取り付け後 (ボルト長さ・径・緊結状態)
- ・コンクリート出来形(各部寸法)
- ウ 防火壁・障壁・防火壁
  - イに準拠
  - 鉄筋の寸法・ピッチ・径
- エ 耐圧試験・気密試験の実施状況 (認定書等で確認できるものを除きます。)
  - (ア) プレハブ施工において試験を行う場合は、写真にアイソメ図等を添付し、対象の ガス設備の機器番号及び配管番号等を記載してください。

なお、試験圧力を確認するため、圧力計の目盛りが判読できる写真を準備してく ださい。

(イ) 組立状態における試験状況についても、上記(ア)と同様としますが、検査対象 が複雑な構造である場合等は、アイソメ図等で試験範囲を提示し、写真は代表的箇 所複数及びそれぞれの試験圧力を判読できる写真を用意してください。

なお、現場検査で県が立会うこととなる気密試験範囲の写真は省略することができるものとします。

(ウ) 非破壊検査の実施状況 検査の手順に沿い、写真を準備してください。

#### ③ その他

完成検査時、現に確認できない事項については、事前に県と協議の上、完成検査事前検査 の記録、写真等を提示してください。

#### (3) 完成検査証の交付

完成検査の結果、法第 16 条第 2 項の技術上の基準に適合していれば第一種貯蔵所完成検査証が 交付されます。

技術上の基準に不適合の事項があった場合(貯蔵所が許可を受けた内容と同じである場合に限る)には、技術上の基準に適合するよう改善を行った後に、自主検査結果を添えて、完成検査時の指摘事項に対する改善措置報告書(別紙6)を提出してください。その記録又は実地検査により、技術上の基準に適合していることを確認した後に、完成検査証を交付するものとします。

なお、貯蔵所が許可を受けた内容と異なっており、変更許可申請が必要になる場合は、早急に申請手続をしてください。

## 5 第一種貯蔵所軽微変更届

許可を受ける必要のない軽微な変更の工事をしたときは、「第一種貯蔵所軽微変更届書」を 提出してください。

## 手続き

- (1) 提出期限 変更の工事が完成した後、遅滞なく。
- (2) 届書 第一種貯蔵所軽微変更届書(様式第11号)
- (3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。)
- (4) 申請手数料 なし
- (5) 添付書類 ア 変更明細書(別紙3)
  - イ 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項 完成検査事前検査報告書の記載例を参考に作成する。なお、該当

がない項目については省略できる。

- ウ フローシート(変更の前後が分かるもの。)
- 工 機器一覧表
- オ 特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験成績証明書及びその他試験成績書の写し

#### <許可を受ける必要のない軽微な変更工事(貯蔵)>

次に掲げるものは、許可を受ける必要のない軽微な変更の工事であり、「第一種貯蔵所軽微変更届」 により対応する工事。(一般則第28条、液石則第29条)

- ① 貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽を除く)の認定品又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え工事であって当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの。
- ② 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。)の通る部分の変更の工事。
- ③ 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事。
- ④ 貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事。

「平成30年3月30日付け20180323保局第13号]

- ・ 位置の変更や溶接等による現場加工(管類に係る認定試験者が施工した場合を除く。)を伴う場合 は、変更許可となる。
- ・ 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備 検査機関が行う「KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準」に基づく検査に合格したものとする。
- ・ 高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものは認定品と同様に取り扱う。
- 次の変更工事は、軽微な変更の工事として取り扱う。
  - ① 配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配管及びそれに付属するバルブのルート変更
  - ② 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し 高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事

#### 6 第二種貯蔵所設置届出

第一種ガス $300\,\mathrm{m}^3$ 以上 $3,000\,\mathrm{m}^3$ 未満、第二種ガス $300\,\mathrm{m}^3$ 以上 $1,000\,\mathrm{m}^3$ 未満、第一種ガス及び第二種ガス $300\,\mathrm{m}^3$ 以上 $1,000+2/3\,\mathrm{Mm}^3$ (M: 当該貯蔵所の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積)未満の高圧ガスを貯蔵しようとする者は、貯蔵所ごとに、県知事にあらかじめ届け出なければなりません。

(法17条の2第1項、一般則第25条、液石則第26条)

#### 手続き

(1) 提出期限 設置工事着工前

届出内容について、提出先の担当者に工事内容等をあらかじめ相談するようにしてください。

- (2) 届書 第二種貯蔵所設置届書(様式第9号)
- (3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。)
- (4) 申請手数料 なし
- (5) 添付書類 ア 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書の写し(個人の場合は住民票の写し)

- イ 委任状 (届出手続きを委任する場合)
- ウ 貯蔵計画書(別紙2)

※届書の添付書類等は、第一種貯蔵所設置許可申請と同様。

# 7 第二種貯蔵所位置等変更届

第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の変更をしようとするときは、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事を除き、都道府県知事にあらかじめ届け出なければなりません。(法第19条第4項)

なお、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事の範囲については、3 第一種貯蔵所位 置等変更許可申請及び4 貯蔵所完成検査申請を参照してください。

# 手続き

(1) 提出期限 工事着工前

届出内容について、提出先の担当者に工事内容等をあらかじめ相談するようにしてください。

- (2) 届書 第二種貯蔵所位置等変更届書(様式第12号)
- (3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。)
- (4) 添付書類 ア 委任状 (届出手続きを委任する場合。提出済みの場合は不要。) イ 変更明細書 (別紙3)

※届書の添付書類等については、第一種貯蔵所位置等変更許可申請と同様。

## 第3章 その他の届出

## 1 第一種貯蔵所承継届

第一種貯蔵所について、譲渡又は引渡しがあった場合は、譲受人又は引渡しを受けた者は、第 一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継します。(法第17条)

第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、「第一種貯蔵所承継届書」を提出してください。

# 手続き

(1) 提出期限 承継した後、遅滞なく。

(2) 届書 第一種貯蔵所承継届書(様式第8号)

(3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。)

(4) 申請手数料 なし

(5) 添付書類 ア 委任状(届出手続きを委任する場合)

イ 承継の事実を証する書面(合併契約書、分割計画書、分割契約書の写し又は公告等の記載されている官報の写し等及び履歴事項全部証明書の写し)

#### 2 第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更があった場合の届出

第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更があったときは、「代表者等変更届書」を提出してください。

## 手続き

(1) 提出期限 変更後、遅滞なく。

(2) 届書 代表者等変更届書(手引様式第2)

(3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。)

(4) 申請手数料 なし

(5) 添付書類 ア 委任状(届出手続きを委任する場合)

イ 変更の事実を証明する書面(合併契約書、分割計画書、分割契約書の 写し又は公告等の記載されている官報の写し等及び履歴事項全部証明書 の写し)

## 3 貯蔵所廃止届

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を廃止したときは、「貯蔵所廃止届書」を提出してください。 (法第21条第4項)

## 手続き

(1) 提出期限 貯蔵所を廃止した後、遅滞なく。

(2) 届書 貯蔵所廃止届書(様式第24、25号)

(3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。)

(4) 申請手数料 なし

## 4 代表者等変更届

名称、所在地、代表者、申請代理者を変更したときは、「代表者等変更届書」を提出してください。

## 手続き

(1) 提出期限 変更後、遅滞なく。

(2) 届書 代表者等変更届書(手引様式第2)

(3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。)

(4) 申請手数料 なし

(5) 添付書類 ア 委任状(届出手続きを委任する場合)

イ 変更した事実を証明する書面(履歴事項全部証明書の写し 等)

#### 5 貯蔵高圧ガスの変更届

貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事を行うことなく貯蔵する高圧ガスを変更したときは、「貯蔵高圧ガスの変更届書」を提出してください。

なお、次の場合は変更許可、軽微変更届出又は変更届出の必要がありますので変更内容について提出 先の担当者にあらかじめ相談するようにしてください。

- 容器置場を増設、移設する場合
- ・ 貯蔵する高圧ガスの種類の変更 (例:不活性ガスから可燃性ガス) により消火器の設置や警戒標の変更を伴う場合
- ※ 貯蔵する高圧ガスの変更に伴い貯蔵所の区分(一種又は二種)が変わる場合は設置許可又は設置 届出が必要となります。

## 手続き

(1) 提出期限 変更後、遅滞なく。

(2) 届書 貯蔵高圧ガスの変更届書(参考様式)

(3) 提出部数 1部(事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。)

(4) 申請手数料 なし

(5) 添付書類 貯蔵する高圧ガスの種類及び貯蔵容積変更一覧

#### 6 その他

(1) 保安管理

技術上の基準維持(法第15条、第18条)

貯蔵に当たっては、貯蔵の位置等の技術上の基準及び貯蔵の方法の技術上の基準 に適合する状態を維持しなければなりません。

(2) 保安教育(法第27条第4項)

第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、その従業者に保安教育を行う必要があります。

(3) 危険時の措置(法第36条、一般則第84条、液石則第82条) 貯蔵所が危険な状態となったときは、貯蔵所の所有者又は占有者は、直ちに次の応急措置を講じなければなりません。

- ア 直ちに応急の措置を行うとともに、充填容器等を安全な場所に移し、この作業 に必要な作業員の他は待避させる。
- イ 応急の措置等ができない場合には、従業者又は必要に応じ付近の住民に待避するよう警告する。
- ウ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを廃棄に 係る技術上の基準に従って放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼ す恐れのない水中に沈め若しくは地中に埋める。
- (4) 高圧ガスの廃棄(法第25条、一般則第62条、液石則第60条) 高圧ガスを廃棄する場合には、以下の基準に従わなければなりません。
- ア 廃棄は容器とともに行わない。
- イ 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物を堆積した場所及びその付近(液化石油ガスにあっては周囲8m以内)を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ行う。
- ウ 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない 場所で少量ずつ行う。
- エ 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じて行う。
- オ 酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その 他の可燃性の物を除去した後に行う。
- カ 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講ずる。
- キ 充塡容器等のバルブは、静かに開閉する。
- ク 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、熱湿布又は温度40℃以下の温湯その他 の液体 (可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそ れのあるものを除く。) あるいは空気調和設備 (空気の温度を40℃以下に調節する自動制 御装置を設けたものであって、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷 媒とするもの以外のものに限る。) を使用する。

# 第4章 事故関係

#### 1 事故時の連絡体制

(1) 事故の定義

「事故」とは、次に掲げるものであって、地震、落雷等の天災によるものを含みます。

- ① 高圧ガスに係る事故等
- ア 爆発 高圧ガス設備等(以下「設備等」という。) が爆発したもの
- イ 火災 設備等において、燃焼現象が生じたもの
- ウ 噴出・漏えい

設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたもの(以下の場合を除く。)

- (ア) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部 (フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手)、開閉部 (バルブ 又はコック) 又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量 (石けん水等を塗布 した場合、気泡が発生する程度)であって、かつ、人的被害のない場合
- (4) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合
- エ 破裂・破損等 高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたもの
- オ 喪失・盗難 高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難
- カ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための 施設又は高圧ガスを充塡した容器が危険な状態となったとき
- キ その他
- ② 高圧ガス施設に影響を及ぼすおそれのある事故
- ※ 石油コンビナート等災害防止法(以下石災法)の特定事業所において上記の事故が発生した場合、石災法第23条第1項の異常な現象にも該当する場合があります。あらかじめ「茨城県石油コンビナート等防災計画」の異常な現象の定義を確認してください。
- ※ 以下の事故については、液石法に係る事故として取り扱います。
  - 1 次の各号の一に掲げる充填容器又は残ガス容器の喪失・盗難
  - (1) 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの
  - (2) 消費設備(移動中のものを除く。)
  - (3) 貯蔵施設に貯蔵してあるもの
  - 2 移動式製造設備であって液石法第 37 条の4の充てん設備として許可を受けているもの (供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限 る。)において発生した事故。

## (2) 事故通報及び連絡系統

ア 貯蔵所等の事故通報担当者は、事故発生後直ちに下記連絡先まで、次に掲げる事項を電話 で通報するものとする。

#### 連絡先

平日 (月曜~金曜 8:30~17:15 [祝日を除く])

消防安全課産業保安室 TEL 029-301-2891

FAX 029-301-2887

休日·平日夜間

防災・危機管理部宿日直担当 TEL 029-301-2885

FAX 029-301-2898

## 通報事項

- ① 事故の種類
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 発生施設
- ⑤ 事故の状況
- ⑥ 被害の状況
- イ 第2報以降の通報は、状況の変化に応じて逐次報告する。
- ウ 第2報以降の事故情報の報告先について、通報先から指示があった場合は、以後それに従 う。
- エ 原則として、電話による通報と同時に、「事故発生報告書」(別紙様式)をファクシミリで送信する。

#### 2 事故届の提出

事故が発生した事業者は、遅滞なく「事故届書」を 第1章 2 申請書・届出書提出先 に提出しなければなりません。 (法第63条、一般則第98条、液石則第96条)

事故届書には、事故発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度、再発防 止策などを記載して下さい。(必要に応じて図面を添付)

# 事故発生報告書(第 報)

				. 华	<u>月</u>	<u></u>	( )	•	<u> </u>	見任」
発 信 者	事業所名				氏	名				
	電話				Fa	ıx				
\*\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \								<b>※</b> }	整理番	:号
※ 件名										
①事故の種類	爆発	<ul><li>火災</li></ul>	・ 漏えい	· 破	<b></b> 製	• 盗	難 •	(		)
② 発 生 日 時	4	年 月	日 (	)		時	分			
③ 発 生 場 所	(名称)									
	(所在地)	1								
	(連絡先)	担当:				電話	£:			
④ 発 生 施 設	(施設名)	1								
	(法適用)	・高圧ガン	ス法・石災	法• (					)	
⑤事故の状況	・進行中	(拡大・縮/	小) · 終息	. (						)
⑥被害の状況	• 人的被	害(あり・7	なし)	_						
		区分	従業員	協力	会社	住民	民	計		
		死 者							人	
		重傷者							人	
		軽傷者							人	
	• 物的被	害								
⑦事故の概要										
⑧事故の原因										
<ul><li>⑨ 応急措置の内容</li><li>(事 業 所)</li></ul>										
(尹 未 加)										
※ 県の応急措置										
※ 法令違反の有無	なし	・ あり (						) •	調査中	þ
※ 今後の対応等										
※ 備 考										
※ 受信者(保安室)			* 5	受信時間	]	月	日	<del></del>	<u>5</u>	<del>}</del>

※印の項は、記載しないでください。

様式	第 58	(一般)	則第 9	8 条関	(係)				×受	付入力		年	月	日	×担	当
様式	第 57	(液石)	則第 9	6 条関	属係)				×決	裁入力		年	月	日		
									× 7 * -	タ更新		年	月	日		
事		故	届		書	-	<del>一</del>	般	×整	理番号	-					
						1	液	石	×受理	理年月日		年	月	日		
氏	名	又	は	名	称											
( :	事 業	所の	名	称又	には											
販売	き所 の	り名す	际 を	含む	. )											
						₹		_								
住所	「又は事	事務所	(本社	上) 所	在地											
事	業	所	所	在	地	₸		_								
事	故	発 生	: 年	月	日											
事	故	発	生	場	所											
事	故	T.	)	状	況	別約	紙の	とおり								

代表者 氏名

# 茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
市 幼 井	担当者職氏名			
連絡先	電 話 番 号	中华武亚口	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

# 第5章 様 式 集

様式	第 7	(液石)	則第2	1 条阝	曷係)					×受	付入	力	年	月	日	×担	当
様式気	第 7	(一般)	則第 2	0 条阝	曷係)					×洪	裁入	力	年	月	日		
										×テ	・一タ更	新	年	月	日		
										×虫	建理番	号					
第	_	種	貯	蔵	所		液	7	石	×審	香 結	果					
設	置	許可	可申	請	書		_	f	般	×受	理年月	月日	年	月	日		
										×割	下可 番	号					
名					称												
						〒		_									
事系	务所	(本	社)	所	在 地												
						〒		_									
貯	蔵	所	所	在	地												
			<b></b>														
貯 斶	はす	る高月	土ガス	スの	植 類												

代表者 職氏名

茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
** % #	担当者職氏名			
連絡先	電話番号	<b>事</b> 类武巫日	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8 (液石則第25条関係)		×受付入力	年	月	日	×担	当
様式第8 (一般則第24条関係)		×決裁入力	年	月	日		
		×データ更新	年	月	日		
第一種貯蔵所承継届書	液石	×整理番号					
	一 般	×受理年月日	年	月	日		
承 継 さ れ た 貯 蔵 所 の 所有者又は占有者の名称							
承継された貯蔵所所在地	〒 −						
承継後の名称							
事務所(本社)所在地	〒 −						

代表者 職氏名

# 茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
   連 絡 先	担当者職氏名			
連絡先	電話番号	<b>事</b> 类正委 □	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9 (液石則第26条関係)		×受付入力	年	月	日	×担	当
様式第9(一般則第25条関係)		×決裁入力	年	月	日		
		×データ更新	年	月	日		
第二種貯蔵所設置届書	液石	×整理番号					
	一般	×受理年月日	年	月	日		
名称							
事務所(本社)所在地	〒 −						
貯 蔵 所 所 在 地	〒 −						
貯蔵する高圧ガスの種類							

代表者 職氏名

茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
** % H	担当者職氏名			
連絡先	電 話 番 号	中米北亚日	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 10 (液石則第 28 条関係)		×受付入力	年	月	日	×担 当
様式第 10 (一般則第 27 条関係)		×決裁入力	年	月	日	
		×データ更新	年	月	日	
		×整理番号				
第一種貯蔵所位置等	液 石	×審査結果				
変更許可申請書	一般	×受理年月日	年	月	目	
		×許可番号				
名称						
	〒 –					
事務所(本社)所在地						
	〒 −					
貯蔵 所 所 在 地						
変更の種類						

代表者 職氏名

茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
** % #	担当者職氏名			
連絡先	電話番号	中米北亚口	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

様式第 11 (液石則第 29 条関係)		×受付入力	年	月	日	×担	当
様式第 11 (一般則第 28 条関係)		×決裁入力	年	月	日		
		×データ更新	年	月	日		
第一種貯蔵所軽微変更届書	液石	×整理番号					
	一 般	×受理年月日	年	月	日		
名 称 (事業所の名称を含む。)							
事務所(本社)所在地	〒 −						
貯 蔵 所 所 在 地	〒 −						
変更の種類							

代表者 職氏名

# 茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
** % H	担当者職氏名			
連絡先	電話番号	古光記至日	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 12 (液石則第 30 条関係)		×受付入力	年	月	日 ×担	当
様式第 12(一般則第 29 条関係)		×決裁入力	年	月	日	
		×データ更新	年	月	日	
第二種貯蔵所位置等変更届書	液石	×整理番号				
	一般	×受理年月日	年	月	日	
名称						
事務所(本社)所在地	〒 −					
貯 蔵 所 所 在 地	〒 −					
変 更 の 種 類						

代表者 職氏名

# 茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
** % H	担当者職氏名			
連絡先	電 話 番 号	中米北亚日	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14(液石則第32条、第3	3 条関係)		×受	付入力	年	月	日	×担	当
様式第14(一般則第31条、第3	2 条関係)		×決	裁入力	年	月	日		
			×デ	゛ータ更新	年	月	日		
			×整	理番号					
<b>然</b> . <del>经</del> .	液	石	×検	査 結 果					
第一種貯蔵所完成検査申請書	_	般	×受	理年月日	年	月	日		
			×許	可番号					
名    称									
(事業所の名称を含む。)									
事務所(本社)所在地	₹	_							
事業所所在地	Ŧ	_							
許可年月日及び許可番号		年	月	日		F	第	-	号
完 成 年 月 日		年	月	日					

代表者 職氏名

茨 城 県 知 事 殿高圧ガス保安協会 殿)((指定完成検査機関名) 殿)

	担当部課名					
	担当者職氏名					
連絡先	電話番号			<b>古</b> 光	法人	事業所
	F a x 番号			事業所番号		_
完成検	查予定日	年	F	日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 24(液石則第 43 条関係)		×受付入力	年	月	日 ×担 当
様式第 25(一般則第 43 条関係)		×決裁入力	年	月	日
		×データ更新	年	月	日
貯 蔵 所 廃 止 届 書	液石	×整理番号			
	一般	×受理年月日	年	月	日
名称					
事務所(本社)所在地	-				
貯 蔵 所 所 在 地	-				
貯 蔵 所 廃 止 年 月 日	年	月 日			
貯蔵所廃止の理由					

代表者 職氏名

# 茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
· 本 幼 - H	担当者職氏名			
連絡先	電話番号	中米北亚日	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式	第 57	(液石)	則第9	6 条関	關係)				×受付	<b>十</b> 入力	年	月	日	×担	当
様式	第 58	(一般	則第9	8 条関	關係)				×決裁	战入力	年	月	日		
									×デー	タ更新	年	月	日		
事		故	届		書		液	石	×整 理	里番号					
							_	般	×受理	年月日	年	月	日		
氏	名	又	は	名	称										
( :	事 業	所 の	2 名	称 又	には										
販売	き所	の名	称を	含む	. )										
						₹		_							
住所	アは!	事務所	(本社	L)所	在地										
事	業	所	所	在	地	T		_							
事	故	発 生	三 年	. 月	日										
事	故	発	生	場	所										
事	故	C.	)	状	況	別	紙の	とおり							

代表者 職氏名

# 茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
** % #	担当者職氏名			
連絡先	電話番号	古光記至日	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

# (別紙1)

許	可又		貯増	蔵減		積	m³ kg
手	数	料	納	入	金	額	許可申請手数料 円

手数料貼付欄 (茨城県収入証紙)

# 注意

- (1) 収入証紙は消印しないこと。
- (2) 収入証紙の裏面は、全面に糊付けすること。

## 貯 蔵 計 画 書

1	貯蔵の	日	加
1			п,1

- (1) 貯蔵所の名称
- (2) 貯蔵の目的
- (3) 貯蔵の方法
- 2 貯蔵するガスの種類及び貯蔵容積(圧縮ガス:m³、液化ガス:kg)

施設名	高圧ガスの種類	貯 蔵 容 積
	圧縮・液化	
	圧縮・液化	
小 計		
	圧縮・液化	
	圧縮・液化	
小 計		
合 計		

### 3 保安物件に対する距離

(1) 設備距離

施設名()

ガスの種類	   貯蔵能力(kg、m³)	第1種記	设備距離(m)	第2種設備距離(m)	
	X1/BA GC/J (NG, III )	計算式	法定距離	計算式	法定距離

(2) 置場距離

施設名(

ガスの種類	置場面積(m²)	第1種置	置場距離(m)	第2種置場距離(m)		
		計算式	法定距離	計算式	法定距離	

)

4 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項( )保安規則( )条対応

条項	対	応	事	項	備	考

※技術上の基準に関する対応事項及び記載例参照

なお、技術上の基準に関する対応事項は貯蔵形態により異なりますので、事前にご確認く ださい。

## 貯蔵計画書の添付書類

1	機器一覧表	添付書類 No
2	事業所案內図	添付書類 No
3	事業所全体図	添付書類 No
4	工程概要図	添付書類 No
5	フローシート	添付書類 No
6	貯蔵設備配置図	添付書類 No
7	貯蔵能力計算書	添付書類 No
8	高圧ガス設備の強度計算書	添付書類 No
9	高圧ガス設備の構造図	添付書類 No
10	配管図	添付書類 No
11	耐震設計構造物の計算条件結果書	添付書類 No
12	高圧ガス設備の基礎図	添付書類 No
13	容器置場の図面	添付書類 No
14	その他 ( )	添付書類 No

## 変更明細書

_	貯蔵の		
7	ᄣᆒ	Н	

- (1) 貯蔵所の名称
- (2) 変更の目的
- (3) 貯蔵の方法
- **2 貯蔵容積**(圧縮ガス: m³、液化ガス: kg)

施	設	名	高	圧	ガ	ス	0	種	類		貯		容	積		※増減量
										変	更	前	変	更	後	
			圧約	宿・氵	夜化											
			圧約	宿・氵	夜化											
			圧約	宿・氵	夜化											
小		計			_		_	_	/							
			圧約	宿・沼	友化											
			圧約	宿・液	友化											
			圧約	宿・沼	友化											
小		計			_	_	_									
合		計			_	_	_									

※減量は△で示す。

#### 3 保安物件に対する距離

- (1) 設備距離① 施設名(

① 施設名(		)				
No office	D与世家科学上 (1)	第1種設備	請距離(m)	第2種設備距離 (m)		
ガスの種類	貯蔵能力(kg)(m³)	計算式	法定距離	計算式	法定距離	

#### (2) 置場距離

① 施設名(		)				
		第1種置場	最距離(m)	第2種置場距離(m)		
ガスの種類	置場面積(㎡) 	計算式	法定距離	計算式	法定距離	

4	法第 15 条第	1項及び法第 16 条第 2項の技術上の規準に関する事項
	(	)保安規則(  )条対応

条項	対	応	事	項	備	考
☆技術上の其準に			.1. (-1. /	`	I.	

※技術上の基準に関する対応事項及び記載例参照

なお、技術上の基準に関する対応事項は貯蔵形態により異なりますので、事前にご確認ください。

# 変更明細書の添付書類

1. 機器一覧表	添付書類 No.
2. 事業所案内図	添付書類 No.
3. 事業所全体図	添付書類 No.
4. 工程概要図	添付書類 No.
5. フローシート	添付書類 No.
6. 貯蔵設備配置図	添付書類 No.
7. 貯蔵能力計算書	添付書類 No.
8.高圧ガス設備の強度計算書	添付書類 No.
9. 高圧ガス設備の構造図	添付書類 No.
10. 配管図	添付書類 No.
11. 耐震設計構造物の計算条件結果書	添付書類 No.
12. 高圧ガス設備の基礎図	添付書類 No.
13. 容器置場の図面	添付書類 No.
14. その他( )	添付書類 No.

(別紙4)

年 月 日

茨城県知事殿

事業所名

代表者氏名

# 完成検査事前検査報告書

下記の許可に係るこのことについて別添のとおり報告します。

記

許可年月日 年 月 日

許可番号 消安指令第 号

以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(別紙5)

年 月 日

茨城県知事殿

事業所名

代表者氏名

# 高圧ガス施設配管工事等完成検査事前検査報告書

下記の許可に係る工事は、申請書及び別添図面のとおり完成したので報告します。

記

許可年月日 年 月 日

許可番号 消安指令第 号

以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

茨城県知事殿

事業所名

代表者氏名

### 完成検査時の指摘事項に対する改善措置報告書

年 月 日の完成検査において指摘された事項について、次のとおり改善したので報告 します。

#### 1 基準不適合内容

1 基準小週行內谷		
該当条項	指摘事項	改善内容
( )則		
第( )条第( )項第( )号		

- 注(1) 該当条項には、規則の条項と見出しを記載すること。
  - (2) 改善内容は、日時、立会い者名、改善結果等を記載すること。
  - (3) 必要に応じて写真、図面等を添付すること。

2_	今後の対策

注)指摘を受けるに至った原因と、今後の具体的対策を記載すること。

#### 手引様式第2

							×受付入力	年	月	日	×担	当
							×決裁入力	年	月	日		
41	<b>⇒</b> ⇒	4 於 亦:	# F	<del>-1</del>	液	石	×データ更新	年	月	日		
17	衣 白	等 変 ]	史 油	昔	_	般	×整理番号					
							×受理年月日	年	月	日		
名称	「事業	業所の名称	を含む	۶°)								
事系	务所	(本社)	所ィ	在 地	〒 –	-						
事	業	所 所	在	地	〒 −	-						
						法人名	称の変更					
						法人代	に表者の変更					
						本社所	「在地の表示変」	更				
変	更	$\mathcal{O}$	種	類		事業所	「名称の変更					
						事業所	代表者の変更					
						事業所	所在地の表示	変更				
						その他	Ţ (					)
変	更	の	内	容	変更前							
及	<u> </u>	<b>V</b>	L 1	41	変更後							
変	更	年	月	目								

年 月 日

代表者 職氏名

#### 茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
** % H	担当者職氏名			
連絡先	電話番号	中米北亚日	法人	事業所
	FAX番号	事業所番号		_

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 「変更の種類」の該当する項目について、左欄に○印を付けること。

委 任 状

(事業所名) (職名) (氏名)

を代理人と定め

下記の権限を委任します。

記

1. 高圧ガス保安法に基づく一切の件

年 月 日

代表者 職氏名

(公印使用のこと)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

### 参考様式

	液石	×整理番号				
貯蔵高圧ガスの変更届書	1112 /11	八里埕街万				
	一般	×受理年月日		年	月	日
事業所及び貯蔵所の名称						
事務所(本社)所在地						
貯 蔵 所 所 在 地						
施設の区分		第一種貯蔵所	第二	二種貯蔵	蔵所	
		年	月	日		
許可(届出)年月日及び番号	許可	号			届出	
変 更 の 内 容		別 紙	のとおり			

年 月 日

代表者 職氏名

### 茨城県知事 殿

連	担当部署名				
絡	担当者職氏名				
先	電 話 番 号	事業所番号	法	人	事業所
	F A X 番号			_	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

# 貯蔵する高圧ガスの種類及び貯蔵容積

#### 1. 変更前

ガス名	容器の充塡量	容器の本数	貯蔵容積
	m³ k g	本	m ³ k g
	m ³ k g	本	m³ k g
	m³ k g	本	m³ k g
	m³ k g	本	m³ k g
最大貯蔵容積 (合 計)		本	m <sup>3</sup> k g

#### 2. 変更後

ガス名	容器の充塡量	容器の本数	貯蔵容積
	m ³ k g	本	m³ k g
	m <sup>3</sup> k g	本	m <sup>3</sup> k g
	m <sup>3</sup>	本	m <sup>3</sup>
	k g	本	k g
最大貯蔵容積	k g	本	k g
(合 計)		,	k g

- 注1)「容器の充填量」には、圧縮ガスは「m³」、液化ガスは「kg」を記載すること。
- 注2)本様式は、貯蔵所で貯蔵するガスの種類や容積を変更する場合に使用するものであり、貯蔵設備の変更(貯槽や配管、容器置場の位置等)を伴う場合には使用できない。また、第二種貯蔵所において、変更後最大貯蔵容積が増加し、第一種貯蔵所の貯蔵容積に該当する場合は、新たに設置許可を要するので本様式は使用できない。これらの場合においては、事前に担当課(消防安全課産業保安室)と協議すること。

(塔槽類) 一覧表 練器-

					中請デー	<i>y</i>					#	事前検査デー  耐圧試験	夕	検査品等 <sub>라繕</sub>
機器名称 及び	メーカー名	各	内容積 (m³)	貯蔵能力 (m³)(t)	ガス名状態	設計压力 (MPa)	設計温度 (°C)	計算 (皿)		略号	測定肉厚 (mm)		_	機器番号
フロー番号	<b>型型</b>		寸法(D×H) (mm)	処理能力 (Nm <sup>3</sup> /日)	材質 (JIS)	常用压力 (MPa)	常用温度 (°C)	騒 (mm)	仕様 (mm)		材質 (JIS)	使用物質	使用物質 使用物質	年月日
· 金 ①	略号 [梅]:特定設備検査合格証 [認]:認定試験者試験等成績書 [保]:高圧ガス設備試験成績証明書[耐]:耐震設計適用品 [容]:容器則適用品 [特認]:大臣特認品 [複]:複合機器 [仕]:仕様変更 [移]:移設品 [表]・赤幹給本証明書(完成始本不要) [字(宏)]・表幹給本証明書(完成格本八要)	:	投備檢查合格 投計適用品 幾器 給容許明書(	5記 [認] [谷] : 谷 [仕] : 仕 守民給香木]	] :認定部 :器則適用 :様変更 :報変更	t爾者試驗 品 (泰)].	等成績書 [特認] : [移] :移] · 秀計檢查]	[保] : 大臣特認品 設品 証明書(完	高 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	设備 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	験成績証F [ガ] : 高	明書 [5]  圧ガス設	籔成績証明書 [完]:完成検査品 [ガ]:高圧ガス設備を除くガス設備	<u> </u>
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	設部を赤色、 野肉厚は腐れずる ほん 関連を関ける	(仕)様と言葉を見る。	スーポンコン 医東部又は移 なまない値を はない。	設部を黄色に記入するに	、散去部分と。	<u>、</u> (ず) を青色で枠	2000年2000年2000年2000年2000年2000年2000年200	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4	à				
	たら子は窓た器番号の欄は月日の欄はが用りの欄は次	は次のとなっていると	におりとする こりとする。	。 [認] [認] 就	機器番号 験年月日	[特][( [特][(	保][委] 3 保] 成績	発行番号 事交付年月	Ξ. E	四二二	立後気密	組立後気密試験年月日	Ш	

(熱交換器類) 霓表 Τ 練器-

事前検査データ   検査品等		測定肉厚試験圧力試験圧力 (4m-)	WP																		討験成績証明書  [完] :完成検査品
申請データ																					[認]:認定試験者試験等成績書 [保]:高圧ガス設備試験成績証明書 カニアガス設備試験成績証明書
	メーカー名	47/ 44			剛	量	鏡	管板	闺	類回	鏡	管板	闺	料	鏡	管板	闺	類回	鏡	管板	[特]:特定設備検査合格証 [認]:
	1	機器名称		E L						- 4											注) ① 略号

組立後気密試験年月

Ш

: 高圧ガス設備を除くガス設備

 $[\mathcal{H}]$ 

 $\bigcirc$ 

[耐]:耐震設計適用品 [容]:容器則適用品 [特認]:大臣特認品 [複]:複合機器 [仕]:仕様変更 [移]:移設品 [委]:委託検査証明書(完成検査不要) [完(委)]:委託検査証明書(完成検査必要) 新設部を赤色、仕様変更部又は移設部を黄色、撤去部を青色で枠を着色すること。 計算肉厚は腐れ代を含まない値を記入すること。 測定肉厚は測定最小値を記入のこと。 機器番号の欄は次のとおりとする。 [認] 機器番号 [特][保][委] 発行番号 年月日の欄は次のとおりとする。 [認] 就験年月日 [特][保] 成績書交付年月日 [完]

(回転機類) 機器一覧表

4		材質   使用物質   使用物質   年月日 (JIS)									験成績証明書 [完]:完成検査品 [ガ]:高圧ガス設備を除くガス設備 組立後気密試験年月日
	路号										<ul><li>(設備試験 公要)</li><li>(定) (定) (定) (定) (定) (完) (完) (完) (完) (完) (完) (完) (完) (完) (完</li></ul>
	計	仕様 (mm)									: 高圧ガス 特認品 (完成検査 と。 番号 付年月日
	計算 (mm)	腐れ代 (mm)									遺書 [保] 82]:大臣株 :移設品 : 移設品 指検査証明書 着色するこ [委] 発行:
	設計温度(%)	常用温度 (°C)									者試驗等成   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)
申請データ	設計压力 (MPa)	常用压力 (MPa)									: 認定試験 が器則適用品 :様変更 要) [完 ( 強、撤去部を と。 機器番号 試験年月日
ш.		处理能力 (Nm <sup>3</sup> /日)									略号       [特]:特定設備検査合格証       [認]:認定試験者試験等成績書       [保]: 高圧ガス設備試験成績証明書         [耐]:耐震設計適用品       [存]: 容器則適用品       [移記]: 大臣特認品         [複]: 複合機器       [七. 1. 仕様変更       [移]: 移設品         [季]: 委託検査証明書(完成検査不要)       [元(委)]: 委託検査証明書(完成検査必要)         新設部を赤色、仕様変更部又は移設部を黄色、撤去部を青色で枠を着色すること。         制定肉厚は腐れ代を含まない値を記入すること。         機器番号の欄は次のとおりとする。       [認] 機器番号       [特][保][委] 発行番号         性月日の欄は次のとおりとする。       [認] 試験年月日       [特][保] 成績書交付年月日
•	ガス名 決態	材質 (JIS)									定設備検査合 機器 合機器 所検査証明 様変東部又( を含ますい) 小値を記入( のとおりと、
	メーカー名	型計									[特]:特 [前]:時 [後]:後 [後]:後 [参]:後 ] [を赤色、仕 ] 同は腐れ代 ] 同は適に弱れ代 ] 回報は次の
	機器名称 及び	フロー番号									⊝ ⊗⊚⊕⊚⊚
											紐

(安全弁・破裂板・逃がし弁) 霓表 器一 機

李	丰宁	· III											) -J	
検査品等	成績書 機器番号	年月											5	
7	試験 王力 4												# 名	
	耐圧試験 気密試験 試験圧力 試験圧力	(MPa) 使用物質											ス設化圧力が	
4-	耐圧試験 試験圧力	(MPa) 使用物質											本	
事前検査データ													: 完成検査品 設備を除くガ 名称及び設計	Щ
5前検	哈压力	(MPa) 吹止压力 (MPa)											] : 5 ス設 の名 <sup>1</sup>	<b>験</b> 年)
<b>#</b>	厚吹												[紀] 5圧ガン 機器の でこと。	(密武
	測定內厚  吹始圧力	(mm) 本 (TIS)											計 に た な な か か る か	組立後気密試験年月日
		器 中				<u> </u>		<u> </u>					藤 成   上	報
		(IIII) 三 三			$\dashv$								受備部 要) Eカが 魚圧力	迅
		42											ガス記さずからません。また、おりません。	ш
	東 計算	(mm) 英爾 記 (mm)						_					高田田のでは様には様いった。これは勝りには勝りません。	年月
	設計温度	(C) 常用温度 (C)											[保]: 高圧ガス設備試験成績書: 大臣特認品 移設品 を設品 を証明書(完成検査必要) 色すること。 する機器のうち設計圧力が最小となする機器のうち設計圧力が最小となする機器のうち設計圧力が最かとな	成績書交付年月
													: を 対 説 は が を の で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	成績
	設計日	(MPa) 常用压力 (MPa)											濃認 に話る保 は、張 に 、 検 着 瀬 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 。	民
	曹田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田												第12:で弁 8時では、12:で弁 6時後を対が、に71	[特][保]
¥	定压力必要吹出量設計压力												認 <u></u> : 認定試験者試験等成績書 : 容器則適用品 [特認] : 仕様変更 [移] : 奏託検 [不要) [完(委)] : 委託検 を黄色、撤去部を青色で枠を着 計圧力の欄には、安全弁が保護 すること。 4 倍耐圧試験を行う場合には、 [認] 機器番号 [特][保][3	
申請データ	压力	(MPa) 清压 (MPa)											試理 に 後 議品 一般 報路 ままれる 銀 報 と またり かけい を あまたり め あまれる か またり か またり か またり かん また かん また かん かん はん かん	田田田
申請	訟												:器様①色力と耐認則変 、のと圧機同意更 精準。論語	試験年月
	※	機器名称 対象機器最小 設計压力(MPa)											認・・・ を で を は を は を は を は の に の は の に に の に の に の に の に の に の に に の に の に に に に に に に に に に に に に	
	及置为	機器 機器 工工												<u>  </u>
	1 111111	林紫											各品 華文幾ハ人と格 代辞値のする	\$ 5°
		口 (A)	,			•							検適 温風対まをおい 日間 悪気なまをおいい かいだい	5
	ガス名	· 法 法 (11S)											: 特定設備検査合格証 : 耐震設計適用品 : 複合機器 : 委託検査証明書(完成 ら、仕様変更部又は移 会名称及び対象機器最 為れ代を含まない値を 測定最小値を記入のこ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
				-		-							:::::: 50 路簽訓鵬株而複委、名礼定は信息合計日彩代県次	ま次の
	ーカー名	型											略号[特]:特定設備検査合格証 [認]:認定試験者試験等成績書 [保]:高圧ガス設備試験成績書 [完]:完成検査品 [耐]:耐震設計適用品 [容]:容器則適用品 [特認]:大臣特認品 [抗]:高圧ガス設備を除くガス設備 [複]:複合機器 [社]:仕様変更 [移]:移設品 [対]:高圧ガス設備を除くガス設備 [委]:委託検査証明書(完成検査不要) [完(委)]:委託検査証明書(完成検査必要) 新設部を赤色、仕様変更部又は移設部を黄色、撤去部を青色で枠を着色すること。 設置対象機器名称及び対象機器最小設計圧力の欄には、安全弁が保護する機器のうち設計圧力が最小となる機器の名称及び設計圧力を記入すること。 計算肉厚は腐れ代を含まない値を記入すること。 測定肉厚は腐れ代を含まない値を記入すること。 測定肉厚は腐れ代を含まない値を記入すること。	年月日の欄は次のとおりとする。
	χ.	пПр		+			+	<u> </u>					略	1月日
	機器名称	及びフロー番号												
	機品	Z											(法)	
			<u> </u>						I				1	

(特殊弁・一般弁・付属品) 機器一覧表

ず 事前検査データ   1	耐圧試験   気密試験	厚   試験圧力     (MPa)	質										認定試験者試験等成績書       [保]:高圧ガス設備試験成績証明書       [完]:完成検査品         : 容器則適用品       [特認]:大臣特認品         : 化様変更       [移]:移設品         [不要)       [方]:高圧ガス設備を除くガス設備を不必要)         (本会)       [2]:金託検査証明書(完成検査必要)         (本)       [2]:金託検査証明書(完成検査必要)         (本)       [2]:金子検査を書ので枠を着色すること。         ること。       [4][保][係][委] 発行番号         (数器番号       [特][保][核][委] 発行番号         試験年月日       [特][保] 成績書交付年月日
	<u> </u>	器品							<u> </u>				ス設備請 (必要) [完]
	肉厚		仕様 (mm)	,									RJ : 高圧ガン 5時認品 引書(完成検査 引書(完成検査 こと。 行番号
		計算 (mm)	腐れ代 (mm)	,									式験等成績書 [保]:高圧 [特認]:大臣特認品 [移]:
		設計温度 (°C)	常用温度 (°C)										藤者試験等   日
申請データ		設計压力 (MPa)	常用压力 (MPa)										8] :認定試 容器則適用記 仕様変更 不要) [完 有色、樹去部 すること。 3 こと。 試験年月日
		ガス名状態	材質 (JIS)	)									2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
			<b>呼び径</b> (A)										: 特定設備検査合格証 [認]:高 : 耐震設計適用品 [容]: 容器員 : 複合機器 [任]: 仕様丞 : 委託検査証明書(完成検査不要) 、仕様変更部又は移設部を黄色、 れ代を含まない値を記入すること。 定最小値を記入のこと。 は次のとおりとする。 [認] 機場
		メーカー名	社型										略号 [特]:特定設備検査合格証 [認]:認 [耐]:耐震設計適用品 [容]:容器則 [複]:複合機器 [任]:仕様変 [委]:委託検査証明書(完成検査不要) 新設部を赤色、仕様変更部又は移設部を黄色、構 計算肉厚は腐れ代を含まない値を記入すること。 測定肉厚は測定最小値を記入のこと。 機器番号の欄は次のとおりとする。 [認] 機器
		機器名称 及び	フロー番号										(五) (五) (五) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四
				<u> </u>			-	51 -					四

(配管) 機器一覧表

				申請デ	K   1				# -	事前検査デーーが正対験	- 7 信你学聯	検査品等 <sub>라猛</sub> 車
配管記号 又は		再び径 (A)	ガス名状態	設計压力 (MPa)	設計温度 (°C)	計算 (mm)		路号	測定內厚 (mm)	INJ工品級 試験圧力 (MPa)	X色的影響 試験圧力 (MPa)	WR WR を 日   WR
ライン番号		スケジュールナンハ・	材質 (JIS)	常用压力 (MPa)	常用温度 (°C)	<b>矮</b> れ代 (mm)	仕様 (mm)		材質 (JIS)	使用物質	使用物質	年月日
ı		·									ļ	
₩ ΘΘΘΘ	器 乗り を とり を まま を まま できます は できます に できます に できる は いき かい	4世   12   13   13   13   13   13   13   13	略与 [特]:特定設備検査合格記 [耐]:耐震設計適用品 [複]:複合機器 [委]:委託検査証明書(完 新設部を赤色、仕様変更部又は移計 計算肉厚は腐れ代を含まない値を 測定肉厚は凋れ代を含まない値を 機器番号の欄は次のとおりとする。	帝記 [認] [添] [本] [本] [本] [在] [在] [在] [在] [在] [在] [在] [在] [在] [在	: 認定 : な器 : 存器 : 仕森 ( 仕 ( 位 ( 横 ( 位 ) で ( た ) を ( た ) を ( で ) を ( た ) を ( で ) を ( を ) を ( を ) を ( を ) を ( を ) を ( で ) を ( で ) を ) を ) を ) を ) を ) を ) を ) を ) を ) を	者試験等成   日	(編集	: 高圧な   : 大田権   : 大田権     : 大田権   と。   と。   番号	ブス設備部 特認品 [ガ]:肩 査必要)	我験成績証明 訂圧ガス設備	略与 [特]:特定設備検査合格証 [認]:認定試験者試験等成績書 [保]:高圧ガス設備試験成績証明書 [完]:完[而]:耐震設計適用品 [容]:容器則適用品 [特認]:大臣特認品 [格認]:核合機器 [任]:仕様変更 [移設品 [ガ]:高圧ガス設備を除くガス設備新設備 [表]:委託検査証明書(完成検査不要) [完 (委)]:委託検査証明書(完成検査不要) [完 (委)]:委託検査証明書(完成検査必要) 新設部を赤色、仕様変更部又は移設部を黄色、撤去部を青色で枠を着色すること。 割算肉厚は腐れ代を含まない値を記入すること。 測定肉厚は腐れ代を含まない値を記入すること。 機場報番号の帰は減れ代を含まない値を記入すること。	: 完
) @	年月日の存	欄は次のと	年月日の欄は次のとおりとする。		試験年月日	[特][保]	[特][保] 成績書交付年月日	付年月日	迅	組立後気	組立後気密試験年月日	

<参考様式Ⅶ>

耐震設計の設計条件・結果書

#### 横置円筒形貯槽の耐震設計計算・条件・結果書(1)

機	器	名	称				
耐	震 性	能 評	価	レベル	1 耐震性能	レベル2耐震性能	
解	析	手	法	静的	修正	認定プログラム(	)

#### 1 設置条件

高圧ガスの種類	第 ( )	毒	可燃	以外	支持方法	サドル支持	架構上	
境界までの距離	X =		(	(m)	(2点支持に限る。)	両方固定	片方固定	
貯蔵能力	W =		(	(tf)	胴の正接線間の距離	L =		(m)
重要度	I I a	Π	Ш		胴の平均直径	Dm =		(m)
重要度係数	β <sub>1</sub> =				貯槽の固有周期	T a =		(s)
地域区分	A地域				水平方向応答倍率	$\beta_4 =$		
地域係数	$\beta_2=0.$	8			小半刀門心合信や	β <sub>5</sub> =		
地盤種別	第 ( )	種地	1盤		鉛直方向応答倍率	β 6 =		
表層地盤増幅係数	β <sub>3</sub> =				架構に対する応答倍率	β 7 =		

#### 2 応力算定

部	位	応	力等の	種類	算定値*1	許容値	判 定
	サドル部	引張応力	O t	$(N/mm^2)$			合・否
胴	9 170 613	圧縮応力	<b>O</b> c	$(N/mm^2)$			合・否
月刊	中央部	引張応力	O t	$(N/mm^2)$			合・否
	中大印	圧縮応力	<b>O</b> c	$(N/mm^2)$			合・否
	鏡	引張応力	O t	$(N/mm^2)$			合・否
	サドル	圧縮応力	<b>О</b> с	$(N/mm^2)$			合•否
+	基礎ボルト	引張応力	O t	$(N/mm^2)$			合•否
	ットボルト	せん断応力	τ	$(N/mm^2)$			合•否
Ŀ	9 PAN/P P	組合せ応力	$(\sigma_t + 1.6 \tau)$	$/1.4(N/mm^2)$			合・否
3/7	アープレート	曲げ応力	О ь	$(N/mm^2)$			合•否
		せん断応力	τ	$(N/mm^2)$			合•否
	総	合	判 定		合	· 否	

### \*1 算定値は最大値を記入する

計算認定の有無	有(計算番号:	)• 無
計算を行った会社名		

#### 球形貯槽の耐震設計計算・条件・結果書(2)

機	器	名	称				
耐	震 性	能 評	価	レベル	1 耐震性能	レベル2耐震性能	
解	析	手	法	静的	修正	認定プログラム(	)

#### 1 設置条件

高圧ガスの種類	第(	) 毒	可燃	以外	ブレースの種類	タイロッド	鋼管
境界までの距離	X =			(m)			
貯蔵能力	W =			(tf)			
重要度	I Ia	П	Ш				
重要度係数	β 1 =				固有周期	T a =	(s)
地域区分	A地域				水平方向応答倍率	$\beta_4 =$	
地域係数	$\beta_2 = 0$	. 8			小平万円応合管学	β <sub>5</sub> =	
地盤種別	第(	)種地	1盤		鉛直方向応答倍率	β 6 =	
表層地盤増幅係数	β <sub>3</sub> =						

#### 2 応力算定

部 位		応 力 等	第の種	類		算定値*1	許容値	判 定
	軸方向合計	応力	$\sigma$ t $+$ $\sigma$ b	(N	/mm <sup>2</sup> )			合・否
上部支柱	せん断応力		τс	(N	$/\text{mm}^2$ )			合・否
	組合せ応力	(σ	$_{c}+\sigma$ $_{b}$ ) $^{2}-$	+3 τ² (]	$N/mm^2$ )			合・否
	圧縮応力		<b>О</b> с	(N	$/\mathrm{mm}^2)$			合・否
下部支柱	曲げ応力		<b>О</b> b	(N	$/\mathrm{mm}^2)$			合・否
	組合せ応力	<b>О</b> с	$/ f$ c+ $\sigma$ b	/f b (	— )			合・否
ブレース	引張応力		σt	(N	$/\mathrm{mm}^2$ )			合・否
	圧縮応力		σ с	(N	$/\text{mm}^2$ )			合・否
	引張応力		σt	(N	/mm <sup>2</sup> )			合・否
基礎ボルト	せん断応力		τ	(N	$I/\mathrm{mm}^2)$			合・否
	組合せ応力	(σ	$_{t} + 1.6 \tau$ )	/1.4 (N	/mm <sup>2</sup> )			合・否
	曲げ応力		О ь	(N	$/\text{mm}^2$ )			合・否
シーアプレート	せん断応力		τ	(N	$I/\mathrm{mm}^2)$			合・否
	組合せ応力		$\sigma  _{\rm b}{}^2 + 3$	$\tau^{-2}$ (N	/mm <sup>2</sup> )			合・否
ベースプレート	世代成为	で圧力による	<b>O</b> b 1	(N	/mm <sup>2</sup> )			合・否
	一	抜力による	<b>O</b> b 2	(N	/mm <sup>2</sup> )			合・否
ή̈́	総 合	判	定			É	<b>・</b> 否	

#### \*1 算定値は最大値を記入する

計算認定の有無	有(計算番号:	)• 無	
計算を行った会社名			

#### 平底円筒形貯槽の耐震設計計算・条件・結果書(3)

機	器	名	称				
耐	震 性	能 評	価	レベル1両	付震性能	レベル2耐震性能	
解	析	手	法	静的	修正	認定プログラム(	)

#### 1 設置条件

高圧ガスの種類	第()毒可燃以外	側板の外径	$D \circ = (m)$
境界までの距離	X = $(m)$	側板の内径	D i = (m)
貯蔵能力	W =  (tf)	側板部の高さ	H =
重要度	І Іа ІІ Ш	固有周期 第1設計地震動	T a = (s)
重要度係数	$\beta_1 =$	第2設計地震動	T = (s)
地域区分	A地域	水平方向応答倍率	$\beta_4 =$
地域係数	$\beta_2 = 0.8$		β <sub>5</sub> =
地盤種別	第()種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta_6 =$
表層地盤増幅係数	$\beta_3 =$		

#### 2 応力算定

(1) 内径が 20m以下であり、かつ内径に対する側板部の高さの比が 1. 25以下の場合

部	位	応 力	等の	種類	算定	<b>性</b> *1	許容値	判定
印	7 <u>1/</u> .	ルい フリ	守り	1里 規	第1設計地震動	第2設計地震動	<b>計</b> 谷胆	刊足
側	板	圧縮応力	О с	$(N/mm^2)$				合・否
アンカース	ストラップ	引張応力	O t	$(N/mm^2)$				合・否
	総	合	判	定	1	合 ・ 否		

#### (2)(1)以外の場合

部位	応 力 等 の 種 類	第 定 値*¹ 第1設計地震動 第2設計地	許容値 判 定
側板	1次一般膜応力強さ Pm(N/mm²)		合・否
1則 1以	圧縮応力 σ。 (N/mm²)		合・否
側板とアニュラ プレート継手部	合成応力 P 1 + P b + Q (N/mm <sup>2</sup> )		合・否
アンカーストラップ	引張応力 σ τ (N/mm²)		合・否
ナックルプレート	1次一般膜応力強さPm(N/mm²)		合・否
屋根板	1次一般膜応力強さPm(N/mm²)		合・否
ナックルプレートと	1次局部膜応力強さPı(N/mm²)		合・否
側板継手部	合成応力 P <sub>1</sub> +P <sub>b</sub> +Q(N/mm <sup>2</sup> )		合・否
屋根板とナックル	1次局部膜応力強さPı(N/mm²)		合・否
プレート継手部	合成応力 P <sub>1</sub> +P <sub>5</sub> +Q(N/mm <sup>2</sup> )		合・否
総	合 判 定	合·	否

#### \*1 算定値は最大値を記入する

計算認定の有無	有(計算番号:	)• 無	
計算を行った会社名			

#### 基礎の耐震設計計算・条件・結果書(4-1)

基礎名称/図面番号				
耐震性能評価	レベル1 耐震性能	レベル2耐震性能		
基礎の種類	単独基礎	共通基礎	直接基礎	くい基礎

#### 1 耐震設計設備

設備の名称				地盤種別	第(	)種地盤	
解析手法*1	静的 修正	認定		表層地盤増幅係数	β <sub>3</sub> =		
高圧ガスの種類 *1	第 ( )	毒 可燃	以外	水平方向応答倍率 *1	$\beta_4 =$		
境界までの距離	X =		(m)	水平刀	β <sub>5</sub> =		
貯蔵能力 *1	W =		(tf)	鉛直方向応答倍率 *1	$\beta$ 6 =		
重要度 *1	I I a	П Ш	[	運転重量 *1	$W_v =$		(tf)
重要度係数 *1	β <sub>1</sub> =			設計水平地震力 *2	F H =		(tf)
地域区分	A地域			設計垂直地震力 *2	$F_{v} =$		(tf)
地域係数	$\beta_2 = 0$ .	8	•	転倒モーメント *2	M =	_	(tf/m)

- \*1 基礎上の耐震設計設備のうち重要度が最も高いものについて記入する
- \*2 基礎上の全ての耐震設計設備及びその他の設備の合算値を記入する

#### 2 応力算定(耐震告示第15条)

	4	rn /⊹	応	5 力 🕯	等の種	類	長	期	短	期	和中
	Ĕ	郑 位	[	耐震告	示対応条項		算定値*1	許容値	算定値*1	許容値	判定
	ベース	プレート下面	支圧応力	[1号-四	、2 号1]。	$\sigma_{p} (N/cm^{2})$					合·否
	フーチ	コンクリート	せん断応力	フ[1号-ニ	、2 号	$\tau$ $(N/cm^2)$					合·否
基	ノーラ	鉄筋	断面積	[1号==	、2 号-1]	$A_{t} (cm^{2})$		* 2		* 2	合・否
礎	ングペデス	<b>武</b>	周長	[1号==	、2 号1]。	þ (cm)		* 2		* 2	合·否
本	<b>~</b> ニッ	コンクリート	せん断応力	フ[1号-ニ	、2 号	$(N/cm^2)$					合·否
17-			断面積	[1号==	、2 号-1]	$A_{t} (cm^{2})$		* 2		* 2	合・否
	J /V	鉄筋	周長	[1号==	、2 号1]。	b (cm)		* 2		* 2	合·否
			引張応力	[1号-イ	、2 号1]。	$\sigma_{\rm t} ({ m N/cm}^2)$					合·否
			せん断応力	][1号-イ	、2号1]	$\tau$ $(N/cm^2)$					合・否
	基礎	ボルト	組合せ応力	J*3[1号-	-イ、2 号-イ	$] (N/cm^2)$					合·否
			付着応力	[1号-イ	、2 号	$\tau_a (N/cm^2)$					合·否
			支圧応力*	⁴[1号-イ、	、2 号1] (	$\sigma_{p} (N/cm^{2})$					合·否
	支持均	也盤	接地応力		[1号-ハ] σ	$(N/cm^2)$					合・否
			支持力		[2号-四] F	kN/本)					合•否
			引抜力		[2号-四] [	k (kN/本)					合·否
			曲げモーメ	ント	[2号-ハ]N	I (kN·m)					合·否
		総	合 判	定	<u> </u>			1	合・否	;	

- \*1 算定値は最大値を記入する
- \*2 使用する鉄筋の断面積、周長を記入する
- \*3 組合せ応力は (σ:+1.6τ)/1.4 により算定する
- \*4 アンカーストラップの場合のみ記入

計算認定の有無	有(計算番号:	)• 無
計算を行った会社名		

#### 基礎の耐震設計計算・条件・結果書(4-2)

#### 1 計算条件

#### (1) 使用部材

	(大川市内)	T			176
	部 位	項	目	仕	様
		コンクリート設計	·基準強度(N/cm²)		
		基礎底面面積	$(m^2)$		
		基礎体積	$(m^3)$		
		基礎重量	(tf)		
		種類(JIS)			
	フーチング	本数	(本)		
ራዙ 선ケ		外径	(mm)		
鉄筋		種類 (JIS)			
	ペデスタル	本数	(本)		
		外径	(mm)		
		本数	(本)		
基	礎ボルト	外径	(mm)		
		長さ	(cm)		
		種類(JIS)			
		本数	(本)		
基	礎くい	外径	(mm)		
		厚さ	(mm)		
		長さ	(cm)		
ベー	スプレート	面積	$(cm^2)$		

#### (2) 高圧ガス設備基礎(省令補完基準)

第1次地盤調査方法								
上記調査結果による措置の有無	有(				)	•	無	
第2次地盤調査方法								
地盤の許容支持力度	計算式:	イ	口	表				
基礎くい又は地盤の許容支持力度	計算式:	イ-(i)	(ii)(ii	i)(i v)	р — (i	)(ii)		
基礎ボルト、ナット、座金の材質*1		•		•				

\*1 貯槽の場合のみ記入する

#### 架構の耐震設計計算・条件・結果書(5)

機	器	名	称				
耐	震 性	能 評	価	レベル	1 耐震性能	レベル2耐震性能	
解	析	手	法	静的	修正	認定プログラム(	)

#### 1 設置条件

高圧ガスの種類	第( ) 毒 可燃 以	4	
境界までの距離	X =  (m	)	
貯蔵能力	W= (t:	)	
重要度	I Ia II III		
重要度係数	$\beta_1 =$	固有周期	$T a \chi = $ , $T a \gamma = $ (s)
地域区分	A地域	──         水平方向応答倍率	$\beta_4 =$
地域係数	$\beta_2 = 0.8$	八千刀问心合信学	$\beta_{5X} = $ , $\beta_{5Y} =$
地盤種別	第()種地盤	鉛直方向応答倍率	$\beta$ 6 =
表層地盤増幅係数	β <sub>3</sub> =		

#### 2 応力算定

部 位		応力等の種類		算定値*1	許容値	判 定
	曲げ応力	О ь	$(N/mm^2)$			合・否
支柱	圧縮応力	О с	$(N/mm^2)$			合・否
	組合せ応力	$\sigma$ c/ f c+ $\sigma$ b/ f b	( - )			合・否
	引張応力	$\sigma$ t	$(N/mm^2)$			合•否
	圧縮応力	О с	$(N/mm^2)$			合•否
はり	曲げ応力	О ь	$(N/mm^2)$			合・否
	せん断応力	τ	$(N/mm^2)$			合・否
	組合せ応力	<b>*</b> 2	$(N/mm^2)$			合・否
ブレース	引張応力	O t	$(N/mm^2)$			合・否
	圧縮応力	<b>O</b> c	$(N/mm^2)$			合・否
	引張応力	$\sigma$ t	$(N/mm^2)$			合・否
基礎ボルト	せん断応力	τ	$(N/mm^2)$			合・否
	組合せ応力	$(\sigma_{t}+1.6\tau)/1.4$	$(N/mm^2)$			合・否
	引張応力	O t	$(N/mm^2)$			合・否
	圧縮応力	<b>O</b> c	$(N/mm^2)$			合・否
仕口	曲げ応力	О ь	$(N/mm^2)$			合・否
	せん断応力	τ	$(N/mm^2)$			合・否
	組合せ応力	* 2	$(N/mm^2)$			合・否
ベースプレート	曲げ応力	О ь	$(N/mm^2)$			合・否
糸	会 合	判定			合 · 否	

\*1 算定値は最大値を記入する

\*2 組合せ応力は下記のうち最大値を記入する

$$\sigma_{t} / f_{t} + \sigma_{b} / f_{b}$$
 ( — )  $\sigma_{c} / f_{c} + \sigma_{b} / f_{b}$  ( — )  $(\sigma_{c} + \sigma_{b})^{2} + 3 \tau^{2}$  ( N/mm<sup>2</sup>)

計算認定の有無	有(計算番号:	)	•	無
計算を行った会社名				

## <記載例>I-1 (貯槽による貯蔵)

法第 16 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の技術上の基準に関する事項 (一般則第 22 条及び第 26 条第 1 項第 1 号の技術上の基準に対応する事項)

条項	則第 22 未及 0 第 20 米第 1 項第 1 万 0 投術 1 0 2 2 年に 対応 する 事項 ) 対 応 事 項	備考
第6条第1項の 準用(第22条)	第6条第1項第1号から第3号まで、第5号から第9号まで、第11号から第22号まで、第24号、第25号及び第31号から第41号までの基準に適合します。	
境界線・警戒標 (第6条第1項 第1号)	1 事業所の境界線を ( ) により明示します。 2 警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げます。 3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設のときは、製造施設の周囲に警戒標を掲げます。	添付書類 No.
設備距離 (第6条第1項 第2号)	貯蔵設備、処理設備の外面から第1種保安物件()、第2種保安物件()、第2種保安物件()         件()まで、規定以上の距離を確保します。         ガス名 第1種設備距離 L_ = m、計画m         第2種設備距離 L_ = m、計画m	添付書類 No.
火気取扱施設と の距離 (第6条第1項 第3号)	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備(可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気を取り扱う施設(ボイラー、ストーブ、喫煙室等)に対し8m以上の距離を有します。 2 8m以上の距離がとれない場合、製造設備と火気取扱施設との間に、漏えいしたガスが、火気取扱施設に流動することを防止するための措置若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽間の距離 (第6条第1項 第5号)	1 可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力が300m³又は3,000kg以上)と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1 m以上又は最大直径の和の1/4 (	添付書類 No.
貯槽の識別措置 (第6条第1項 第6号)	可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、容易に識別できるよう外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じます。 1 ガス名を朱書きし(特定不活性ガスにあっては橙色)、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 2 貯槽の直径の 1/10 以上の幅で赤色の塗料を塗り(特定不活性ガスにあっては橙色)、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 3 地下に埋設された貯槽にあっては、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが分かる標識を掲げます。	添付書類 No.
貯槽周囲の流出 防止措置 (第6条第1項 第7、第8号)	1 液化ガスの貯槽(可燃性ガス又は酸素の場合は貯蔵能力 1,000t 以上、 毒性ガスの場合は5t以上)の周囲には、液状のガスが漏えい・流出した場合に、その流出を防止するための措置として防液堤を設置します。 2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外面から 10m以内(毒性ガスの場合は、告示で定める距離)に、貯槽の付属設備その他の設備・施設であって告示で定めるもの以外のものを設けません。	添付書類 No.

条項	対 応 事 項	備考
製造設備の室の	可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、ガスが	添付書類
構造 (第6条第1項	漏えいしたときに滞留しないような構造とします。	No.
第9号)	該当欄に○印	
97 3 7)	空気より軽い可       開口部は十分な面積があ         燃性ガス       り, 2方向以上ある。	
	換気装置があり正常に作	
	動可能	
	空気より重い可開口部は十分な面積があ	
	燃性ガス又は特   り、床面まで開口し、2方     定不活性ガス   向以上ある。	
	床面近くに吸気口を備え	
	た換気装置があり、正常に	
	作動可能。	
高圧ガス設備の	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。	添付書類
耐圧性能	□ 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に	
(第6条第1項第 11号)	合格 □ 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行	No.
11 4)	う耐圧試験に合格	
	□ 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方	
	法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切である と経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格	
	□ 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの	
	一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大	
	臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使 田間が並のすの。	
	用開始前のもの 高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。	Ve I I toler
高圧ガス設備の	同圧ルへ設備は、次のV・9 れいの性能を個にしまり。 □ 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格	添付書類
気密性能	□ 福州の圧力の上力で行う気温齢線に古福 □ 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、	No.
(第6条第1項第	試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経	
12 号)	済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格	
	□ 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格し	
	た特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を	
	受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前の	
	もの	
高圧ガス設備の	1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最	添付書類
強度	大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用 の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な	No.
(第6条第1項第	強度を有します。	1.0
13 号)	2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは	
	高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが 適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応	
	ずる十分な強度を有します。	

条項	対 応 事 項	備考
ガス設備に使用 する材料 (第6条第1項第 14号)	ガス設備(可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス設備にあっては高圧ガス設備に限る。)には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 基礎 (第6条第1項第 15号)	1 高圧ガス設備(配管、圧縮機、ポンプ等を除く。)の基礎は、不同 沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなも のとします。 2 貯槽(貯蔵能力 100m³又は 1 t 以上)の支柱(支柱のない貯槽に あっては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。	添付書類 No.
貯槽の沈下状況 の測定 (第6条第1項第 16号)	貯槽(貯蔵能力 100m <sup>3</sup> 又は 1 t 以上)は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 耐震設計 (第6条第1項第 17号)	塔(当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが 5m 以上)、貯槽(貯蔵能力が 300m³又は 3t 以上)及び配管(告示で定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 温度計 (第6条第1項第 18号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。 2 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度 の範囲内に戻すことが出来るような措置を講じます。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 圧力計及び安全 装置 (第6条第1項第 19号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。 2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。	添付書類 No.
安全装置の放出 管 (第6条第1項第 20号)	<ul> <li>1 安全装置(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)又は空気に係る設備に設けたものを除く。)のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。</li> <li>2 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。</li> <li>① 可燃性ガスの貯槽に設けたものは、地盤面から5m以上又は貯槽の頂部から2m以上の高さで、火気となるもののない安全な位置とします。</li> <li>② 毒性ガス設備に設けたものは、当該毒性ガスの除害設備内とします。</li> <li>③ その他の高圧ガス設備に設けたものは、近接する建築物又は工作物(火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上とします。</li> </ul>	添付書類 No.

条項	対 応 事 項	備考
可燃性ガス低温 貯槽の負圧防止 (第6条第1項第 21号)	可燃性ガスの低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
液面計 (第6条第1項第 22号)	<ol> <li>液化ガスの貯槽には、()式液面計(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあっては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。)を設けます。</li> <li>液面計にガラス液面計を使用するときは、次の措置を講じます。</li> <li>その破損を防止するための措置を講じます。</li> <li>貯槽(可燃性ガス、特定不活性ガス及び毒性ガスのものに限る。)とガラス液面計を接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置として自動式及び手動式の止め弁を設けます。</li> </ol>	添付書類 No.
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項 第24号)	可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。)に取り付けた配管には、次の措置を講じます。 1 当該貯槽の直近にバルブ(使用時以外は閉止)を設けます。 2 緊急遮断装置を除き一以上のバルブを設けます。	添付書類 No.
緊急遮断装置 (第6条第1項第 25号)	1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽(内容積 5、000 L未満を除く。)に取り付けた配管(当該液化ガスを送り出し、又は 受け入れるために用いられるものに限る。)には当該液化ガスが漏え いしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置として緊 急遮断装置を設けます。 2 緊急遮断装置の操作位置は5m以上離れた位置とします。	添付書類 No.

条 項	対 応 事 項	備考
ガス漏えい検知 警報設備 (第6条第1項第	1 可燃性ガス又は告示で定める毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとおり設け	
31 号)	ます。   該 当   設置場所   必要設置個数   計画個数	
	屋内に設置されている圧縮機、ポ 設備群の周囲 10m ンプ、反応設備、貯槽その他ガス につき 1 個以上の が漏えいしやすい高圧ガス設備 割合で計算した個 が設置してある場所の周囲 数	
	個 個 個   B外に設置されている上記設備   設備群の周囲の 20m	
	が他の施設等に接近しガスが滞       につき 1 個以上の         留するおそれのある場所       割合で計算した個         数	
	個 個   加熱炉等の火源を含む施設の周   加熱炉等の周囲 20m	
	囲のガスが滞留しやすい場所 につき1個以上の 割合で計算した個	
	数 個 個	
	計器室の内部(漏えいしたガスが   1 個以上   侵入するおそれがないような措   置を講じた場合を除く)	
	一	
	周囲	
	2 指示警報部は、関係者が常駐する場所()に設置します。	
貯槽、支柱の温 度上昇防止措置 (第6条第1項第	1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置します。	添付書類 No.
32 号)	対象	
	法定:5 法定:1 栓/50m² 計画: 栓/ m²	
	進耐火     法定: 2.5     法定: 1 栓/100m²       計画:     栓/ m²	
	2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。 3 30 分間以上連続して放水できる水量を確保します。 必要水量(法定): m³、計画水量: m³ 保有水量: m³  4 高さ1 m以上の支柱に対しては、次のいずれかの措置を講じます。 □ 厚さ50mm以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐熱性能を有する不燃性の断熱材で被覆 □ 1に定める水噴霧装置等を支柱に対し水を放射できるように設置	

条項	対 応 事 項	備考
毒性ガス貯蔵施 設の識別・危険 標識 (第6条第1項第 33号)	1 毒性ガスの貯蔵所は、他の製造施設から区分して、その外部から毒性ガスの貯蔵所である旨を容易に識別することができるような措置として次の識別標を掲げます。 毒性ガス()貯蔵所 文字の大きさは縦・横10cm以上とし、色は地を白色、文字を黒色とします。 2 毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所には、次の危険標識を掲げます。 毒性ガス漏えい注意箇所 文字の大きさは、縦・横5cm以上とし、色は地を白色、文字を黒	添付書類 No.
毒性ガス配管の 接合 (第 6 条第 1 項第 35 号)	色(「注意」は赤色)とします。 毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接 により行います。	添付書類 No.
毒性ガスの二重管 (第6条第1項第 36号)	<ul> <li>1 特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素のガス設備に係る配管は、これらのガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周囲の状況に応じて必要な箇所を二重管とします。</li> <li>2 当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置を講じます。</li> <li>3 二重管の外層管は、その内径が内層管の外径の1.2倍以上であり、高圧ガス設備としての材料、強度等の基準に適合したものを使用します。</li> <li>ただし、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合はこの限りでないものとします。</li> </ul>	添付書類 No.
毒性ガスの除害 措置 (第6条第1項第 37号)	1 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散防止並びに除害措置を講じます。  区分 該当〇印 拡散防止措置及び除害措置 (1) 水等による希釈、ガスの蒸気圧低下 拡散 (2) 安全な場所への移送 防 (3) 吸着剤、吸収剤、中和剤等で蒸発気化を抑える 止 (4) 基準に適合した建物で覆う 措置 (5) 障壁、局所排気による拡散防止 (6) 吸収、中和、吸着、移送、燃焼による拡散防止 (7) 集液溝、防液堤によるガスの流出防止 (8) 特殊高圧ガス等にあっては、常時吸引による拡散防止 (1) 水、吸収剤、中和剤等による吸収又は中和 害 (2) 吸着剤による吸着除去 措置 (3) 集液溝等に回収し、安全な製造設備への返送 (4) 燃焼設備で安全に燃焼 (5) 特殊高圧ガス等にあっては、規定に適合する方式 ※ 拡散防止措置:塩素、ホスゲンの貯槽は(4) による。 ※ 除害措置: (4) はアンモニア、シアン化水素に限る。	添付書類 No.

条項	頁		対 応	事 項			備	考
		2 毒性ガス(特殊高圧ガス等を除く。)の種類及び設備の状況に応じ、 適切な[除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触さ せる装置]を設置します。						
		* ガスの種類	*	ガスの種類				
		塩 素		亜硫酸ガス				
		ホスゲン		アンモニア				
		硫化水素		酸化エチレン				
		シアン化水素		クロルメチル				
	3 特殊高圧ガス等 ( )の除害のための設備は、通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものとします。 4 毒性ガス (特殊高圧ガス等を除く。)の種類等に応じて次の除害剤を規定数量以上保有します。 ガスの種類 ( ) 区分 除害剤の種類 除害剤の数量 法定							
		5 規定数量以上の保護 備します。	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	01 997 17 1 <u>.</u>		<u>)</u> に常		
		保護具の種類 法定数量	計画	保護具の種類	法定数量	計画		
		空気呼吸器	h	隔離式防毒マスク	個	個		
		送気式マスク 個 酸素呼吸器	個	保護手袋及び長靴	個	個		
				保護衣	個	個		
静電気の除置 (第6条第1 38号)	·	1 可燃性ガス及び特定 措置を講じます。 2 接地抵抗値は総合1 します。					添付書 No.	<b>小</b>

条項	対 応 事 項	備考	
防消火設備 (第6条第1項第 39号、第39の2 号)	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な防消火設備(特定不活性ガスにあっては消火設備。)を適切な箇所に設けます。 1 防火設備	添付書類 No.	
	① 対象設備 該当		
	ることが危険となる設備及び配管を除く)       水能力が 400 L/min 以上の移動式放水銃         放水 ノ ズルの筒 先 圧 力が 0.35MPa 以上であり,かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火栓       放水能力が 1,900 L/min 以上 5 L/min・㎡×1.6 以上の水量を放水できるもの		
	②水源の容量は、同時に放射を必要とする最大水量を 30 分間以上連続して放射できる水量とします。 必要水量(法定)m³ 計画水量m³ 保有水量m³ 保有水量m³ とります。 ③供給元弁及び操作弁の操作場所と当該対象設備との距離は 15m以上とします。 2 消火設備 次の①、②に適合する消火設備を設けます。		
	① 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素  対象設備     粉末消火器     必要 計画     個数     貯槽以外の貯蔵設備,処 理設備又は消費設備若 しくは容器置場     おっては 20 トン)につき     Bー10 1 個相当以上 最小設置数量: Bー10 3個相当		
	建屋内の高圧ガス設備 不活性ガス (特定不活性ガスを除く。)等の拡散設備により粉末消火器 の代替えとすることができる。 上段:能力単位 下段:設置個数		

不活性ガス等による拡散設備等を設置します。 (防火設備が設置される場合を除く)

条項	対 応 事 項	備考
通報設備 (第6条第1項第	事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のと おり講じます。	添付書類 No.
40 号)	<ul> <li>通報設備の通報範囲</li> <li></li></ul>	INO.
	事務所 (製造施設を運転又 は管理する者が常駐する事 務所をいう。以下同じ。) と ハ 構内放送設備	
	の間(両事務所が同一の場合を除く。)       ニ インターホーン         ロ 現場事務所相互間       ニ インターホーン	
	イ ページング設備         ロ 構内放送設備         ハ サイレン	
	事業所全体	
	本     イ ページング設備       ロ 携帯用拡声器       事業所内の任意の場所における作業員相互間     ハ トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る。)       ニ メガホン	
	製造設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。 1 バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バ	添付書類 No.
41 号)	ルブの開閉方向を明示します。 2 バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。 3 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあっては、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠・封印等の措置を講じます。 4 バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。 5 バルブ等の操作に必要な照度を確保します。	

# <記載例>I-2 (コールドエバポレータによる貯蔵)

法第 16 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の技術上の基準に関する事項 (一般則第 22 条第 1 項第 1 号及び第 26 条第 1 項第 1 号の技術上の基準に対応する事項)

条項	対応事項	備考
第6条の2第1	□コールドエバポレータにより貯蔵するため、第6条の2第1項の基	
項及び第2項の	準に適合します。	
準用(第22条第	□移動式製造設備から高圧ガスを受けるコールドエバポレータである	
1号)	ため、第6条の2第2項の基準に適合します。	
第6条第1項の	□第6条第1項第1号、第2号、第7号、第8号、第10号から第20 □ 日から 第25号 第25号 第25号 第25号 第25号 第25号 第25号 第25号	
準用(第6条の	号まで、第 22 号、第 24 号、第 25 号、第 27 号、第 32 号及び第 39	
2第1項又は第6	号から第41号までの基準に適合します。(第6条の2第1項第1号)	
条の2第2項第 1号)	□第6条第1項第1号、第7号、第8号、第10号から第20号まで、 第22号、第27号、第32号及び第39号から第41号までの基準に適	
	第22 方、第21 方、第32 方及い第39 方がり第41 方までの基準に適    合します。(第6条の2第2項第1号)	
境界線・警戒標	1 事業所の境界線を ( ) により明示します。	別添 No.
(第6条第1項	1 事業別の現外線を(	1.14hr 110.
第1号)	2 言成宗は戸師がり別談に誠がてきる人ととて事業所の出入口内廷 に掲げます。	
NJ I /J/	3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設のときは、製造施設の周囲に	
	警戒標を掲げます。	
設備距離	貯蔵設備、処理設備の外面から第1種保安物件( )、第2種	別添 No.
(第6条第1項		
第2号)	保安物件()まで、規定以上の距離を確保します。	
	ガス名	
	第 1 種設備距離 L = m、計画m	
	第 2 種設備距離 L = m、計画m	
貯槽周囲の流出	1 液化ガスの貯槽(可燃性ガス又は酸素の場合は貯蔵能力 1,000t 以	別添 No.
防止措置	上、毒性ガスの場合は5t以上)の周囲には、液状のガスが漏えい・	
(第6条第1項	流出した場合に、その流出を防止するための措置として防液堤を設	
第7号、第8号)	置します。	
	2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外面から 10m以内(毒	
	性ガスの場合は、告示で定める距離)に、貯槽の付属設備その他の 設備・施設であって告示で定めるもの以外のものを設けません。	
ガス設備の気密	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備(高圧ガス設備及び空気	別添 No.
な構造(第6条	取入口を除く。) は、気密な構造とします。	1.14hr 110.
第1項第10号)	W/バロでかく。/ 『は、X/笛は情想としまり。	
371.83710.77		
高圧ガス設備の	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。	別添 No.
耐圧性能(第 6	□ 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に	
条第 1 項第 11	合格	
号)	□ 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行	
	う耐圧試験に合格	
	□ 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方	
	法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切である	
	と経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格	
	□ 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの	
	一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大	
	臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使 田間投並のすの。	
	用開始前のもの	

条項	対応事項	備考
高圧ガス設備の 気密性能(第 6 条第 1 項第 12 号)	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。  常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格  又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格  特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	別添 No.
高圧ガス設備の 強度(第6条第 1項第13号)	1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。 2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。	別添 No.
ガス設備に使用 する材料 (第 6 条第 1 項第 14 号)	ガス設備(可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス設備にあって は高圧ガス設備に限る。)には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応 じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全 な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。	別添 No.
高圧ガス設備の 基礎(第6条第 1項第15号)	1 高圧ガス設備(配管、圧縮機、ポンプ等を除く。)の基礎は、不同 沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなも のとします。 2 貯槽(貯蔵能力 100 m³ 又は 1 t 以上)の支柱(支柱のない貯槽に あっては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。	別添 No.
貯槽の沈下状況 の測定(第6条 第1項第16号)	時槽(貯蔵能力 100m³ 又は 1 t 以上) は、その沈下状況を測定する ための措置を講じます。	別添 No.
高圧ガス設備の 耐震設計(第 6 条第 1 項第 17 号)	塔(当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが 5m以上)、貯槽(貯蔵能力が 300m³又は 3t以上)及び配管(告示で定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	別添 No.
高圧ガス設備の 温度計(第6条 第1項第18号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。 2 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度 の範囲内に戻すことができるような措置を講じます。	別添 No.

条項	対応事項	備考
高圧ガス設備の 圧力計及び安全 装置(第6条第 1項第19号)	<ul><li>1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。</li><li>2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。</li></ul>	別添 No.
安全装置の放出 管 (第6条第1 項第20号)	<ul> <li>1 安全装置(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)又は空気に係る設備に設けたものを除く。)のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。</li> <li>2 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。</li> <li>① 可燃性ガスの貯槽に設けたものは、地盤面から5m以上又は貯槽の頂部から2m以上の高さで、火気となるもののない安全な位置とします。</li> <li>② 毒性ガス設備に設けたものは、当該毒性ガスの除害設備内とします。</li> <li>③ その他の高圧ガス設備に設けたものは、近接する建築物又は工作物(火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上とします。</li> </ul>	別添 No.
液面計 (第6条第1項 第22号)	1 液化ガスの貯槽には、( <u>)</u> 式液面計(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあっては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。)を設けます。 2 液面計にガラス液面計を使用するときは、次の措置を講じます。 ① その破損を防止するための措置を講じます。 ② 貯槽(可燃性ガス、特定不活性ガス及び毒性ガスのものに限る。)とガラス液面計を接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置として自動式及び手動式の止め弁を設けます。	別添 No.
	可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。)に取り付けた配管には、次の措置を講じます。 1 当該貯槽の直近にバルブ(使用時以外は閉止)を設けます。 2 緊急遮断装置を除き一以上のバルブを設けます。	別添 No.
緊急遮断装置 (第6条第1項 第25号)	1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽(内容積5、000L 未満を除く。)に取り付けた配管(当該液化ガスを送り出し、又は受 け入れるために用いられるものに限る。)には当該液化ガスが漏えい したときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置として緊急 遮断装置を設けます。 2 緊急遮断装置の操作位置は5m以上離れた位置とします。	別添 No.

条項	対応事項	備考
保安電力等 (第6条第1項 第27号)	<ul><li>1 対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。</li><li>※ 該当欄に○印を記入</li></ul>	別添 No.
NJ 21 (J)	関電     自家     蓄電池     エンジン     スチームター     空気又は       発電     装置     駆動発電     ビン駆動発電     窒素だめ	
	自動制御装置 緊急遮断装置	
	散水装置	
	防消火設備	
	冷却水ポンプ	
	水噴霧装置	
	毒性ガス除害設備	
	非常照明設備 ガス漏えい検知警	
	報設備	
	過充填防止装置	
貯槽、支柱の温 度上昇防止措置 (第6条第1項第 32号)	1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置します。	別添 No.
01 137	対象 断熱構造 散水装置 消火栓	
	貯槽名     区分     * (L/(min·m²))     *       法定: 5     法定: 1 栓/ 50m²	
	計画:   計画:   栓/ m²	
	2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。     3 30 分間以上連続して放水できる水量を確保します。     必要水量(法定):	
	保有水量:	

条項				対応事項			備考
防消火設備(第 6条第1項第 39 号、39号の2)	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けます。 1 防火設備						別添 No.
	① 対象	象設備	該 当	防 火 設	備		
	備(がにて機ルタ水険び 水常い機ドーすと配 がにて機ルタ水険び 水続要 派し水 会 と 当と 1	容量は、 放射で 量(法定 上弁及び 。	きる水 :) _ 操作弁	5 L/min・㎡以上,準耐火構造以上の設備 ㎡以上の水を噴霧できるもの 放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり,かつ放水能力が 400 L/min 以上の固定式放水銃 放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり,かつ放水能力が 400 L/min 以上の移動式放水銃 放水ノズルの筒先圧力が 0.35MPa 以上であり,かつ放水能力が 400 L/min 以上の消火栓 放水能力が 1,900 L/min 以上の消火栓 な水能力が 1,900 L/min 以上の消火を 場とします。    「加る 計画水量 保有水量   「の操作場所と当該対象設備と る消火設備を設けます。	2方向以上が /min・㎡×1.6 水量を放水での 5L/min・㎡×1 の水量を放水 もの 量を 30 分 	55 L 以上の きるも 6以上 できる	
	① 可燃作	生ガス、	特定不	<b>「活性ガス、酸素、三フッ化</b>	<b>企素</b>		
	5	対象設備		粉末消火器	必要 個数	計画 個数	
			若しく	定不活性ガスにあっては 20 トン。 -10 1 個相当以上 最小設置数量: B-10 3個階 (特定で活性ガスにあっては2個階)	) В		
	貯 槽	防液置		とにB-10 3個相当以上			
		その他の	りもの	貯槽の周囲の安全な場所 B−10   個相当以上	3		
	建屋内の	I 高圧ガス設	t備	不活性ガス(特定不活性ガスを除ぐ等の拡散設備により粉末消火器の替えとすることができる。			
						能力単位 設置個数	
		ガス等に	こよる	拡散設備等を設置します。 5場合を除く)			

条項		対応	事項	備考		
通報設備(第 6 条第 1 項第 40	事業所内で緊急時に必要な おり講じます。	:通報を	速やかに行うための措置を次のと	別添 No.		
号)	通報設備の通報範囲	該当	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)			
	イ 該当事務所の保安統括者 等が常駐する事務所と現場		イページング設備			
	事務所(製造施設を運転又 は管理する者が常駐する事		口 構内電話			
	務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場		ハ 構内放送設備			
	合を除く。) ロ 現場事務所相互間					
			イ ページング設備 ロ 構内放送設備			
	事業所全体		ハ サイレン ニ 携帯用拡声器			
			ホ メガホン (当該事業所内の面 積が 1,500 ㎡以下の場合に限る。 以下次の欄において同じ。)			
			イ ページング設備 ロ 携帯用拡声器			
	事業所内の任意の場所におけ る作業員相互間		ハ トランシーバー (計器等に対 する影響のない場合に限る。)			
			ニメガホン			
バルブ等の操作 に係る措置(第	製造設備に設けたバルブ又 コックを適切に操作できるよ		クには、作業員が当該バルブ又は の措置を講じます。	別添 No.		
			した標示をするとともに、当該バ			
41 号)	ルブの開閉方向を明示しま 2 バルブ等に係る配管には	, ,	の名称及び方向を表示します。			
	3 特に保安上重大な影響を	・与える	バルブ等にあっては、開閉状態を			
	明示する機能を取り付け、 ブ等には、施錠・封印等の		の元弁その他通常使用しないバル 鎌じます。			
	4 バルブ等を確実に操作す 5 バルブ等の操作に必要な	るため	の足場を設けます。			
設備距離 (第6条の2	1 貯蔵設備、処理設備の外面から当該事業所敷地境界に対し4m以上の距離を有します。					
第2項第2号)		きない	場合は、同等以上の措置を講じま	No.		
	-					

条項	対応事項	備考
安全装置	1 貯槽には2以上の安全装置(当該安全装置が接続している元弁が	添付書類
(第6条の2 第2項第3号)	同時に閉じることができない構造のものに限る。)を設けます。 2 安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を設けます。	No.
遮断措置 (第6条の2 第2項第4号)	送ガス蒸発器に大気熱交換式以外の方式のものを用いる場合には、 当該送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措 置を講じます。	添付書類 No.
貯槽の配管に設 けたバルブ (第6条の2 第2項第5号)	貯槽に取り付けた配管(ガスを送り出し又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。次号において同じ)には、当該貯槽の直近にバルブを設けるほか、一以上のバルブ(次号の規定により講ずる措置に係るバルブを除く。)を設けます。	添付書類 No.
緊急遮断装置 (第6条の2 第2項第6号)	貯槽に取り付けた配管(酸素以外の液化ガスにあっては、当該液化ガスを受け入れるために用いられるものに限る。)には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講	添付書類 No.
貯蔵施設周囲の 衝突防止措置 (第6条の2 第2項第7号)	じます。 貯蔵施設の周囲には、車両の衝突を防止する措置を講じます。	添付書類 No.
滞留防止措置 (第6条の2 第2項第8号)	貯蔵設備は、ガスが漏えいしたときに滞留しない場所に設置します。	添付書類 No.

## <記載例>Ⅰ-3 (圧縮天然ガススタンドに係る貯蔵)

法第 16 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の技術上の基準に関する事項 (一般則第 22 条第 2 号及び第 26 条第 1 項第 1 号の技術上の基準に対応する事項) ※処理能力 30m³以上の第二種製造者が該当。

条項	対応事項	備考
第7条第1項及 び第2項の準用 (第22条第2 号)	□圧縮天然ガススタンドにより貯蔵するため、 <u>第7条第1項</u> の基準に適合します。 □製造施設の外部から圧縮天然ガススタンドの供給を受ける圧縮天然ガススタンドであるため、 <u>第7条第2項</u> の基準に適合します。	
第6条の準用 (第7条第1項 第1号又は第7 条第2項第1 号)	第6条1項第1号、2号、5号から第22号まで、第24号から第27号まで、第30号から第32号まで、第38号から第41号までの基準に適合します。(第7条第1項第1号) 第6条1項第1号、第5号、第6号、第9号から第20号まで、第26号、第27号、第32号、第38号、第40号、第41号の基準に適合します。(第7条第2項第1号)	添付書類 No.
境界線・警戒標 (第6条第1項 第1号)	<ul><li>1 事業所の境界線を( )により明示します。</li><li>2 警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げます。</li><li>3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設のときは、製造施設の周囲に警戒標を掲げます。</li></ul>	添付書類 No.
設備距離 (第 6 条第 1 項 第 2 号)	貯蔵設備、処理設備の外面から第1種保安物件()、第2種保安物件()まで、規定以上の距離を確保します。         ガス名 第1種設備距離 L_ = m、計画m         第2種設備距離 L_ = m、計画m	添付書類 No.
貯槽間の距離 (第6条第1項 第5号)	1 貯槽(貯蔵能力が 300m³又は 3,000kg 以上)と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1m以上又は最大直径の和の 1/4 (	添付書類 No.
貯槽の識別措置 (第6条第1項 第6号)	貯槽には、容易に識別できるよう外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じます。 1 ガス名を朱書きし、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 2 貯槽の直径の 1/10 以上の幅で赤色の塗料を塗り、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 3 地下に埋設された貯槽にあっては、可燃性ガスの貯槽であることが分かる標識を掲げます。	添付書類 No.
貯槽周囲の流 出防止措置 (第6条第1項 第7、第8号)	<ul> <li>1 液化ガスの貯槽(可燃性ガス又は酸素の場合は貯蔵能力 1,000t 以上、毒性ガスの場合は 5 t 以上)の周囲には、液状のガスが漏えい・流出した場合に、その流出を防止するための措置として防液堤を設置します。</li> <li>2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外面から 10m以内(毒性ガスの場合は、告示で定める距離)に、貯槽の付属設備その他の設備・施設であって告示で定めるもの以外のものを設けません。</li> </ul>	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
製造設備の室 の構造 (第6条第1項 第9号)	製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。 該当欄に〇印  空気より軽い可	添付書類 No.
ガス設備の気 密な構造 (第6条第1項第 10号)	ガス設備(高圧ガス設備を除く。)は、気密な構造とします。	添付書類 No.
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項第 11号)	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。	添付書類 No.
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項第 12号)	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。 □ 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 □ 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格 □ 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項第 13号)	1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。 2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
ガス設備に使 用する材料 (第6条第1項第 14号)	ガス設備には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の 材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び 機械的性質を有するものとします。	添付書類 No.
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1項第 15号)	1 高圧ガス設備(配管、圧縮機、ポンプ等を除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。 2 貯槽(貯蔵能力100m³又は1t以上)の支柱(支柱のない貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。	添付書類 No.
貯槽の沈下状 況の測定 (第6条第1項第 16号)	貯槽(貯蔵能力 100m³又は1t以上)は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。	添付書類 No.
高圧ガス設備 の耐震設計 (第6条第1項第 17号)	塔(当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが 5m 以上)、貯槽(貯蔵能力が 300 m³ 又は 3t 以上)及び配管(告示で定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付書類 No.
高圧ガス設備 の温度計 (第6条第1項第 18号)	<ul><li>1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。</li><li>2 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の 範囲内に戻すことができるような措置を講じます。</li></ul>	添付書類 No.
高圧ガス設備 の圧力計及び 安全装置 (第6条第1項第 19号)	<ul><li>1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。</li><li>2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。</li></ul>	添付書類 No.
安全装置の放 出管 (第6条第1項第 20号)	<ul> <li>1 安全装置のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。</li> <li>2 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。</li> <li>① 貯槽に設けたものは、地盤面から5m以上又は貯槽の頂部から2m以上の高さで、火気となるもののない安全な位置とします。</li> <li>② その他の高圧ガス設備に設けたものは、近接する建築物又は工作物(火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上とします。</li> </ul>	添付書類 No.
可燃性ガス低 温貯槽の負圧 防止 (第6条第1項 第21号)	低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	添付書類 No.

条項			対応事項			備考
液面計 (第6条第1項第 22号)	1 貯槽には、 2 液面計に ① その破れ ② 貯槽と 損によるれ 手動式の」	添付書類 No.				
貯槽の配管に 設けたバルブ (第6条第1項 第24号)	貯槽(加圧 貯槽の直近の 管には、次の 1 当該貯槽 2 緊急遮断	添付書類 No.				
緊急遮断装置 (第6条第1項第 25号)	1 貯槽(内容積5,000L未満を除く。)に取り付けた配管(当該液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。)には当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置として緊急遮断装置を設けます。 2 緊急遮断装置の操作位置は5m以上離れた位置とします。					添付書類 No.
電気設備 (第6条第1項第 26号)	高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスに応じた 防爆性能を有する構造とします。 機器名称 ガス名 0種・1種・2種 必要防爆 計画防爆					添付書類 No.
			場所別 0種・1種・2種 0種・1種・2種 0種・1種・2種	性能	性能	
			0種・1種・2種			

条項	対応事項	備考				
保安電力等 (第6条第1項第 27号)	<ul><li>1 対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよう 保安電力等の措置を講じます。</li><li>※ 該当欄に○印を記入</li></ul>					
	保安電力     買電 自家 蓄電池 ン駅動 タービン 窒素だめ 発電 装置 装置					
	2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあっては、常時使 用できる予備電池を保有します。					
障 壁 (第6条第1項第 30号)	1 障壁は堅固な基礎の上に構築し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造とします。 2 圧縮機と圧力が 10MPa 以上の圧縮ガスを容器に充塡する場所又は当該ガスの充塡容器置場との間には次の障壁を設けます。	添付書類 No.				
	該当 種類					

条項	対応事項	備考
ガス漏えい検 知警報設備	1 製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとなり記します。	
(第6条第1項第 31号)	おり設けます。 	
<b>31 3</b> /	屋内に設置されている圧縮機、ポ 設備群の周囲 10m につき 1 個以上の が漏えいしやすい高圧ガス設備 割合で計算した個 が設置してある場所の周囲 数	
	個	
	屋外に設置されている上記設備設備群の周囲の 20mが他の施設等に接近しガスが滞につき 1 個以上の留するおそれのある場所割合で計算した個数	
	個 個   1	
	囲のガスが滞留しやすい場所 につき 1 個以上の 割合で計算した個 数	
	個 個   1	
	受入するおそれがないような措 置を講じた場合を除く) 個	
	毒性ガスの充塡用接続ロ一群の 1 個以上 周囲	
	2 指示警報部は、関係者が常駐する場所()に設置します。	
貯槽、支柱の温 度上昇防止措 置	1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置します。	
(第6条第1項第	対象 断熱構造 散水装置 消火栓	
32 号)	貯槽名     区分     * (L/(min·m²))     *       , ,     法定: 5     法定: 1 栓/ 50m²	
	なし 計画: <u></u> 計画: <u>栓/ m<sup>2</sup></u>	
	注示	
	2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対応します。	
	3 30 分間以上連続して放水できる水量を確保します。 必要水量(法定): <u>m³</u> 、計画水量: <u>m³</u>	
	保有水量:m³         4 高さ1m以上の支柱に対しては、次のいずれかの措置を講じます。	
	□ 厚さ 50mm 以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐熱性能を	
	有する不燃性の断熱材で被覆 □ 1に定める水噴霧装置等を支柱に対し水を放射できるように設 置	
静電気の除去 措置	1 製造設備には静電気を除去する措置を講じます。 2 接地抵抗値は総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10Ω) 以下とし	添付書類
(第6条第1項第 38号)		No.
		l

条項	対応事項	備考
防消火設備 (第6条第1項第 39号第39の2	製造施設には、その規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けます。	添付書類No.
39 号第 39 の 2 号)	1 防火設備	
	上の放水砲       以上の水量を放水できるもの         ②水源の容量は、同時に放射を必要とする最大水量を 30 分間以上連続して放射できる水量とします。         必要水量(法定)m³ 計画水量m³         保有水量m³         ③供給元弁及び操作弁の操作場所と当該対象設備との距離は 15m以上とします。         2 消火設備下記に適合する消火設備を設けます。	
	対象設備 粉末消火器 必要 計画 個数 的数 おりまり おりまり おりまり おりまり おりまり おりまり おりまり おりま	
	貯槽       その他のもの       貯槽の周囲の安全な場所       B-10 3 個相当以上         建屋内の高圧ガス設備       不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。         上段:能力単位下段:設置個数	

下段:設置個数

条項	対応事項	備考					
通報設備 (第6条第1項第	事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じます。						
40 号)	通報設備の通報範囲 該当 設けるべき通報設備	No.					
	○印   (次に掲げるものの1又は2以上)   イ 該当事務所の保安統括者   イ ページング設備   等が常駐する事務所と現場						
	事務所(製造施設を運転又 は管理する者が常駐する事						
	務所をいう。以下同じ。) と       ハ 構内放送設備         の間(両事務所が同一の場       ニ インターホーン						
	ロ現場事務所相互間						
	イページング設備       ロ構内放送設備       ハサイレン						
	事業所全体						
	積が 1,500 ㎡以下の場合に限る。 以下次の欄において同じ。)						
	イ ページング設備         ロ 携帯用拡声器						
	事業所内の任意の場所における作業員相互間       ハ トランシーバー (計器等に対する影響のない場合に限る。)						
	ニメガホン						
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項第 41号)	ブの開閉方向を明示します。 2 バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。 3 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあっては、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠・封印等の措置を講じます。 4 バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。 5 バルブ等の操作に必要な照度を確保します。	添付書類 No.					
ディスペンサ ーの保安距離	1 貯蔵設備、処理設備の外面から第 1 種保安物件 ( )、第 2 種保安物件 ( )まで、規定以上の距離を確保します。	添付書類 No.					
(第7条第1項 第2号)	2 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し5m以上の距離を有します。	1.00					
圧縮天然ガス が滞留しない 構造 (第7条第 1項第3号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。	添付書類 No.					
充塡を受ける車 両の停止位置 (第7条第1項第 4号)	<ul><li>1 充塡を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から3m以上離れて停止させるための措置を講じます。</li><li>2 3m以上離れる措置を講じない場合には、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じます。</li></ul>	添付書類 No.					

条項	対応事項	備考
過充塡防止のた めの措置 (第7条第1項第 5号)	圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天 然ガスを充塡するときは、充塡設備に過充塡防止のための措置を講じま す。	添付書類 No.
火気取扱施設 との距離 (第7条第1項 第6号)	1 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限る)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く)を取り扱う施設に対し8m以上の距離を有します。 2 8m以上の距離がとれない場合、流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.
設備間の距離	圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、次の措置を講じます。	添付書類
(第7条第1項 第7号)	1 外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備 (液化石油ガススタンド、液化天然ガススタンドを除く)及び圧縮水 素スタンドの高圧ガス設備に対し5m以上の距離を有します。 計画m 2 酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る)に対し10m以上の距離を有します。 計画m	No.
圧縮水素スタ ンドまでの距 離 (第7条第1項 第8号)	圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じます。 計画m	別添 No.
敷地境界まで の距離 (第7条第2項 第2号)	1 高圧ガス設備(第3号、第4号に掲げるものを除く)は、その外面から当該事業所の敷地境界に対し6m以上の距離を有します。 2 6m以上の距離を確保できない場合、同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.
地盤面下に高 圧ガス設備を 設置する場合 の措置 (第7条第2項 第3号)	地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
道路境界線ま での距離 (第7条第2項 第4号)	1 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し5m以上の距離を有します。 2 5m以上の距離を確保できない場合、同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.
防火壁の設置 (第7条第2項 第5号)	圧縮ガススタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2m以上の防火壁を設置します。	添付書類 No.
配管の緊急遮 断措置 (第7条第2項 第6号)	当該製造施設の外部から供給される圧縮天然ガスを受け入れる配管には、緊急時に圧縮天然ガスを遮断するための措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
圧縮機の爆発、 漏えい、損傷等 防止措置 (第7条第2項 第7号)	圧縮天然ガスを製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
自動閉止措置 (第7条第2項 第8号)	圧縮天然ガスの貯槽に取り付けた配管(圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽と配管との接続部を含む)には、圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を講じます。	添付書類 No.
最大充塡圧力 以下で遮断す る措置 (第7条第2項 第9号)	ディスペンサーには、充塡車両に固定した容器の最大充塡圧力以下の 圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防 止する措置を講じます。	添付書類 No.
配管の措置 (第7条第2項 第10号)	配管(高圧ガスが通る部分に限る。)には次の措置を講じます。 イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置する。 ロ トレンチ蓋を通気性の良いものにする。(第11号に規定する設備を 設ける場合を除く)	添付書類 No.
漏えい検知機 等の設置 (第7条第2項 第11号)	製造施設には、当該施設から漏えいする圧縮天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該天然ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造施設の運転を自動的に停止するための措置を講じます。	添付書類 No.
感震装置の設 定 (第7条第2項 第12号)	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けます。	添付書類 No.
自動停止装置 の手動起動措 置 (第7条第2項 第13号)	前2号の製造施設の運転を自動に停止する装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置します。	添付書類 No.
警報の発報措置 (第7条第2項 第14号)	前3号の規定により、製造施設の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ、第6号、第8号及び第9号で規定する遮断装置に遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じます。	添付書類 No.
車両の衝突防 止措置 (第7条第2項 第15号)	ガス設備は、車両が衝突するおそれのない場所に設置します。 又は、車両の衝突を防止する措置を講じます。	添付書類 No.
圧縮天然ガス が滞留しない 構造 (第7条第2項 第16号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。	添付書類 No.
充塡を受ける 車両の停止位 置 (第7条第2項 第17号)	<ul><li>1 充塡を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から3m以上離れて停止させるための措置を講じます。</li><li>2 3m以上離れる措置を講じない場合には、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じます。</li></ul>	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
火気取扱施設 との距離 (第7条第2項 第18号)	1 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限る)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く)を取り扱う施設に対し4m以上の距離を有します。 2 4m以上の距離がとれない場合、流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.
過充塡防止の ための措置 (第7条第2項 第19号)	圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天 然ガスを充塡するときは、充塡設備に過充塡防止のための措置を講じます。	添付書類 No.
設備間の距離 (第7条第2項 第20号)	圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、次の措置を講じます。  1 外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮水素ガススタンドを除く)の高圧ガス設備に対し5m以上の距離を有します。 計画m  2 酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る。)に対し10m以上の距離を有します。 計画m	添付書類 No.
圧縮水素スタ ンドまでの距 離 (第7条第2項 第20号の2)	1 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有します。 2 6m以上の距離を有しない場合、同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.
消火設備の設置 (第7条第2項 第21号)	圧縮天然ガススタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備を適切 な箇所に設置します。	添付書類 No.

## <記載例>I-4 (液化天然ガススタンドに係る貯蔵)

法第 16 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の技術上の基準に関する事項 (一般則第 22 条第 3 号及び第 26 条第 1 項第 1 号の技術上の基準に対応する事項) ※処理能力 30㎡<sup>3</sup>以上の第二種製造者が該当。

条項	以上の第 <sub>一</sub> 種製造者が該当。 対応事項	備考				
		IM <sup>1</sup> →				
第7条の2第1	処理能力が 30 m³ 以上の第二種製造者であり液化天然ガススタンド					
項の準用(第 22	で貯蔵するため、第7条の2第1項の基準に適合します。					
条第3号)						
第6条第1項の準	第6条第1項第1号、第9号から第21号まで、第26号、第27号、					
用(第7条の2	第 38 号から第 41 号まで及び第 43 号の基準に適合します。					
第1項第1号)						
境界線・警戒標	1 事業所の境界線を ( ) により明示します。	添付書類				
(第6条第1項第	2 警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近	No.				
1号)	に掲げます。					
	3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設のときは、製造施設の周囲に警					
	戒標を掲げます。					
製造設備の室の	製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないよう	添付書類				
構造	な構造とします。	No.				
(第6条第1項第	該当欄に〇印					
9号)	空気より軽い可   開口部は十分な面積があり、2					
	全、なり軽い円					
	換気装置があり正常に作動可能					
	空気より重い可開口部は十分な面積があり、床					
	燃性ガス 面まで開口し、2方向以上ある。					
	床面近くに吸気口を備えた換気					
	装置があり、正常に作動可能。					
ガス設備の気密	ガス設備(高圧ガス設備及び空気取入口を除く。)は、気密な構造と	添付書類				
な構造	します。	No.				
(第6条第1項第		110.				
10 号)						
高圧ガス設備の	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。	添付書類				
耐圧性能	□ 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に					
(第6条第1項第	合格	No.				
11号)	□ 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行					
11 5)	う耐圧試験に合格					
	フ間圧試験に百俗 □ 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方					
	出た。  一とは、  は、  は、  は、  はいる  にはいる  には					
	と経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格					
	□ 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの					
	一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大					
	臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使					
	用開始前のもの					

条項	対応事項	備考
高圧ガス設備の 気密性能 (第6条第1項第 12号)	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。 □ 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 □ 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格 □ 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備の 強度 (第6条第1項第 13号)	1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。 2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。	添付書類 No.
ガス設備に使用 する材料 (第6条第1項第 14号)	ガス設備には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 基礎 (第6条第1項第 15号)	1 高圧ガス設備(配管、圧縮機、ポンプ等を除く。)の基礎は、不同 沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなも のとします。 2 貯槽(貯蔵能力100m³又は1t以上)の支柱(支柱のない貯槽にあ っては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。	添付書類 No.
貯槽の沈下状況 の測定 (第6条第1項第 16号)	貯槽(貯蔵能力 100m³又は 1 t 以上)は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 耐震設計 (第6条第1項第 17号)	塔(当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが 5m以上)、貯槽(貯蔵能力が 300 m³ 又は 3t以上)及び配管(告示で定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 温度計 (第6条第1項第 18号)	<ol> <li>高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。</li> <li>当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の 範囲内に戻すことが出来るような措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.

条項	対応事項								
高圧ガス設備の	1. 高圧ガス記	添付書類							
圧力計及び安全	2. 高圧ガス記	No.							
装置   (第 6 条第 1 項第	を計谷圧力	を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。							
19号)									
安全装置の放出	1. 安全装置(	1. 安全装置のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。							
管	2. 放出管の関	昇口部の位	<b>工置は、放出するガス</b>	スの性質に応	じた適切な位置	添付書類 No.			
(第6条第1項第	とします。								
20 号)			のは、地盤面から5						
	-		、火気となるものの						
			ス設備に設けたもの		•				
			設にあっては8m以 もの)の高さ以上と		い物可にめつし				
可燃性ガス低温	-		内部の圧力が外部の		下することによ	添付書類			
り然性ガス低温 貯槽の負圧防止	,_,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7.4 1	を防止するための措		. ,	No.			
(第6条第1項第									
21 号)									
電気設備	高圧ガス設	:備に係る	電気設備は、その設	世場所及び	当該ガスに応じ	添付書類			
(第6条第1項第	た防爆性能を	有する構造	造とします。			No.			
26 号)	Liver to at	I			T 1				
	機器名称	ガス名	0種・1種・2種		計画防爆				
			場所別 0種・1種・2種	性能	性能				
			0種·1種·2種 0種·1種·2種						
			0種·1種·2種						
			0種・1種・2種						
		<u>I</u>	l	I					
	1					1			

条項	対応事項						
保安電力等	1 対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよ						
(第6条第1項第	う保安電力等の措置を講じます。	No.					
27 号)	※ 該当欄に○印を記入						
	保安     エンジ スチーム 空気又は 電力 買電 自家 蓄電池 ン駆動 タービン 窒素だめ 発電 装置 発電 駅動発電       設備						
	自動制御 装置						
	緊急遮断						
	散水装置						
	防消火設 備 (備)						
	冷却水ポーププ						
	水噴霧装置						
	毒性ガス除害設備						
	非常照明設備						
	ガス漏え						
	い検知警 報設備						
	通報設備						
	過充填防						
	2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあっては、常時使用できる予備電池を保有します。						
静電気の除去措置 (第6条第1項第	2. 接地抵抗値は総合 $100\Omega$ (避雷設備を設けたものは $10\Omega$ ) 以下とし	添付書類 No.					
38 号)							

条項	対応事項					備考	
防消火設備 (第6条第1項第 39号第39の2	製造施設に設けまっ	· ·	の規模	に応じて、適切な防消火	設備を適	5切な箇所	添付書類 No.
39 分第 39 07 2 号)	ガ備(がにて機ルタ水険と)が、ない、	受備 対象の ではいまする。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	該当〇印	0.35MPa 以上であり,かつ 放水能力が400 L/min以上		できるも (上から (・㎡× O水量を	
	続して 必要水量 ③供給元	放射できる 量 (法定) 弁及び操作	水量 2	上の放水砲	m³ m³	間以上連	
		<b>设備</b>	火設(i	帯を設けます。 粉末消火器	必要	計画	
	貯槽以外	の貯蔵設備,処は消費設備若	1個相	初末何久奋 内の停滞ガス量 10 トンにつきB- 当以上 设置数量: B-10 3個階	個数	個数	
	貯槽	防液 堤 設 置 その他のも の	B−1 3個相	当以上 ○周囲の安全な場所 B−10 3 f			
	建屋内の	 高圧ガス設備	不活性	井ガス等の拡散設備により粉末消	k	<u> </u>	

上段:能力単位 下段:設置個数

器の代替えとすることができる。

条項	対応事項					
通報設備	事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のと	添付書類				
(第6条第1項第	おり講じます。					
40 号)	通報設備の通報範囲 該当 設けるべき通報設備 ○印 (次に掲げるものの1又は2以上)					
	イ 該当事務所の保安統括者 イ ページング設備					
	等が常駐する事務所と現場					
	事務所(製造施設を運転又 ロ 構内電話 は管理する者が常駐する事					
	務所をいう。以下同じ。)と ハ 構内放送設備					
	の間(両事務所が同一の場					
	ロ 現場事務所相互間					
	イページング設備					
	ロ 構内放送設備       ハ サイレン					
	事業所全体 二 携帯用拡声器					
	ホーメガホン(当該事業所内の面					
	積が 1,500 ㎡以下の場合に限る。  以下次の欄において同じ。)					
	イページング設備					
	ロ 携帯用拡声器					
	事業所内の任意の場所におけハ トランシーバー (計器等に対しる作業員相互間する影響のない場合に限る。)					
	ニメガホン					
バルブ等の操作	製造設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又は	添付書類				
に係る措置	コックを適切に操作できるように次の措置を講じます。	No.				
(第6条第1項第	1 バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バル					
41 号)	ブの開閉方向を明示します。					
	2 バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。					
	3 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあっては、開閉状態を明					
	示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ					
	等には、施錠・封印等の措置を講じます。					
	4 バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。					
	5 バルブ等の操作に必要な照度を確保します。					
導管	導管については、次の基準に適合するように設置します。					
(第6条第1項第						
43号)	White a state of the state of t	Not 11 also store				
イ. 導管の設置場	導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所そ	添付書類 No.				
所禁止	の他告示で定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置しませ     ,	No.				
		<b>沃</b>				
ロ. 地盤面上の導	1 導管を地盤面上に設置するときは、地盤面から0.3m以上離して設置しま	添付書類 №.				
管の標識	す。	110.				
	2 周囲の状況に応じた柵、ガードレール等の防護措置を講じます。					
	3 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明					
	瞭に記載した標識を、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所 に記述さます					
	に設けます。					

条項	対応事項	備考
ハ. 地盤面下の導管の標識	1 導管を地盤面下に埋設するときは、0.6m以上地盤面から下に埋設します。 2 車両の交通が特に激しい公道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設します。 3 上記1、2における深さが得られない場合は、「カバープレート・ケーシング・肉厚を増加させる」措置を講じます。 4 鉄道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設し、かつ、鋼鉄のケーシングを用いて保護します。 5 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を次の基準によりに設けます。 (1) 人家の多い地区を通る場合は、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所 (2) 人家が少ない地区において、導管を道路に沿って設置する場合は、	添付書類 No.
二. 水中導管	1,000m間隔  1 導管を船の航行する水域の水底に設置する場合は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置します。  2 導管を海底、河底に設置する場合は、[管の比重上げる・アンカー]等管の浮上や移動を防止するための措置を講じます。	添付書類 No.
	<ul> <li>3 導管を波浪の影響を受ける接岸部に設置する場合は、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵] による防護措置を講じます。</li> <li>4 導管を流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置する場合は、洗掘されるおそれのない深さに埋設します。</li> <li>また、水路が不安定な川床に埋設する場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設します。</li> </ul>	
ホ. 導管の耐圧・ 気密性能	導管は、次のいずれかの耐圧性能及び気密性能を満たします。 □ 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 □ 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 □ 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 □ 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格	添付書類 No.

条項	対応事項	備考			
へ. 導管の強度	導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は導管の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとします。	添付書類 No.			
ト. 導管の腐食 防止措置	1 導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じます。 (1) 腐食性のあるガスの場合は、内面防食措置[当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング]を講じます。 (2) 地中に埋設する場合は、[塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装]により外面を保護します。 (3) 地中に埋設する場合は、必要に応じた電気防食措置を講じます。 2 導管の応力を吸収するための措置を次のとおり講じます。 (1) 地中に埋設する場合は、埋め戻しの際に十分つき固めを行い、導管が均一に、かつ、適当な摩擦力を持って土中に支持されるようにします。 (2) 地上に設置する場合は、導管の伸縮を吸収するための措置を講じ、導管の支持構造物は、導管の伸縮を阻害しないものとします。				
チ. 導管の温度上 昇防止措置	<ul><li>1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置を講じます。</li><li>2 導管を地上に設置する場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じます。</li></ul>				
リ. 導管の安全 装置	導管には、常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講じます。 安全弁 設置数:基 その他の安全装置()設置数: 基	添付書類 No.			
ヌ. 導管の水分除去措置	<ul><li>1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送するときは、導管と圧縮機との間に水分離器を設けて水分を除去します。</li><li>2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間には、水分離器を設けます。</li></ul>	添付書類 No.			
ル. 導管の通報 設備	事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための 措置[電話・インターホン]を講じます。	添付書類 No.			
敷地境界までの 距離 (第7条の2 第1項第2号)	高圧ガス設備(次号から第5号までに掲げる物を除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し6m以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.			

条項	対応事項	備考
室の滞留防止措置(第7条の2 第1項第3号)	地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、 かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措 置を講じます。	添付書類 No.
液化天然ガス貯 槽の基準 (第7条の2第1 項第4号)	液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合します。	添付書類 No.
貯槽の埋設 (第7条の2第1 項第4号イ)	貯槽は地盤面下に埋設します。	添付書類 No.
貯槽の構造 (第7条の2第1 項第4号ロ)	貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの 温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽を室に設置 する場合の基準 (第7条の2第1 項第4号ハ)	貯槽を室(以下この号において「貯槽室」という。)に設置する場合にあっては、次に掲げる基準に適合します。 (イ) 貯槽室の上部は、十分な強度を有する構造とします。 (ロ) 貯槽室には、防水措置を施します。 (ハ) 貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気設備を設けます。	添付書類 No.
貯槽を貯槽室に 設置しない場合 の基準 (第7条の2第1 項第4号二)	貯槽を貯槽室に設置しない場合にあっては、次に掲げる基準に適合します。 (イ) 貯槽を設置するときは、貯槽を地盤に固定して腐食を防止する措置を講じます。 (ロ) 貯槽を設置するときは、厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有するもので貯槽上部の地盤面上を覆い、かつ、貯槽が地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じます。 (ハ) 貯槽を設置するときは、必要に応じ周囲に断熱及び凍結防止のための措置を講じます。	添付書類 No.
ディスペンサー から道路境界ま での距離(第7 条の2第1項第5 号)	<ul><li>1 ディスペンサーは、その本体の外面から行動の道路境界に対し5 m以上の距離を有します。</li><li>2 5 m以上の距離を有しない場合、同等以上の措置を講じます。</li></ul>	添付書類 No.
防火壁 (第7条の 2第1項第6号)	1 液化天然ガススタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する 箇所等を除く。)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ 2m以 上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を設けます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
緊急遮断措置(第	液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管(液化天然ガスを送り出し、	添付書類
7条の2第1項第	又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との	No.
7号)	接続部を含む。第13号において同じ。)には、液化天然ガスが漏えい	
	したときに安全に、かつ、速やかに遮断する措置を講じます。	
ディスペンサー	ディスペンサーには、充填終了時に、自動的に液化天然ガスを遮断	添付書類
の充填終了後の	する装置を設け、かつ、充填ホースからの漏えいを防止するための措	No.
措置(第7条の2	置を講じます。	
第1項第8号)		
配管の措置(第7	配管(高圧ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じます。	添付書類
条の2第1項第9		No.
号)		
イ. 設置位置	外部からの衝撃により、損傷を受ける恐れのない場所に設置します。	添付書類
ロ.トレンチ内に	トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものと	No. 添付書類
設置する場合	トレンテ内に設直する場合は、トレンテの蓋を通気性のよいものと   します。ただし、次号に規定する設備を設けた場合はこの限りではあ	No. <b>音</b> 類
以直りる物口	りません。	
ガス漏えい検知	製造施設には、当該施設から漏えいする天然ガスが滞留するおそれ	添付書類
警報器(第7条の	のある場所に、当該ガスを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を	No.
2第1項第10号)	自動的に停止するための装置を設置します。	
液化天然ガス貯	液化天然ガスの貯槽を二以上隣接して設置する場合は、その相互間	添付書類
槽間距離(第7	に1m以上の間隔を保ちます。	No.
条の2第1項第	(CIMNIA CNASA)	
11 号)		
液面計(第7条の	液化天然ガスの貯槽には、液面計(ガラス液面計以外の液面計に限	添付書類
2 第 1 項第 12 号)	る。)を設けます。	No.
貯槽の配管に取	液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管には、第7号の規定により講	添付書類
り付けたバルブ	ずる緊急遮断措置に係るバルブのほか、当該貯槽の直近にバルブを設	No.
の措置(第7条の	け、かつ、液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外の時は	
2 第 1 項第 13 号)	閉鎖します。	
感震装置(第7	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検	添付書類
条の2第1項第	知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を	No.
14 号)	設けます。	
起動装置(第7	第 10 号及び前号の製造設備の運転を自動的に停止する装置には、手	添付書類
条の2第1項第	動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他の緊	No.
15 号)	急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置しま	
	す。	
遮断装置の遮断	第10号、第14号又は前号の規定により製造設備の運転を停止する	添付書類
弁(第7条の2	場合は、充塡のための加圧設備の運転を自動的に停止し、かつ	No.
第1項第16号)	、第7号及び第8号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮	
	断弁を自動的に閉止させ、当該閉止を検知し、並びに閉止状態に異常	
	が生じた場合に警報を発する措置を講じます。	

条項	対応事項	備考
ガス設備の設置	ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置します。ただ	添付書類
位置(第7条の2	し、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りではありま	No.
第1項第17号)	せん。	
ディスペンサー	ディスペンサーの上部に屋根を設ける場合は、不燃性又は難燃性の	添付書類
の屋根(第7条の	材料を用いるとともに、液化天然ガスが漏えいしたときに、気化した	No.
2 第 1 項第 18 号)	天然ガスが滞留しない構造とします。	
火気取扱施設と	1 液化天然ガススタンド(液化天然ガス又は気化した天然ガスが通	添付書類
の距離(第7条の	る部分に限る。)は、その外面から火気(当該液化天然ガススタンド内	No.
2 第 1 項第 19 号)	のものを除く。)を取り扱う施設に対し、4m以上の距離を有します。	
	2 4m以上の距離がとれない場合、流動防止措置若しくは液化天然	
	ガス若しくは気化した天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直	
	ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	
他の製造施設ま	1 液化天然ガススタンドの処理設備と他の可燃性ガスの高圧ガス設	添付書類
での距離(第7	備との距離は5m以上の距離とします。	No.
条の2第1項第	2 液化天然ガススタンドの処理設備と圧縮水素スタンドの処理設備	
20 号)	及び貯蔵設備との距離は6m以上の距離とします。	
	3 液化天然ガススタンドの処理設備と酸素の製造設備の高圧ガス設	
	備(酸素が通る部分に限る。)との距離は10m以上の距離とします。	

## <記載例> I-5 (圧縮水素スタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項

- (一般則第22条第1項第4号及び第26条第1項第1号の技術上の基準に対応する事項、
- 一般則第 23 条第 2 項第 1 号及び第 26 条第 1 項第 2 号の技術上の基準に対応する事項) ※処理能力  $30 \text{m}^3$ 以上の第二種製造者が該当。

条項	対応事項	備考
第7条の3第1 項の準用(第22 条第1項第4号、 第23条第2項第 1号)	□圧縮水素スタンドにより貯蔵するため、第7条の3第1項の基準に適合します。 (当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が82MPa以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあっては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が1MPa未満のものに限る。) □圧縮水素スタンドにより貯蔵するため、第7条の3第2項の基準に適合します。 (液化水素の貯槽を設置する場合にあっては、第8条第3項及び第4項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。)	
第6条第1項の 準用(第7条の3 第1項第1号又は 第7条の3第2 項第1号)	第6条第1項第1号、第2号、第5号から第22号まで、第24号から第27号まで、第32号及び、第38号から第42号までの基準に適合します。 第6条第1項第1号、第6号から第14号まで、第16号から第19号まで、第21号、第22号、第24号から第27号まで、第32号、第38号及び第41号並びに第7条の3第1項第1号の2から第1号の4まで及び第17号の基準に適合します。	添 付 書 類 No.
境界線·警戒標 (第6条第1項第1 号)	1 事業所の境界線を ( ) により明示します。 2 警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げます。 3 一部のみが高圧ガス保安法適用施設のときは、製造施設の周囲に警戒標を掲げます。	添 付 書 類 No.
設備距離(第6条 第1項第2号)	貯蔵設備、処理設備の外面から第1種保安物件()、第2種保安物件()まで、規定以上の距離を確保します。 第1種設備距離 L <sub>1</sub> = m、計画 m 第2種設備距離 L <sub>2</sub> = m、計画 m	添 付 書 類 No.
貯槽間の距離(第 6条第1項第5号)	1 貯槽 (貯蔵能力が 300m³ 又は 3,000kg 以上) と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1 m以上又は最大直径の和の 1/4 (+)/4=m、計画m (+)/4=m、計画m のいずれか大なるものに等しい距離以上とします。 2 規定の距離に満たない場合、水噴霧装置又はこれと同等以上の防火上及び消火上有効な能力を有する措置を講じます。	派 付 書 類 No.

条項	対応事項	備考		
貯槽の識別措置 (第6条第1項第6 号)	貯槽には、容易に識別できるよう外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じます。 1 ガス名を朱書きし、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 2 貯槽の直径の1/10以上の幅で赤色の塗料を塗り、又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。 3 地下に埋設された貯槽にあっては、水素の貯槽であることが分かる標識を掲げます。	派 付 書 類 No.		
貯槽周囲の流出 防止措置(第6条 第1項第7号、第8 号)	1 液化ガスの貯槽(貯蔵能力1,000t以上)の周囲には、液状のガスが漏えい・流出した場合に、その流出を防止するための措置として防液堤を設置します。 2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外面から10m以内に、貯槽の付属設備その他の設備・施設であって告示で定めるもの以外のものを設けません。	添付書類 No.		
製造設備の室の 構造(第6条第1 項第9号)	製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。 該当欄に〇印  空気より軽い可	添 付 書 類 No.		
ガス設備の気密 な構造(第6条第 1項第10号)	ガス設備(高圧ガス設備を除く。)は、気密な構造とします			
高圧ガス設備の 耐圧性能 (第6条 第1項第 11 号)	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。 □ 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 □ 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 □ 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格 □ 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	添付書類 No.		
高圧ガス設備の 気密性能(第6条 第1項第12号)	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。 □ 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 □ 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格 □ 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	添付書類 No.		

条項	対応事項			
高圧ガス設備の 強度(第6条第1 項第13号) ガス設備に使用 する材料(第6条	1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。 2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。 ガス設備には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械	添 付 書 類 No. 添 付 書 類 No.		
第1項第14号)	的性質を有するものとします。			
高圧ガス設備の 基礎(第6条第1 項第15号)	1 高圧ガス設備(配管、圧縮機、ポンプ等を除く。)の基礎は、不同 沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなも のとします。 2 貯槽(貯蔵能力 100m³ 又は 1t以上)の支柱(支柱のない貯槽にあって は、その底部)は、同一の基礎に緊結します。	添 付 書 類 No.		
貯槽の沈下状況 の測定(第6条第 1項第16号)	貯槽(貯蔵能力 100m³ 又は 1t以上)は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。	添 付 書 類 No.		
高圧ガス設備の 耐震設計(第6条 第1項第17号)	塔(当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが 5m 以上)、貯槽(貯蔵能力が300m³又は3t以上)及び配管(告示で定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎は、設計地震動、耐震設計構造物の応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添 付 書 類 No.		
高圧ガス設備の 温度計(第6条第 1項第18号)	<ul><li>1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。</li><li>2 当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の 範囲内に戻すことができるような措置を講じます。</li></ul>	添 付 書 類 No.		
高圧ガス設備の 圧力計及び安全 装置(第6条第1 項第19号)	<ul><li>1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。</li><li>2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を 許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。</li></ul>	添 付 書 類 No.		
安全装置の放出 管(第6条第1項 第20号)	1 安全装置のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。 2 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。 ① 水素の貯槽に設けたものは、地盤面から5m以上又は貯槽の頂部から2m以上の高さで、火気となるもののない安全な位置とします。 ② その他の高圧ガス設備に設けたものは、近接する建築物又は工作物(火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上とします。	添 付 書 類 No.		

条項	対応事項						
可燃性ガス低温 貯槽の負圧防止 (第6条第1項第 21号)	低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することによ槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	的貯 添付書類 No.					
液面計(第6条第 1項第22号)	1 液化ガスの貯槽には、(	皮損					
貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項第24号)	貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。)に取り付た配管には、次の措置を講じます。 1 当該貯槽の直近にバルブ(使用時以外は閉止)を設けます。 2 緊急遮断装置を除き一以上のバルブを設けます。						
緊急遮断装置(第 6条第1項第 25 号)	1 液化ガスの貯槽(内容積 5,000L未満を除く。)に取り付けた配管( 液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。) が 当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するが の措置として緊急遮断装置を設けます。 2 緊急遮断装置の操作位置は5m以上離れた位置とします。	こは No.					
電気設備(第6条 第1項第26号)	高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスに成た防爆性能を有する構造とします。	ぶじ 添 付 書 類 No.					
	機器名称     ガス名     0種・1種・2種 少要防爆性能       の種・1種・2種     0種・1種・2種       の種・1種・2種     0種・1種・2種	爆					

条項	対応事項	備考
保安電力等(第6	1 対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよ	添付書類
条第1項第 27	う保安電力等の措置を講じます。	No.
号)	※ 該当欄に○印を記入	
	保安電力   買電   自家   蓄電池装   エンジン   スチームター   空気又は	
	等 発電 置 駆動発電 ビン駆動発電 窒素だめ	
	設備	
	自動制御装置	
	緊急遮断装置	
	散水装置	
	防消火設備	
	冷却水ポンプ	
	水噴霧装置	
	毒性ガス除害	
	設備	
	非常照明設備 ガス漏えい検	
	知警報設備	
	通報設備	
	過充塡防止装	
	置置	
	2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあっては、常時	
	使用できる予備電池を保有します。	
貯槽、支柱の温	1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽	添付書類
度上昇防止措置	であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるも	No.
(第6条第1項第	の。)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置します。	
32 号)	対象 断熱構造 散水装置 消火栓	
	貯槽名   区分   * (L/(min·m²))   *	
	法定: 5 法定: 1 栓/ 50m²	
	なし   計画: <u>  栓/ m²</u>	
	法定: 2.5 法定: 1 栓/100m²	
	amy   amy	
	3 30 分間以上連続して放水できる水量を確保します。	
	必要水量(法定):	
	保有水量: m <sup>3</sup>	
	4 高さ1m以上の支柱に対しては、次のいずれかの措置を講じます。	
	□ 厚さ50mm以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐熱性能を	
	有する不燃性の断熱材で被覆	
	□ 1 に定める水噴霧装置等を支柱に対し水を放射できるように設 □	
	置	

条項	対応事項						備	考			
静電気の除去措 置(第6条第1項 第38号)		1. 製造設備には静電気を除去する措置を講じます。 2. 接地抵抗値は総合 $100\Omega$ (避雷設備を設けたものは $10\Omega$ )以下とします。							添 付 No.	書	類
防消火設備(第6条第1項第 39号)	切 1 ①	は	is i	計画水量	設 構の 造水 では がつ以 がつ以 がつ以 がつ以 がつ以 がつ以 がつ以 がつ以	備 上噴 方 L J L L L L L L L L L L L L L L L L L	の設備にある にある いかがまる いっぱん いっぱん から から から はいっかん から から はい から ない はい から ない はい から ない はい から はい はい から はい はい から はい		添 do No.	書	類
	2 消火設	#備 上象設備	<u> </u>	粉末消火器	必		計画				
		の貯蔵設備,処 は消費設備若 器置場	につ	備内の停滞ガス量 10 トン ⊃きB−10 1 個相当以上 長小設置数量:B−10 3個問当	個	<del>//</del> //////////////////////////////////	旧奴				
	貯 槽	防 液 堤 設 置 その他のもの	m以 3 個	友堤の周囲に歩行距離 75 以下ごとにB−10 1相当以上 曹の周囲の安全な場所							
	建屋内の	高圧ガス設備	B- 不清 より	-10 3個相当以上 5性ガス等の拡散設備に 0 粉末消火器の代替えと 3 ことができる。	·						
			1		1						

条項	5	備考			
通報設備(第6条 第1項第40号)	事業所内で緊急時に必要な通 おり講じます。	報を退	やかに行うための措置を次のと	添 付 書 類 No.	
	通報設備の通報範囲				
		該当 ○印	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)		
	イ 該当事務所の保安統括者 等が常駐する事務所と現場		イ ページング設備		
	事務所(製造施設を運転又は管理する者が常駐する事		口 構内電話		
	務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場		ハ 構内放送設備		
	合を除く。) ロ 現場事務所相互間		ニ インターホーン		
	· 九州于初州日本国		イページング設備		
			ロ 構内放送設備 ハ サイレン		
	事業所全体		ニ 携帯用拡声器		
			ホーメガホン(当該事業所内の面		
			積が 1,500 ㎡以下の場合に限る。 以下次の欄において同じ。)		
			イページング設備		
			口 携帯用拡声器		
	事業所内の任意の場所におけ る作業員相互間		ハ トランシーバー (計器等に対 する影響のない場合に限る。)		
			ニメガホン		
		•			
32 - 3 th o 41 16	生いからにはりてきにいした。これですかり	- ·	・)ょ)、 ルルロンツルチュップラント	泛从事拓	
バルブ等の操作	製造設備に設けたバルブ又は	添 付 書 類 No.			
に係る措置(第6	コックを適切に操作できるよう	110.			
条第1項第 41	1 バルブ等に名称・番号等を明 ブルリー・オー				
号)	ブの開閉方向を明示します。 2 バルブ等に係る配管には、?				
	新りる機能を取り行り、女生 等には、施錠・封印等の措置		E弁その他通常使用しないバルブ まま		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		, ,		
	4 バルブ等を確実に操作する方				
	5 バルブ等の操作に必要な照月	又は惟作	↑ レみり。		
容器置場(第6条		が残ガス			
第1項第42号)	は次の基準に適合するように措置				
7/4 - 7/4 II '9'	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	5 / 6	,		
イ. 容器置場の明	容器置場は明示し、かつ、その	外部が	ら見やすいように警戒標を掲げま	添付書類	
示及び警戒標	す。さらに容器置場には可燃性ガ			No.	
口. 容器置場の構	容器置場(断熱材で被覆して	いるも	の、シリンダーキャビネットに	添付書類	
造	収納されているものを除く)は	No.			
	圧縮水素(充塡圧力 20MPa 以下のもの)のみを貯蔵する容器置場は、二階				
	建以下とします。				

条項	対応事項	備考
ハ. 置場距離	第1種保安物件( )、第2種保安物件( )に対し、容器置場の面積に応じた規定以上の距離を確保します。 第1種置場距離 1=m、計画m 第2種置場距離 1=m、計画m (1、1の距離を確保できないので、障壁を設置します。)	添 付 書 類 No.
二. 容器置場の障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横 40cm以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けます。	派 付 書 類 No.
ホ. 直射日光を遮 る措置	充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けます。	派 付 書 類 No.
へ. 可燃性ガスの 容器置場の構造 ト. ジシラン等の	容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。	添 付 書 類 No. 添 付 書 類
容器置場	該当しません	No.
チ. 毒性ガスの容器置場の除外措置	該当しません	添 付 書 類 No.
リ. 二階建容器置 場の構造	圧縮水素のみを貯蔵する容器置場は、告示に定める構造とします。	添 付 書 類 No.
ヌ. 容器置場に設ける消火設備	容器置場には適切な消火設備を設けます。 必要数量 <u>個</u> 計画数量 <u>個</u>	添 付 書 類 No.
地盤面下に高圧 ガス設備を設置 する場合の措置 (第7条の3第1項 第1号の2)	地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するため、以下の措置を講じます。 1 地盤面下に設置する高圧ガス設備の室の上部は厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造りとします。 2 高圧ガス設備を設置する室には、700m³/h以上であり、かつ、当該室の床面積1m²につき0.5m³/min以上の通風能力を有する換気設備を設けます。ただし、当該設備の設置面積1m²につき2m³/min以上の通風能力があり、当該説部周辺の空気を実際に吸引できることが確認されている換気設備を有する場合にあってはこの限りではありません。	添付書類 No.
地盤面下に液化 水素の貯槽を設 置する場合の措 置(第7条の3第1 項第1号の3)	地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施します。	添 付 書 類 No.

条項	対応事項	
地盤面下の貯槽 の温度上昇防止 措置(第7条の3 第1項第1号の4)	地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じます。	添 付 書 類 No.
ディスペンサーの 保安距離(第7条 の3第1項第2号)	1 ディスペンサーから第1種保安物件()、第2種保安物件 ()まで、規定以上の距離を確保します。 第1種設備距離 L <sub>1</sub> = m、計画 m 第2種設備距離 L <sub>2</sub> = m、計画 m 2 ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し8m(圧縮水素スタンドの常用の圧力が 40MPa 以下の場合にあっては6m)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じます。	派 付 書 類 No.
受入れ配管の緊 急遮断措置 (第7条の3第1項 第3号)	製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じます。	派 付 書 類 No.
貯槽及び蓄圧器 に取り付けた遮断 措置 (第7条の3第1項 第4号)	圧縮水素及び液化水素の貯槽(蓄圧器(圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る)に取り付けた配管(圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽と配管との接続部を含む)には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を2以上(液化水素の貯槽に取り付けた配管にあっては1)設けます。 緊急遮断装置又は逆止弁は、蓄圧器の元弁以降のできるだけ蓄圧器に近い位置に設けます。	添 付 書 類 No.
ディスペンサーの 遮断措置及び漏 えい防止措置 (第7条の3第1項 第5号)	<ol> <li>ディスペンサーには、充塡中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充塡を停止する装置を設けます。</li> <li>充塡ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は、容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造とします。</li> <li>充塡ホースに著しい引張力が加わったときに、当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じます。</li> <li>製造設備を停止した場合には、充塡ホース内を減圧する等自動的に充塡ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに20L以下になるような措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.
配管の設置場所 (第7条の3第1項 第6号)	配管(高圧ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じます。 イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置します。 ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにしま す。(第7号に規定する設備を設ける場合を除く。)	添 付 書 類 No.

条項	対応事項	備考	
ガス漏えい検知警報設備	1 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留すある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための		添 付 書 類 No.
(第7条の3第1項 第7号)	のとおり設けます。	計画個数	
	屋内に設置されている圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置したる場所の周囲 屋外に設置されている上記設備が設備群の周囲20mにつまかの施設等に近接しガスが滞留を1個以上の割合で計算を1個以上の割合で計算	個	
	する恐れのある場所した個数。個	個	
	加熱炉等の着火源を含む施設の 加熱炉等の周囲20mに 周囲のガスが滞留しやすい場所 つき1個以上の割合で計 算した個数		
	計器質の内部(漏えいしたガスが 1個以上侵入する恐れがないような措置を	個	
	講じた場合を除く) 毒性ガスの充塡用接続ロ一群の 1個以上 周囲	個	
	2 指示警報部は、関係者が常駐する場所( )に設置します	,,,,	
ディスペンサー上 部の屋根の構造 (第7条の3第1項 第8号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性または難燃を用いるとともに、以下のいずれかの構造とし、圧縮水素が漏えい滞留しない構造とします。  □ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面 □ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜しているのみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面ような構造	いしたときに 面の構造 又は久くぼ	添 付 書 類 No.
充塡を受ける車両 の停止位置等 (第7条の3第1項 第9号)	<ul> <li>1 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面が上離れて停止させるための措置を講じます。</li> <li>2 3 m以上離れる措置を講じない場合には、貯槽と車両とードレール等の防護措置を講じます。</li> </ul>		添 付 書 類 No.

条項	対応事項	備考
火気取扱施設までの距離 (第7条の3第1項 第10号)	1 圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し下記以上の距離を有します。 □8m 計画m □常用の圧力が 40MPa 以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分6m 計画m □常用の圧力が 40MPa を超える液化水素が通る部分 10m 計画m □常用の圧力が1MPa 以上 40MPa 以下の液化水素が通る部分 9m 計画m □常用の圧力が1MPa 以上 40MPa 以下の液化水素が通る部分 2m 計画m □常用の圧力が1MPa 未満の液化水素が通る部分 2m 計画m □常用の圧力が1MPa 未満の液化水素が通る部分 2m 計画m	添付書類 No.
過充塡防止のた めの措置 (第7条の3第1項 第 11 号)	圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を次のとおり講じます。 1 充填設備には、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用の容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けます。 2 外気温度は、圧縮水素スタンド内の直射日光が当たらない適切な場所で測定します(ただし、圧縮水素を冷却することなく35MPaを超えない圧力まで充填を行う場合には、この限りではありません。以下、3においても同じ。)。 3 充填設備には、燃料電池用容器に充填する圧縮水素ガスの温度を検知しかつ表示する装置を備え、当該温度の異常を検知した場合には、自動的に充填を停止する装置を設けます。 4 70MPa 以上の圧力で充填可能なノズルは、最高充填圧力が 70MPa 未満の車両のレセプタクルに接続できない構造とします。	過充塡防止のための措置 (第7条の3 第1項第11号)
他の高圧ガス設 備との距離 (第7条の3第1項 第12号)	圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却のように供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し6m以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備に対し10m以上の距離を有します。	添 付 書 類 No.

条項	対応事項	備考
圧縮天然ガススタ ンドとの距離 (第7条の3第1項 第12号の2)	圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有し、又はこれと同等の措置を講じます。	添 付 書 類 No.
大量流出防止措置 (第7条の3第1項 第13号)	<ul> <li>1 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置として、過流防止弁を設置し、できるだけ蓄圧器に近づけることとします(ただし、過流防止弁が作動した場合でも、安全装置の機能を損なわないこととします。)</li> <li>2 過流防止弁は、流量が著しく増加した圧縮水素の力で作動し、水素の流出を遮断する構造とするとともに、下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充填する場合の流量の3倍以上の流量で確実に作動することとします。</li> <li>3 当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じます。</li> </ul>	添 付 書 類 No.
流入防止措置 (第7条の3第1項 第14号)	一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。この号及び第16号において同じ。)が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置として、逆止弁を設置します。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
複合構造の蓄圧器に関する措置 (第7条の3第1項第15号)	ライナーを繊維強化プラスティックで補強した構造(複合構造)を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合します。  1 ライナーに、ヘリカル巻若しくはインプレーン巻により樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造(フルラップ構造)又はフープ巻のみにより樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造(フープラップ構造)とします。  2 その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するため、以下の措置を講じます。 (1)温度の上昇を検知する装置として、電気的に温度を出力できる温度計を蓄圧器表面に、かつ、バンクごとに1つ以上設置します。 (2)温度の上昇を防止するための措置として、紫外線等による劣化を防止するために設置した覆い等の外面又は内面及び蓄圧器の表面積1m²につき5L/min以上の水量を全表面に放射できる能力を持った水噴霧装置又は散水設備を設け、覆い等の表面積又は蓄圧器の表面積の合計のいずれか大なるものに30分以上連続して放射できる水量を有することとします。 (3) 蓄圧器を設置したフレームの全側面に、輻射熱を反射しやすい金属製のガラリ又はルーバーを設置するとともに、スタンドの外部火炎による水平輻射熱や雨水等が入り込まない構造とします(ただし、障壁として設けた鋼板等がこの目的を達成できなる場合はこの限りではありません。)。 (4) 蓄圧器の外表面には防水塗料を塗布し、口金部へシール材を塗布します。	添 付 書 類 No.
圧縮機と充填場 所間等の障壁 (第7条の3第1 項第16号)	1 圧縮機と圧力が 10MPa 以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第 1 号で準用する第 6 条第 1 項第 42 号に規定する当該ガスの充填容器に 係る容器置場との間には、次の障壁を設けます。    該当   種類	添 付 書 類 No.

条項	対応事項	備考
水分解水素発生 昇圧装置の措置 (第7条の3第1項 第17号)	水分解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水分解発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じます。  1 水電解水素発生昇圧装置の水素及び酸素の放出管の開口部は、付近に滞留するおそれのない通風の良い場所に設置するとともに、酸素の放出管の開口部を、水素の放出管の開口部の高さより低い位置に設置します。また、酸素を放出する際には、空気又は不活性ガスと混合し、他に危害をおよぼすおそれのない濃度で放出します。  2 水素と酸素を分離する膜(支持体を含む。)は、設計上の最高圧力に対し、十分な強度を有するものとします。  3 水分解発生昇圧装置において、水素と酸素を分離する膜に破裂、敗れ等が生じ、水素に酸素が混入するおそれが生じた場合には、自動的に当該装置を停止する措置を講じます。  4 低温による水の凍結に伴う水分解発生昇圧装置の損傷を防止する措置を講じます。  5 水素気液分離機、酸素気液分離機、水封器等の液面計故障時の対策について考慮します。	添 付 書 類 No.
液化水素昇圧ポンプの措置(第 7 条の 3 第 1 項第 18 号)	常用の圧力が1MPa 以上の液化水素を製造する液化水素昇圧ポンプには、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じます。 1 ポンプには、ポンプの入口側に設けられた緊急遮断装置が閉止状態にあるときに、起動できない措置を講じます。 2 ポンプの吐出側の圧力を常用の圧力以下の圧力に自動的に制御する措置を講じます。 3 ポンプの吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに、自動的に当該ポンプを停止する措置が講じます。 4 通常の運転状態において、ポンプの吐出側の圧力に異常が生じたときに、自動的に当該ポンプを停止する措置を講じます。 5 ポンプを室内に設置し、十分な面積をもった2方向以上の開口部又は換気装置若しくはこれらの併設によって通風を良好にした構造とする場合は、当該換気設備が停止しているときに起動できない措置及び当該換気設備が停止した時に自動的にポンプを停止する措置を講じます。	
貯槽間距離 (第7条の3第2 項第1号の2)	1 可燃性ガスの貯槽(液化水素以外の貯槽にあっては、貯蔵能力が300m³又は3,000 kg以上のものに限る。以下この号において同じ。)と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1m以上又は最大直径の和の1/4 (	添 付 書 類 No.

条項	対応事項	備考
高圧ガス設備の 基礎 (第7条の3第2 項第1号の3)	1 高圧ガス設備(配管、ポンプ、圧縮機及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。 2 貯槽(液化水素以外の貯槽にあっては、貯蔵能力が 100m³ 又は1t以上のものに限る。以下この号及び第1号で準用する第6条第1項第16号において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽にあっては、その	添 付 書 類 No.
古によっ乱供の	底部)は、同一の基礎に緊結します。	添付書類
高圧ガス設備の 外面から敷地境 界に対する距離 (第7条の3第2 項第2号)	1 高圧ガス設備(次号及び第 3 号に掲げるものを除く。)は、その外面から 当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し 下記以上の距離を有します。 □8m 計画	称 付 青 類 No.
	2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	
冷凍設備から保 安物件に対する 距離(第7条の3 第2項第2号の2)	製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、その外面から、第1種保安物件に対し第1種設備距離以上、第2種保安物件に対し第2種設備距離以上の距離を有します。  第1種設備距離 L_ = m、計画 m 第2種設備距離 L_ = m、計画 m ただし、冷凍保安規則第7条第1項第1号の基準に適合する冷凍設備のうち、不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備(ブライン(不活性のものに限る。)によって冷却するものを含む。)は、この限りではありません。	
ディスペンサー本 体の外面から道 路境界に対する 距離(第7条の3 第2項第3号)	1 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し8m (圧縮水素スタンドの常用の圧力が 40MPa 以下の場合にあっては、6m) 以上の距離を有します。 2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	

条項	対応事項	備考
高圧ガス設備と敷 地境界との間に 接地する防火壁 (第7条の3第2 項第4号)	1 圧縮水素スタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ 2m以上の防火壁を設けます。 2 規定の防火壁を設置できないため、これと同等以上の措置を講じます。	
緊急時に圧縮水 素の供給を遮断 するための措置 (第7条の3第2 項第5号)	当該製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じます。	
圧縮機の損傷等 を防止するための 措置(第7条の3 第2項第6号)	<ul> <li>圧縮水素を製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じます。</li> <li>1 圧縮機の入口配管に設けられた緊急遮断装置が閉止状態にあるときに、起動できない措置を講じます。</li> <li>2 圧縮機の入気側の圧力が負圧になるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止する措置を講じます。</li> <li>3 圧縮機の吐出側の圧力を常用の圧力以下の圧力に自動的に制御する措置を講じます。</li> <li>4 圧縮機の吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止する措置を講じます。</li> <li>5 圧縮機の吐出側の配管には逆止弁を設置します。</li> <li>6 鋼板製ケーシング又は不燃性構造の室内に設置し、かつ、室には十分な換気能力を有する換気設備を設けます。</li> <li>7 圧縮機を設置したケーシング内又は室内の換気設備が停止しているときに起動できない措置及び当該換気設備が停止したときに自動的に圧縮機を設置する措置を講じます。</li> <li>8 圧縮機と蓄圧器との間の鋼板製ケーシング壁面又は不燃性構造の室の壁面は、次に掲げるものとします。</li> </ul>	添 付 書 類 No.
	該当   種類   「	

条項	対応事項	備考
配管の自動遮断 措置(第7条の3 第2項第7号)	圧縮水素及び液化水素の貯槽に取り付けた配管には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上(液化水素の貯槽に取り付けた配管にあっては、一)講じます。	添 付 書 類 No.
ディスペンサーの 遮断装置及び漏 えい防止措置 (第7条の3第2 項第8号)	<ul> <li>1 ディスペンサーには、充塡中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充塡を停止する装置を設けます。</li> <li>2 充塡ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は、容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造とします。</li> <li>3 充塡ホースに著しい引張力が加わったときに、当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じます。</li> <li>4 製造設備を停止した場合には、充塡ホース内を減圧する等自動的に充塡ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに20L以下になるような措置を講じます。</li> </ul>	添付書類 No.
配管の設置場所 (第7条の3第2 項第9号)	配管(高圧ガスが通る部分に限る。)には、次に掲げる措置を講じます。 イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置します。 ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにしま す。ただし、第 16 号に規定する設備を設けた場合は、この限りではありま せん。	添 付 書 類 No.
圧力リリーフ弁(第7条の3第2項第10号)	蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には、第1号で準用する第6条第 1項第19号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出 するための機能を有する装置(以下「圧力リリーフ弁」という。)を設けます。	添 付 書 類 No.
液化水素貯槽の 安全装置(第7条 の3第2項第10 号の2)	液化水素の貯槽には、二以上の安全装置(当該安全装置が接続している 元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。)を設けるほか、圧力 リリーフ弁を設けます。	添 付 書 類 No.
遮断措置(第7条 の3第2項第10 号の3)	送ガス蒸発器(大気熱交換式のものであって常用の圧力が1MPa未満のものを除く。)の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講じます。	添 付 書 類 No.
放出管(第7条の3第2項第11号)	第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び第10号又は第10号の2の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出管を設けます。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置にあります。 地盤面から5m以上の高さ 計画m 頭頂部から2m以上の高さ 計画m 敷地境界の鉛直面及び放出管開口部の周囲の着火源等から6m以上離れた安全な場所 計画m	添付書類 No.
液化水素の放出 (第7条の3第2 項第11号の2)	液化水素を放出する場合は、気化し、及び加温した後、放出管に接続します。	添 付 書 類 No.

条項	対応事項		備考	
過流防止措置(第	蓄圧器の出口には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するた			添付書類
7条の3第2項第	めの措置を講じます。			No.
12 号)				
遮断装置の転倒	圧縮水素の蓄圧器、蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付			
防止措置(第7条	けた緊急時に圧縮水素の供給を	・遮断する装置等は、地震時の	の転倒による	No.
の3第2項第13	破損を防止するため、一のフレー	ムの内側に配置しこれに固定	します。	
号)				
配管の接合(第 7	圧縮水素及び液化水素のガス			添付書類
条の3第2項第	合は、溶接により行います。ただ			No.
14 号)	安上必要な強度を有するフラン	ジ接合又はねじ接合継手による	る接合をもっ	
	て代えることにします。		) in 11 mm.	X / + X
温度上昇防止措	移動式製造設備により圧縮水	., _ , ., . , . , . , . , . , . , . , .	· - · · · ·	添 付 書 類 No.
置(第7条の3第	は、設備の規模に応じ自動的に済	温度の上昇を防止するための <del>3</del>	を置を設置し	NO.
2 項第 15 号)	ます。 - #11/4-14-210-2-22 N/2+14-210-2-2-2	海 > 、 トップ IM III、 19 - 20 世で	п L ¬ 1. ¬ 1-	近 4 井 坂
ガス漏えい検知	1 製造施設には、当該施設から	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		添 付 書 類 No.
警報器及び自動	のある場所に、当該ガスの漏え		を宣設偏の連	110.
停止装置	転を自動的に停止するための	表直を設直しより。 		
(第7条の3第2		必要設置個数	計画個数	
項第 16 号)	○	少安 <u></u> 小安  山  山  山  山  山  山  山  山  山  山  山  山  山	可凹凹数	
	圧縮機を設置した鋼板製ケ	ーシン   1個以上(ただし、当該不)		
	グ内又は不燃性構造の室内	燃性構造室の壁の内のり		
		が10mを超える者にあっ		
		ては、当該長さ10mにつ		
		き1個以上)。 個		
	ディスペンサーのケース内		個	
	充塡ホースと車両に固定した	た容器 1 個以上の検出端をもつ		
	とのカップリング等接続部分付			
		れ1個以上 個	/raa	
			個 個	
	改質器等水素を発生する数	,, , -		
	近の水素が滞留するおそれ			
	場所			
	2 指示警報部は関係者が常駐す			
	3 製造施設の運転を自動的に係	<b>夢止するための装置を設置しま</b>	す。	
	生()4444-10-12-11-11-11-12-12-12-12-12-12-12-12-12-	who who we to have a limited to	<i>LL</i> 74 ) - 1	近山土地
感震装置(第7条	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知			添 付 書 類 No.
の3第2項第17	し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設置し			110.
号)	ます。 ディスペンサーの周囲には、火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運			沃 4 事 蛭
ディスペンサーの			を宣設偏の連	添 付 書 類 No.
自動停止装置(第	転を自動的に停止するための装置を設置します。 			110.
7条の3第2項第				
18号)				

条項	対応事項	備考
蓄圧器の温度上 昇防止措置(第7条の3第2項第 19号、第20号)	<ul><li>1 蓄圧器には、当該蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を速やかに停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置します。</li><li>2 蓄圧器には、その外部からの輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置します。</li></ul>	添 付 書 類 No.
起動装置の設置 位置(第7条の3 第2項第21号)	前5号の製造設備の運転を自動的に停止する装置、及び第15号、第19号及び前号の自動的に温度の上昇を防止するための装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置します。	添 付 書 類 No.
遮断弁の措置(第 7条の3第2項第 22号)	前6号の規定により、製造設備の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ第5号、第7号及び第8号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じます。	添 付 書 類 No.
ガス設備の設置 場所(第7条の3 第2項第23号)	ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置します。ただし、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りではありません。	添 付 書 類 No.
ディスペンサー上 部の屋根の構造 (第7条の3第2 項第24号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しないような構造とします。  □ ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構造 □ ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又はくぼ みを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜けるような構造	添 付 書 類 No.
ホース破損防止 措置(第7条の3 第2項第25号) 充塡車両までの 距離(第7条の3 第2項第26号)	ディスペンサーのホースには、車両の誤発進等によるホースの破損を防止するための措置を講じます。  1 充塡を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から3m以上離れて停止させるための措置を講じます。 2 3m以上離れる措置を講じない場合には、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じます。	添付書類 No. 添付書類 No.

条項	対応事項		
圧縮水素から他 の施設までの距 離(第7条の3第 2項第27号)	□8m 計画 <u>m</u> □常用の圧力が 40MPa 以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分 6m 計画 <u>m</u> □常用の圧力が 40MPa を超える液化水素が通る部分 10m 計画 <u>m</u> □常用の圧力が1MPa 以上 40MPa 以下の液化水素が通る部分 9m 計画 <u>m</u> □常用の圧力が1MPa 未満の液化水素が通る部分 2m 計画 <u>m</u> □常用の圧力が1MPa 未満の液化水素が通る部分 2m 計画 <u>m</u>		
過充塡防止措置 (第7条の3第2 項第28号)	す。 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を 充塡するときは、充塡設備に過充塡防止のための措置を講じます。	添 付 書 類 No.	
設備間の距離(第7条の3第2項第29号、第29号の2)	1 可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し6 m以上の距離とします。 2 酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し10m以上の距離とします。 3 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離とします。		
圧縮機等とディスペンサーの障壁(第7条の3第2項第30号)	1 圧縮機、液化水素昇圧ポンプ、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスペンサーとの間には障壁を設置します。  該当 種類 構造 の印 鉄筋コンクリート 直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のものであること コンクリートブロッ 直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のものであること 切り埋 原に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のもので空洞部をモルタル充塡したものであること  鋼鉄製 厚さ 3. 2mm 以上の鋼板に 30×30mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40cm 以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ 6mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれも 1. 8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 2m 以上のものであること  2 圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りではありません。	添 付 書 類 No.	

条項	対応事項			備	考					
消火設備(第7条 の3第2項第31	圧縮水素スタンドには、 に設けます。	、その	規模は	に応じ、適切な消	火設備	を適切な管	<b></b>	添付 No.	書	類
号)	対象設備		粉:	末消火器	必要 個数	計画個数				
	貯槽以外の貯蔵設備,処 理設備又は消費設備若 しくは容器置場	につ	き B - I	滞ガス量 10 トン 0 1 個相当以上 数量: B -10 3 個相当	11120					
	防 液 堤 設 置 貯 槽 その他のもの	m以 3個	、下ごと 相当以_	囲に歩行距離 75 にB-10						
	建屋内の高圧ガス設備	B- 不活 より	10 3 fl 性ガス 粉末消	国相当以上 等の拡散設備に 火器の代替えと						
		する	ことが	できる。		 設:能力単位 設:設置個数				
通報設備(第 7 条の 3 第 2 項第 32 号)	圧縮水素スタンドには 措置を講じます。	ま、 関	<b>紧急時</b> (	こ必要な通報を	速やかり	こ行うたぬ	かの	添 付 No.	書	類
	通報設備の通報範囲		該当	設けるべき通報記 (次に掲げるもの		t 2 C/ F)				
	イ 該当事務所の保安統括		0.11	イ ページング記		9(11)				
	等が常駐する事務所と現 事務所(製造施設を運転			口 構内電話						
	は管理する者が常駐する 務所をいう。以下同じ。)			ハの構内放送設備	<b></b>					
	の間(両事務所が同一の場合を除く。) ロ 現場事務所相互間	場		ニ インターホー	ーン					
				イ ページング記 ロ 構内放送設備 ハ サイレン						
	事業所全体			ニ 携帯用拡声器 ホ メガホン(当 が 1,500 ㎡以	該事業所	に限る。				
		les i l		以下次の欄には イ ページング ロ 携帯用拡声器	<b></b> 分備					
	事業所内の任意の場所に る作業員相互間	おけ		ハ トランシー/ る影響のないも ニ メガホン						

条項	対応事項	備考
容器置場及び充 填容器等に係る 措置(第7条の3 第2項第33号)	容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合します。	添 付 書 類 No.
イ. 警戒標	容器置場は明示し、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げます。さらに可燃性ガスの容器置場はその旨を表示します。	
ロ. 容器置場から 敷地境界までの 距離	容器置場は、その外面から、敷地境界に対し8m(容器置場内の充填容器等の最高充填圧力が40MPa以下の場合又は液化水素に係る充填容器等の容器置場にあっては、6m)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じます。	添付書類 No.
ハ. 直射日光を遮る措置	充填容器等(断熱材で被覆してあるものを除く。)に係る容器置場(可燃性ガスのものに限る。)には、直射日光を遮るための措置(当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。)を講じます。(充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けた場合を除く。)	添 付 書 類 No.
二. 可燃性ガスの容器置場	可燃性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。	添 付 書 類 No.
ホ. 可燃性ガスの 容器置場に設け る消火設備	可燃性ガスの容器置場には、その規模に応じ適切な消火設備を適切な箇所に設けます。	添 付 書 類 No.
へ. 車両衝突防 止措置	容器置場には、車両の衝突を防止する措置を講じます。	添 付 書 類 No.
ト. 過充填防止措 置	充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じます。	添 付 書 類 No.
流入防止措置(第7条の3第2項第34号)	一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための逆止弁を講じます。	添 付 書 類 No.
圧縮水素を安全 に放出するための 措置(第7条の3 第2項第35号)	蓄圧器には、当該蓄圧器が危険な状態となったときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置を講じます。	添 付 書 類 No.
複合構造の蓄圧 器に係る措置(第 7条の3第2項第 36号)	複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合します。 イ フルラップ構造又はフープラップ構造とします。 ロ その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止する措置を講じます。	添 付 書 類 No.

条項	対応事項	備考
同一の基礎 (第7	高圧ガス設備のうち、液化水素が通る部分は、同一の基礎上に設置しま	添付書類
条の3第2項第	す。	No.
37 号)		

# <記載例>I-6 (容器による貯蔵) ※容器が配管により接続されているもの

法第16条第2項及び法第18条第2項の技術上の基準に関する事項 (一般則第23条第1項第1号及び第2号並びに第26条第1項第2号の技術上の基準に対応する 事項)

条項	対 応 事 項	備考
設備距離及び第 6条第1項第42 号の準用 (第23条第1項 第1号)	貯蔵設備の外面から第1種保安物件()、第2種保安物件         ()まで、規定以上の距離を確保します。         ガス名 第1種設備距離 L_ = m、計画 m         第2種設備距離 L_ = m、計画 m         また、第6条第1項第42号イ、口及びホからヌまでの基準に適合します。	添付書類 No.
容器置場 (第6条第1項第 42号)	容器置場並びに充塡容器及び残ガス容器(以下「充塡容器等」という。) は次の基準に適合するように措置します。	
容器置場の明示 及び警戒 <u>標</u> (第6条第1項 第42号イ)	容器置場は明示し、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げます。さらに可燃性又は毒性ガスの容器置場はその旨を表示します。	添付書類 No.
容器置場の構造 (第6条第1項 第42号ロ)	可燃性ガス、酸素の容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建とします。 圧縮水素(充塡圧力20MPa以下のもの)のみ、酸素のみを貯蔵する容器置場は、二階建以下とします。	添付書類 No.
直射日光を遮る 措置(第6条第 1項第42号ホ)	可燃性ガス及び酸素の充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮る ための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に 開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けます。	添付書類 No.
可燃性ガスの容 器置場の構造 (第6条第1項 第42号へ)	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいした とき滞留しないような構造とします。	添付書類 No.
ジシラン等の容 器置場(第6条 第1項第42号 ト)	ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガスが漏えい し、自然発火したときに安全なものとします。	添付書類 No.
毒性ガスの容器 置場の除害措置 (第6条第1項 第42号チ)	特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じます。	添付書類 No.
二階建容器置場 の構造(第6条 第1項第42号 リ)	圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造とします。	添付書類 No.

条項	対 応 事 項	備考
可燃性ガス、特 定素を 定素を 定数ののよう でで で で で で で で で で で で る り 第 42 号 項 第 42 号 項 第 42 号 項 第 5 5 5 6 8 5 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	可燃性ガス、特性不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には適切な消火設備を設けます。     必要数量個 計画数量個  配管(高圧ガスが通る部分に限る。)については第6条第1項第11号、第12号及び第13号までの基準に適合します。	添付書類 No.
高圧ガス設備の 耐圧性能 (第1項第2号 (第6条第1項 第11号))	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。     液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格     空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格     経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格     特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備の 気密性能 (第1項第2号 (第6条第1項 第12号))	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。  常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格  経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格  特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備の 強度 (第1項第2号 (第6条第1項 第第13号))	1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有します。 2 特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。	添付書類 No.

## <記載例>I-6 (容器による貯蔵) ※容器が配管により接続されていないもの

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項 (一般則第23条第1項第3号及び第26条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

条項	対応事項	備考
第6条第1項第 42号の準用(第 23条第1項第 3号)	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容器等」という。) は次の基準に適合するように措置します。	
容器置場の明示 及び警戒標(第 6条第1項第 42号イ)	容器置場は明示し、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げます。さらに可燃性又は毒性ガスの容器置場はその旨を表示します。	添付書類 No.
容器置場の構造 (第6条第1項 第42号ロ)	可燃性ガス、酸素の容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建とします。 圧縮水素(充填圧力 20MPa 以下のもの)のみ、酸素のみを貯蔵する容器置場は、二階建以下とします。	添付書類 No.
置場距離(第6 条第1項第 42 号ハ)	第1種保安物件 ()、第2種保安物件 () に対し、容器置場の面積に応じた規定以上の距離を確保します。         第1種置場距離 1 = m、計画 m         第2種置場距離 1 = m、計画 m         (11、12の距離を確保できないので、障壁を設置します。)	添付書類 No.
容器置場の障壁 (第6条第1項 第42号二)	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件 を満たすように、厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同 等以上の強度を有する構造の障壁を設けます。	添付書類 No.
直射日光を遮る 措置(第6条第 1項第42号ホ)	可燃性ガス及び酸素の充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けます。	添付書類 No.
可燃性ガスの容 器 置 場 の 構 造 (第 6 条第 1 項 第 42 号へ)	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいした とき滞留しないような構造とします。	添付書類 No.
ジシラン等の容 器置場(第6条 第1項第42号 ト)	ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なものとします。	添付書類 No.
毒性ガスの容器 置場の除害措置 (第6条第1項 第42号チ)	特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、 クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素 の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除 害するための措置を講じます。	添付書類 No.

条項	対応事項	備考
二階建容器置場 の構造(第6条 第1項第42号 リ)	圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、製造細目告示第11条の6に定める構造とします。	添付書類 No.
可燃性ガス、特 定不活性ガス、 酸素及び三フッ 化窒素の容器置 場に設ける消火 設備(第6条第 1項第42号ヌ)	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場に は適切な消火設備を設けます。 必要数量 <u>個</u> 計画数量 <u>個</u>	添付書類 No.

### <記載例>Ⅰ-7 (移動式圧縮水素スタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第23条第2項第2号及び第26条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項) ※第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は処理能力30m³以上の第二種 製造者が該当。

条項	対応事項	備考
準用規定(第8	第6条第1項第11号から第14号まで、第18号、第19号、第26号、	
条の2第1項	第 30 号、第 38 号、第 41 号及び第 42 号並びに第 7 条の 3 第 1 項第 3 号、	
第1号)	第5号から第8号まで、第11号、第13号及び第15号並びに第8条第	
	1項第2号及び第4号の基準を遵守します。	
高圧ガス設備	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。	添付書類
の耐圧性能	□ 液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に	No.
(第6条第1項	合格	1.0.
第 11 号)	□ 空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行	
	う耐圧試験に合格	
	□ 経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方	
	法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切である	
	と経済産業大臣が認める者の行うものに限る。) に合格	
	□ 特定設備については、特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの	
	一に合格した特定設備又は特定則第 51 条の規定に基づき経済産業大	
	臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって、使	
	用開始前のもの	
高圧ガス設備	高圧ガス設備は、次のいずれかの性能を満たします。	添付書類
の気密性能	□ 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格	No.
(第6条第1項	□又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方	
第 12 号)	法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切である	
	と経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格	
	□ 特定設備については、特定則第35条に規定する気密試験に合格し	
	た特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可	
	を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって、使用開始前 のもの	
	1 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最	
高圧ガス設備	大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用	添付書類
の強度	の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な	No.
(第6条第1項 第13号)	砂価及における材料の計者心力、俗族極子の効平等に心し、「力な   強度を有します。	
77 10 7/		
	と 特定則第12条及び第31条の規定に基づく強度を有じ、右じく は高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造すること	
	が適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に	
	「か過男であると経済産業人民が認める有の衰退した常用の圧力等に   応ずる十分な強度を有します。	
	/心 / 3   月 /よ7以で作しより。	

条項	対応事項	備考		
ガス設備に使 用する材料 (第6条第1項 第14号)	ガス設備(可燃性ガスにあっては高圧ガス設備に限る。)には、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。			
高圧ガス設備 の温度計 (第6条第1項 第18号)	<ol> <li>高圧ガス設備に、告示で定めるところにより温度計を設けます。</li> <li>当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度 の範囲内に戻すことが出来るような措置を講じます。</li> </ol>			
高圧ガス設備 の圧力計及び 安全装置 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備に、告示で定めるところにより圧力計を設けます。 2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力 を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。			
電気設備 (第6条第1項 第26号)	高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスに応じた 防爆性能を有する構造とします。    機器名称	添付書類 No.		

条項	対応事項		
障壁	1 障壁は堅固な基礎の上に構築し、予想されるガス爆発の衝撃等に対		
(第6条第1項	して十分耐えられる構造とします。		
第 30 号)	2 圧縮機と圧力が 10MPa 以上の圧縮ガスを容器に充塡する場所又は		
	当該ガスの充塡容器置場との間には次の障壁を設けます。		
	該 当 種類 構造		
	〇印		
	鉄筋コンクリー 直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間		
	ト製造 隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上		
	のものであること		
	コンクリートブ 直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間		
	ロック製 隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上		
	のもので空洞部をモルタル充填したもので		
	あること		
	鋼鉄製 厚さ 3.2mm以上の鋼板に 30×30mm以上の等		
	辺山形鋼を縦、横 40cm 以下の間隔に溶接で		
	補強したもの又は厚さ 6mm 以上の鋼板を使		
	用し、予想されるガス爆発の衝撃等に対し		
	て十分耐えられる構造のものであること。		
+6 -7 to - 10 to			
静電気の除去	1 製造設備には静電気を除去する措置を講じます。	添付書類	
措置	2 移動式水素スタンドの充塡の用に供する配管は、必ず充塡する前に		
(第6条第1項	接地します。この場合、接地接続線は断面積 5.5mm²以上のもの(単		
第 38 号)	線を除く。)を用い、接続金具を使用して確実に接地するとともに、		
	容器等から離れた安全な位置に接地します。		
	3 接地抵抗値は総合 $100\Omega$ (避雷設備を設けたものは $10\Omega$ )以下とします。		
バルブ等の操	製造設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコ	W. L. AND	
作に係る措置	※ 型砂桶に破りたパルノスはコックには、下来貝がヨ級パルノスはコーツクを適切に操作できるように次の措置を講じます。	添付書類	
(第6条第1項	1 バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バル	No.	
第41号)	ブの開閉方向を明示します。		
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	2 バルブ等に係る配管には、流体の名称及び方向を表示します。		
	3 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあっては、開閉状態を明		
	示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等		
	には、施錠・封印等の措置を講じます。		
	4 バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。		
	5 バルブ等の操作に必要な照度を確保します。		
l			

条項	対応事項	備考
容器置場	容器置場並びに充塡容器及び残ガス容器(以下「充塡容器等」という。)	
(第6条第1項	は次の基準に適合するように措置します。	
第 42 号)		
イ. 容器置場の	容器置場は明示し、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げ	添付書類
明示及び警戒	ます。さらに可燃性の容器置場はその旨を表示します。	No.
票		110.
ロ. 容器置場の	容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収	添付書類
構造	納されているものを除く)は、一階建とします。	No.
	圧縮水素(充塡圧力 20MPa 以下のもの)のみを貯蔵する容器置場は、	110.
	二階建以下とします。	
ハ. 置場距離	第1種保安物件()、第2種保安物()に対し、	添付書類
	容器置場の面積に応じた規定以上の距離を確保します。	
	第1種置場距離 l = m、計画 m	
	第2種置場距離 l = m、計画 m	
	(1_、1_の距離を確保できないので、障壁を設置します。)	
二. 容器置場の	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件	添付書類
障壁	を満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横 40cm以下の間隔に	No.
	配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート	
	造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けます。	
ホ. 直射日光を	可燃性ガス及び酸素の充塡容器に係る容器置場には、直射日光を遮る	添付書類
遮る措置	ための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向	No.
	に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の	
	材料を使用した軽量な屋根を設けます。	
へ. 可燃性ガス	可燃性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないよう	添付書類
の容器置場の	な構造とします。	No.
構造		
ト. ジシラン等	該当しません。	添付書類
の容器置場		No.
チ. 毒性ガスの	該当しません。	添付書類
容器置場の除		No.
害措置		
リ. 二階建容器	圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定	添付書類
置場の構造	める構造とします。	No.
ヌ. 可燃性ガス	可燃性ガスの容器置場には適切な消火設備を設けます。	添付書類
の容器置場に	必要数量	No.
設ける消火設		
備		

条項	対応事	項		備考
受入れ配管の	製造施設の外部から供給される圧縮水		こは、緊急時	添付書類
緊急遮断措置	に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じます。			No.
(第7条の3				
第1項第3号)				
ディスペンサ	1 ディスペンサーには、充塡中の圧力を検知する装置を備え、当該圧			添付書類
ーの遮断措置	力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充塡を停止			No.
及び漏えい防	する装置を設けます。			
止措置	2 充塡ホースを車両に固定した容器	<b>暑とのカップリング等</b> 技	接続部分は、	
(第7条の3	容器と接続されていないときに圧縮	宿水素が供給されない	構造としま	
第1項第5号)	す。			
	3 充塡ホースに著しい引張力が加わ	つったときに、当該ホー	スの破断等	
	による圧縮水素の漏えいを防止する	措置を講じます。		
	4 製造設備を停止した場合には、充地	塡ホース内を減圧する	等自動的に	
	充塡ホース内の圧縮水素の容積が標	<b>標準状態に換算したとき</b>	きに 20L 以	
	下になるような措置を講じます。			
配管の設置場	配管(高圧ガスが通る部分に限る。)	には次に掲げる措置を	を講じます。	添付書類
所	イ 外部からの衝撃により損傷を受け	けるおそれのない場所	に設置しま	No.
(第7条の3	す。			
第1項第6号)	ロトレンチ内に設置する場合は、ト		よいものに	
	します。(第7号に規定する設備を記	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
ガス漏えい検	1 製造施設には、当該施設から漏えし	,,,	, , ,	添付書類
知警報設備	れのある場所に、当該ガスの漏えい	を検知し、かつ、警報	するための	No.
(第7条の3	設備を次のとおり設けます。	<b>以</b> 無	計画(田米)	
第1項第7号)	〇印	必要設置個数	計画個数	
		設備群の周囲10mに つき1個以上の割合で		
	が漏えいしやすい高圧ガス設備	計算した個数。	/m	
	が設置したる場所の周囲 屋外に設置されている上記設備	設備群の周囲20mに	個	
		つき1個以上の割合で計算した個数。		
		個	個	
		加熱炉等の周囲20m につき1個以上の割合		
		で計算した個数個	個	
	計器質の内部(漏えいしたガスが	1個以上	Щ	
	侵入する恐れがないような措置 を講じた場合を除く)		個	
	毒性ガスの充塡用接続ロ一群の 周囲	1個以上	個	
	2 指示警報部は、関係者が常駐する	- 場所 ( ) に設置	置します。	
L				

条項	対応事項	備考
ディスペンサ	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材	添付書類
一上部の屋根	料を用いるとともに、以下のいずれかの構造とし、圧縮水素が漏えいし	No.
の構造	たときに滞留しない構造とします。	
(第7条の3	□ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構	
第1項第8号)	造	
	□ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又はく	
	ぼみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜	
	けるような構造	
過充塡防止の	圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素	添付書類
ための措置	を充塡するときは、充塡設備に過充塡防止のための措置を次のとおり講	No.
(第7条の3	じます。	
第1項第11号)	1 充塡設備には、充塡中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が燃	
	料装置用の容器の最高充塡圧力以下であって、外気温度と燃料装置容	
	器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的	
	に充塡を停止する装置を設けます。	
	2 外気温度は、圧縮水素スタンド内の直射日光が当たらない適切な場	
	所で測定します(圧縮水素を冷却することなく 35MPa を超えない圧力	
	まで充塡を行う場合を除く。以下、3においても同じ。)。	
	3 充塡設備には、燃料装置用容器に充塡する圧縮水素ガスの温度を検	
	知しかつ表示する装置を備え、当該温度の異常を検知した場合には、	
	自動的に充塡を停止する装置を設けます。	
	4 70MPa 以上の圧力で充塡可能なノズルは、最高充塡圧力が 70MPa 未	
	満の車両のレセプタクルに接続できない構造とします。	
大量流出防止	1 充塡容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が	添付書類
措置	著しく増加することを防止するための措置として、過流防止弁を設置	No.
第7条の3第	し、できるだけ蓄圧器に近づけることとします(ただし、過流防止弁	
1項第13号	が作動した場合でも、安全装置の機能を損なわないこととします。)	
	2 過流防止弁は、流量が著しく増加した圧縮水素の力で作動し、水素	
	の流出を遮断する構造とするとともに、下流側の全てのディスペンサ	
	ーを使って一斉に車両に固定した容器へ充塡する場合の流量の3倍	
	以上の流量で確実に作動することとします。	
	3 当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限	
	る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じ	
	ます。	

条項	対応事項	備考
複合構造の蓄	ライナーを繊維強化プラスティックで補強した構造(複合構造)を有	添付書類
圧器に関する	する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合します。	No.
措置	1 ライナーに、ヘリカル巻若しくはインプレーン巻により樹脂含浸連	
第7条の3第	続繊維を巻きつけた構造 (フルラップ構造) 又はフープ巻のみにより	
1 項第 15 号	樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造(フープラップ構造)とします。	
	2 その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するため、	
	蓄圧器の外表面には防水塗料を塗布し、口金部へシール材を塗布しま	
	す。	
警戒標	製造施設には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げま	添付書類
(第8条第1	す。	No.
項第2号)		
消火設備	可燃性ガスの製造施設には、その規模等に応じ、適切な消火設備(消	添付書類
(第8条第1	火器)を設けます。	No.
項第4号)	必要数量 B-10個相当、 計画数量 B-10個相当	
	   (前述の第 6 条第 1 項第 42 号ヌに同じ)	
	(前述の第1条第1条第42 う人に同じ)	
配管の緊急遮	次に掲げる容器に取り付けた配管(圧縮水素又は液化水素を送り出	添付書類
断措置(第8条	し、又は受け入れるために用いられるものに限り、次に掲げる容器と配	No.
の2第1項第	管との接続部を含む。)には、これらの水素を送り出し、又は受け入れ	
2号)	るとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上(ロにあ	
	っては、一)講じます。	
	イ 圧縮水素の容器(蓄圧器を含む。)	
	ロ 液化水素の超低温容器	
蓄圧器に設け	蓄圧器には、蓄圧器の長手方向 1.65m以内ごとに、110℃以下の温度	添付書類
る熱作動式安	で作動する安全弁(以下「熱作動式安全弁」という。)を蓄圧器直近に	No.
全弁(第8条の	設けます。	
2 第 1 項 第 3	必要数量個 計画数量個	
号)		
安全弁等の放	第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置のうち安全弁又は	添付書類
出管(第8条の	破裂板及び前号の規定により設けた熱作動式安全弁には、以下のいずれ	No.
2第1項第4	かの放出管を設けます。	
号)	□ 移動式圧縮水素スタンドの上部	
	□ 近接する建築物又は工作物(火気取扱施設である場合にあっては8	
	m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上	
負圧防止措置	液化水素の超低温容器には、当該容器の内部の圧力が外部の圧力より	添付書類
(第8条の2	低下することにより当該容器が破壊することを防止するための措置を	No.
第1項第5号)	講じます。	

条項	対応事項	備考
液面計(第8条	液化水素の超低温容器には、液面計(ガラス等損傷しやすい材料を用	添付書類
の2第1項第	いたものを除く。)を設けます。	No.
6号)		
通報設備(第8	充塡を行っている場所の自治体や消防等に確実に連絡を取ることが	添付書類
条の2第1項	できる体制を確保するとともに、作業員等に対して速やかに通報できる	No.
第7号)	措置(携帯用拡声器等)を講じます。	
流入防止措置	一の移動式圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄	添付書類
(第8条の2	圧器又は圧縮機が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けら	No.
第1項第8号)	れる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管	
	に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に	
	圧縮水素が流入することを防止するための措置として、逆止弁を設置し	
	ます。	

## <記載例> I-8 (貯槽による貯蔵)

法第 16 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の技術上の基準に関する事項 (液石則第 23 条第 1 項及び第 27 条第 1 項第 1 号の技術上の基準に対応する事項)

条項	対 応 事 項	備考
第6条第1項の準用 (第23条第1項)	第6条第1項第1号から第26号まで(バルク貯槽にあっては第24号から第26号を除く。)、第28号から第31号まで、第33号及び第34号に掲げる基準に適合します。	
境界線·警戒標 (第6条第1項第1号)	<ol> <li>事業所の境界線は( )により明示します。</li> <li>警戒標は、外部の者が明瞭に識別できる大きさで、事業所の各出入口付近に掲げます。 (出入り口 箇所)</li> <li>一部のみが高圧ガス保安法適用施設のときは、当該 ************************************</li></ol>	添付書類 No.
設備距離 (第6条第1項第2号)	施設の設置区画等の出入口付近に警戒標を掲げます。 貯蔵設備・処理設備の外面から、保安物件に対し規定以 上の距離を確保します。 L <sub>1</sub> 必要m 計画m L <sub>4</sub> 必要m 計画m	添付書類 No.
設備距離短縮条件 (第6条第1項第3号) (L <sub>2</sub> = ) (L <sub>3</sub> = ) (L <sub>5</sub> = ) (L <sub>6</sub> = )	イ 貯蔵設備には、保安物件に対する設備距離が不足する場合において、の措置を講じます。 ロ 貯蔵設備又は処理設備には、保安物件に対する設備距離が不足する場合において、の措置を講じます。 ハ 貯蔵設備又は処理設備には、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	添付書類 No.
貯槽の地盤面下への 埋設 (第6条第1項第4号)	保安物件が密集する地域であって、経済産業大臣が指定するものにあっては、貯槽を地盤面下に埋設します。	添付書類 No.

条項	対 応 事 項	備考
地盤面下へ埋設する 貯槽の基準 (第6条第1項第5号)	イ 地盤面下へ埋設する貯槽には、次のいずれかの措置を講じます。 □地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる十分な強度を有し、防水措置を講じた室(貯槽室)に設置し、かつ、貯槽室内に漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じます。 □貯槽室に設置しない場合には、腐食を防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じます。 ロ 前記第3号または第4号の規定により埋設する貯槽は、頂部が0.6m以上地盤面下になるよう設置します。 ハ 埋設貯槽は、相互間に1m以上の間隔を保ちます。 (貯槽の数 基 最小間隔 m)	添付書類 No.
貯槽の一部を地盤面 下へ設置する場合 (第6条第1項第6号)	地盤面下の部分の貯槽には、腐食を防止する措置( )を講じます。	添付書類 No.
火気取扱施設と	1 貯蔵設備は、その外面から火気を取り扱う施設に	添付書類
の距離	対し8m以上の距離を有します。	No.
(第6条第1項第7号)	計画m 施設名m  2 規定の距離がとれない場合、次のいずれかの措置を講じます。 □貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが、火気取扱施設に流動することを防止するための措置 □液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置	
貯槽間の距離	1 貯槽(貯蔵能力 300m <sup>3</sup> 又は 3,000kg 以上)は、他の貯	添付書類
(第6条第1項第8号)	槽又は酸素の貯槽に対し、1 mまたは貯槽の最大直径の和の 1/4 のいずれか大なる距離以上の距離を有するように配置します。         最大直径の和の 1/4         (+) ÷4=m         計画m         2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じます。	No.

条項	対 応 事 項	備考
貯槽の識別措置 (第6条第1項第9号)	<ul> <li>1 外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じます。</li> <li>□液化石油ガスの貯槽である旨を朱書きします。</li> <li>□容易にはがれ難い標紙等を貼付します。</li> <li>2 埋設貯槽にあっては、標識を掲げます。</li> </ul>	添付書類 No.
貯槽周囲の流出防止 措置 (第6条第1項第 10 号・第11号)	<ul> <li>1 貯槽(貯蔵能力1,000t以上)の周囲には、液状の液化石油ガスが漏えいした場合に、その流出を防止するための措置を講じます。</li> <li>2 防液堤を設置する場合、その内側及びその外面から10m以内に、貯槽の付属設備その他の設備・施設であって告示で定めるもの以外のものを設けません。</li> </ul>	添付書類 No.
貯蔵設備の室の構造 (第6条第1項第12号)	貯蔵設備を設置する室は、次のいずれかにより液化 石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。 □通風可能面積の合計が、床面積1㎡につき300c㎡以上となる換気口を床面に接しかつ外気に接して設けます。(四方が壁等の場合2方向以上) □吸込口が床に近く、放出口が地上から5m以上高い安全な位置にあり、排気管中にガス検知器を設置した通風能力0.5㎡/min・㎡以上の機械的換気装置を設けます。 □埋設貯槽の周囲には、ガス検知管を設けます。	添付書類 No.
ガス設備の気密な構造 (第6条第1項第13号)	ガス設備(高圧ガス設備を除く。)は、気密な構造とします。	添付書類 No.
ガス設備に使用する 材料 (第6条第1項第14号)	ガス設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、 温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及 び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有 するものとします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の基礎 (第6条第1項第 15 号・第16号)	<ol> <li>高圧ガス設備(配管、ポンプ、圧縮機等をのぞく)の基礎は、不同沈下等により有害なひずみが生じないようなものとします。</li> <li>貯槽(貯蔵能力100m³又は1t以上)の支柱(支柱のない貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に緊結します。</li> <li>貯槽は、その沈下状況を測定するための措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.

条項	対 応 事 項	備考
高圧ガス設備の耐圧 性能 (第6条第1項第17号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たします。  □常用圧力の1.5倍又は1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(第二種特定設備にあっては、常用圧力の1.3倍又は1.1倍)  □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格  □特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のものとします。	添付書類 No.
高圧ガス設備の気密性能 (第6条第1項第18号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、 次のいずれかを満たします。 □常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験 に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した 特定設備で、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備の強度 (第6条第1項第19号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たします。 □常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有しています。 □特定設備検査規則の規定に基づく強度を有しています。 □経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する高圧ガス設備です。	添付書類 No.
高圧ガス設備の耐震 設計 (第6条第1項第20号)	貯槽(貯蔵能力3t以上)及び配管(告示で定めるものに限る)並びにその支持構造物及び基礎は、告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付書類 No.

条項	対 応 事 項	備	考
高圧ガス設備の圧力 計及び安全装置 (第6条第1項第21号)	<ul><li>1 高圧ガス設備には、告示で定めるところにより圧力 計を設けます。</li><li>2 高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、 直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全 装置を設けます。</li></ul>	添付書類 No.	
安全装置の放出管 (第6条第1項第22号)	1 安全装置のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けます。 2 放出管の開口部の位置は、次のとおりとします。 ①貯槽に設ける場合は、地盤面から5mの高さ又は貯槽の頂部から2mの高さのいずれか高い位置以上で、周囲に着火源等のない安全な位置とします。 (計画) 地盤面から m 貯槽頂部から m ②貯槽以外の高圧ガス設備等に設ける場合は、近接する建築物又は工作物(火気取扱施設にあっては8m以内、その他の場合にあっては5m以内にあるもの)の高さ以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置とします。 (8m以内の火気取扱施設) (5m以内のその他施設)	添付書類 No.	
低温貯槽の負圧防止 (第6条第1項第23号)	低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を 講じます。	添付書類 No.	
液面計 (第6条第1項第24号) (バルク貯槽を除く)	<ol> <li>貯槽には、( ) 式液面計(丸形ガラス管液面計を除く)を設けます。</li> <li>液面計にガラス液面計を使用するときは ① その破損を防止するための措置を講じます。</li> <li>② 貯槽とガラス液面計を接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化石油ガスの漏えいを防止するための措置を講じます。</li> </ol>	添付書類 No.	
貯槽の配管に設けた バルブ (第6条第1項第25号) (バルク貯槽を除く)	貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く)に取り付けた配管(液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。)には、以下のバルブを設けます。1 貯槽の直近にバルブ(使用時以外閉)2 上記以外に1以上のバルブ(緊急遮断装置を除く)	添付書類 No.	

条項	対 応 事 項	備考
緊急遮断装置 (第6条第1項第26号) (バルク貯槽を除く)	1 貯槽(内容積5,000L未満を除く)に取り付けた配管(液状の液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。)には液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講じます。 2 遮断操作部は、貯槽から5m以上離れた位置であり液化石油ガスの大量流出に対し十分安全な位置に2ヶ所以上設けます。その内1ヵ所は関係者が常駐する速やかに遮断操作を行える場所に設けます。常駐する場所	添付書類 No.
貯槽、支柱の耐熱又 は冷却上有効な措置 (第6条第1項第28号)	1 地盤面上に設置する貯槽には、次のいずれかの設備を設けます。	添付書類 No.
	種類   計画設置個数   性 能   1   水 噴	

条項	対応事項				備考	
ガス漏えい検知警報設備	1 漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある				添付書類	
(第6条第1項第29号)	場所は	場所に、液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報				No.
	するか	とめの設備を次のと	:おり設けま	す。		
	計	á )	設置基準	必 要 設 置 個数	計画個数	
		屋内に設置されている圧縮機、消費設備その他ガスが漏えいしやすい設備が設置してある場所の周囲のガスが滞留しやすい場所	設備群の周 囲 10mにつ き1個以上の 割合で計算 した個数以 上	個	個	
		屋外に設置されている上記設備が他の施設等に接近しガスが滞留しやすい場所	設備群の周 囲の長さ 20 mにつき1個 以上の割合 で計算した 個数以上		個	
		貯槽に液化石油ガスを受入れ又は払出しをする場所の 周囲	2個以上	個	個	
	に設置	報指示部は、関係者 置します。				
静電気の除去措置 (第6条第1項第30号)	<ol> <li>貯蔵設備には静電気を除去する措置を講じます。</li> <li>接地抵抗値は総合 100 Ω (避雷設備を設けたものは 10 Ω) 以下とします。</li> </ol>			添付書類 No.		

条項	対応事項	備考
防消火設備 (第6条第1項第31号)	製造施設には、その規模に応じて、適切な防消シ 適切な箇所に設けます。 1. 防火設備 ①	、設備を 添付書類 No.
	対象設備 <u>該当</u> 防火設 防火設備の性	E
	ガス設備、貯蔵 設備、消費設備、	)設 リッ は 量を
	停車位置(貯槽、配管、散水又は放水することが 危険となる設備等を除く) 備	k 充、 k 砲 )
	(注)液化石油ガス法に定める充てん設備から、充てん作業の	技術
	上の基準に従ってバルク貯槽に充てんする場合を除く。 ②水源は同時に放射を必要とする最大水量を30 以上連続して放射できる水量とします。	分間
	必要水量(法定) 計画水量	$\underline{\mathbf{m}^3}$
	保有水量: ③操作部は、関係者が常駐する場所及び対象施認	<u>m³</u> から 15
	m以上離れた位置にそれぞれ1ヶ所以上設ける	
	(1)計画m (2)計画 m(常駐する場所	)
	2. 消火設備	
	消火 粉末消火器	
	貯槽以外の貯蔵     設備内の滯留ガス量10ト       設備、処理設備又     ンにつき1個相当以上       は消費設備     最小設置数量3個相当以上       上	
	貯槽 防液堤設 防液堤の周囲に歩行距離 75m以下ごとに 3 個相当 以上	
	その他の   貯槽の周囲の安全な場所   に 3 個相当以上	
	建屋内の高圧ガ 不活性ガス等による拡散 設備で粉末消火器の代替 とすることができる。	

条項	対	備考	
通報設備 (第6条第1項第33号)	事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措 置を次のとおり講じます。 事業所内面積 ㎡ No.		旅竹 <del>貴</del> 類
			_
	通報設備の通報範囲	設けるべき通報設備 次に掲げるものの 1 又は 2 以上 印	
	イ 該当事務所の保安統括 者等が常駐する事務所と 現場事務所(製造施設を	イページング設備	
	運転又は管理する者が常 駐する事務所をいう。以	ロ 構内電話 ハ 構内放送設備	_
	下同じ。) との間(両事務 所が同一の場合を除く。) ロ 現場事務所相互間	ニ インターホーン	_
	事業所内全体	イ ページング設備	
		口構內放送設備	
		ハ サイレン ニ 携帯用拡声器	_
		ホ メガホン(当該事業所内 の面積が 1,500 ㎡以下の 場合に限る。以下次の欄に	
	事業所内の任意の場所における作業員相互間	おいて同じ。) イ 携帯用拡声器	_
		ロ トランシーバー (計器等に対する影響の ない場合に限る。)	
		ハーメガホン	
バルブ等の操作に係 る措置 (第6条第1項第34号)	の措置を講じます。	クを適切に操作できるように	你何書類 No.
		等を明記した標示をすると。な影響を与えるバルブ等にに 能を取り付けます。	
	②バルブ等に係る配管に 及び方向を表示します。	は、ガスその他の流体の種類 。	類
	9 / / / / / / /	を与えるバルブ等で、通常値 、施錠等の措置を講じます。	· -
	④バルブ等を確実に操作	するための足場を設けます。	
	⑤バルブ等の操作に必要	な照度を確保します。	

## <記載例> I - 9(容器による貯蔵)

### ※容器が配管により接続されているもの

法第 16 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の技術上の基準に関する事項 (液石則第 24 条及び第 27 条第 1 項第 2 号の技術上の基準に対応する事項)

条 項	対 応 事 項	備考
設備距離	貯蔵設備・処理設備の外面から、保安物件に対し規定以上の距離を確	添付書類
(第24条第1号)	保します。	No.
	L <sub>1</sub> 必要m 計画m	
	L <sub>4</sub> 必要m 計画m	
 	保安物件に対して規定の距離を確保できない場合は、保安物件に対し	添付書類
(第24条第2号)	厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有	No.
	する障壁を設置します。	
第6条第1項	第6条第1項第35号イ、ロ及びホからチまでの基準に適合します。	
第35号の準用		
(第24条第3号)		
イ,容器置場	容器置場は明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲	See I I also store
1.谷 哲 直 場 の明示及び警	谷部直場は明小され、かり、その外部から見やりいよりに書成標を拘   げます。	添付書類 No.
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0670	110.
口.容器置場	容器置場は2階建以下とします。	添付書類
の構造		No.
ホ. 直射日光	充塡容器等に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(液化石	添付書類
を遮る措置	油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放される	No.
	ことを妨げないものに限る。)を講じます。	
へ. 滞留しな	容器置場は、ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。	添付書類
いような構造	①通風可能面積の合計が、床面積1㎡につき300c㎡以上となる換気	No.
	口を床面に接しかつ外気に接して設けます。(四方が壁等の場合2 方向以上)	
	カドダエ/   *床面積 m <sup>2</sup> から算出した開口面積 m <sup>2</sup> :計画 m <sup>2</sup>	
	②吸込口が床に近く、放出口が地上から5m以上高い安全な位置にあ	
	り、排気管中にガス検知器を設置した通風能力 0.5m³/min・㎡以上	
	の機械的換気装置を設けます。	
	*床面積m゚から算出m³/min:計画m³/min	

条項	対 応 事 項	備考
ト. 二階建容器置場の構造	2 階建の容器置場は、 ①容器置場1階の天井は3.3m以上の高さを有し、開放型の構造であり、壁を設置した場合は、通風及び換気を考慮した高さとします。 ②容器置場の2階は容器の転落等を防止する壁を設け、必要とされる面積を確保します。 ③容器置場の2階の床は不燃材又は難燃材を使用します。 ④開口部から5m以内は容器を置かず、容器を置く部分を明示します。	添付書類 No.
チ. 容器置場 に設ける消火 設備	容器置場には、充填容器等の内部停滞量 10 t につき、B-10 以上の粉末消火器が 1 個相当以上設置(最低 2 個)します。     必要数量 個 計画数量 個	添付書類 No.
第6条第1項 の準用 (第24条第4号)	容器が配管接続されたものであるため、その配管(高圧ガスが通る部分に限る。)については第6条第1項第17号から19号までの基準に適合します。	添付書類 No.
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第17号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たします。 □液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 □空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う 耐圧試験に合格 □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、 使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項第 18号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たします。 □常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	添付書類 No.
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項第 19号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たします。 □常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有しています。 □特定設備検査規則の規定に基づく強度を有しています。 □経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する高圧ガス設備です。	添付書類 No.

# <記載例>I-9(容器による貯蔵)

#### ※容器が配管により接続されていないもの

法第16条第2項及び第18条第2項の技術上の基準に関する事項 (液石則第24条及び第27条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

条項	対 応 事 項	備考
第6条第1項	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容器等」という。)	
第 35 号の準用	は、次の基準に適合するように措置します。	
(第24条第5号)		
イ. 容器置場	容器置場は明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲	
の明示及び警	げます。	
戒標		
口. 容器置場	容器置場は2階建以下とします。	
の構造		
ハ. 置場距離	保安物件に対し、容器置場の面積に応じた距離を確保します。	
	容器置場の面積m <sup>2</sup>	
	第1種置場距離l <sub>1</sub> 必要m、計画m	
	第2種置場距離 $1_2$ 必要 $_{_{_{_{_{_{_{_{_{_{_{_{_{_{_{_{_{_{1}}}}}}}}$	
	第1種置場距離l <sub>3</sub> 必要m、計画m	
	【第2種置場距離 1₄ 必要m、計画m 】	
二. 容器置の	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を	
障壁	満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋	
	し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り	
	又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けます。	
ホ. 直射日光	充塡容器等に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(液化石	
を遮る措置	油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放される	
	ことを妨げないものに限る。)を講じます。	
へ. 滞留しな	容器置場は、ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。	
いような構造	①通風可能面積の合計が、床面積1㎡につき 300c㎡以上となる換気	
	口を床面に接しかつ外気に接して設けます。(四方が壁等の場合2	
	方向以上)	
	*床面積	
	②吸込口が床に近く、放出口が地上から5m以上高い安全な位置にあ	
	り、排気管中にガス検知器を設置した通風能力 0.5m³/min・m²以上	
	の機械的換気装置を設けます。	
	*床面積m <sup>3</sup> から算出m <sup>3</sup> /min:計画m <sup>3</sup> /min	
ト. 二階建容	2階建の容器置場は、	
器置場の構造	①容器置場1階の天井は 3.3m 以上の高さを有し、開放型の構造であ	
	り、壁を設置した場合は、通風及び換気を考慮した高さとします。	
	②容器置場の2階は容器の転落等を防止する壁を設け、必要とされる	
	面積を確保します。	
	③容器置場の2階の床は不燃材又は難燃材を使用します。	
	④開口部から5m以内は容器を置かず、容器を置く部分を明示します。	

条項	対 応 事 項	備考
チ. 容器置場	容器置場には、充塡容器等の内部停滞量 10 t につき、B-10 以上の粉	
に設ける消火	末消火器が1個相当以上設置(最低2個)します。	
設備	必要数量	

# <記載例>Ⅱ-1 (貯槽による貯蔵)

法第 16 条第 2 項の技術上の基準に関する事項 (一般則第 22 条の技術上の基準に対応する事項)

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
	第6条第1項第1号第3号まで、第5号から第9号まで、 第11号から第22号まで、第24号、第25号及び第31号か ら第41号までの基準に適合して	適・否		
境界線・警戒 標 (第 6 条第 1 項第 1 号)		適・否		
設備距離 (第 6 条第 1 項第 2 号)	貯蔵設備,処理設備の外面から第1種保安物件         (	適·否		
火気取扱施設 との距離 (第 6 条第 1 項第 3 号)	面から火気取扱施設()に対し8m以上の距	適・否とは		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
貯槽間の距離 (第 6 条第 1 項第 5 号)	1. 可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力が300 m <sup>3</sup> 又は3,000kg) 及び他の可燃性ガス又は酸素の貯槽の貯槽間距離は、1 m以上又は貯槽の最大直径の和の4分の1 (+)/4=m のいずれか大なる距離を有して	適・否該当なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
貯槽の識別措置 (第6条第1 項第6号)	外部から見やすいように、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽である旨が貯槽に朱書き等して <b>【有・無】</b> 該当欄に〇印 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に直径の 10 分の1以上の幅で赤色塗料(特定不活性ガスにあっては橙色)が明確に塗ってある。	適・否該当なし		
貯槽周囲の流 出防止措置 (第 6 条第 1 項第 7 号、 第 8 号)	1 防液堤の構造は申請書どおりの構造で <b>[有・無]</b> 2 防液堤の容量は、法定m³に対しm³である。 3 集合防液堤にあっては間仕切りが設けられて	適・否該当なし		
貯蔵設備の室 の構造 (第 6 条第 1 項第 9 号)	貯蔵設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造として	適・否該当なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ガス設備の気 密な構造 (第6条第1項 第10号)	1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備(高圧ガス設備及び空気取入口を除く)は、気密な構造で <b>「有・無</b> ] 2 ガス設備は圧力MPaで検査し、漏えいは <b>「有・無</b> ]	適・否該当なし		
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第 6 条第 1 項第 11 号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第 6 条第 1 項第 12 号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別紙のとおり) 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第 6 条第 1 項第 13 号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たして	適・否		
ガス設備に使 用する材料 (第 6 条第 1 項第 14 号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして [有・無] 2 使用した材料は、申請書どおりであることをミルシート等で確認して [有・無]	適・否該当なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の基礎 (第 6 条第 1 項第 15 号)	<ul> <li>1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり施工されて</li></ul>	適・否該当なし		
貯槽の沈下状 況の測定 (第 6 条第 1 項第 16 号)	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置されて <b>〔有・無・該当なし〕</b>	適・否		
高圧ガス設備 の耐震設計 (第 6 条第 1 項第 17 号)	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で	適・否該当なし		
高圧ガス設備 の温度計 (第 6 条第 1 項第 18 号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書どおり設置されて	適·否		
高圧ガス設備 の圧力計 (第 6 条第 1 項第 19 号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて 「有・無」 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に 測定できるもので 「有・無」	適・否		
高圧ガス設備 の安全装置 (第 6 条第 1 項第 19 号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置が設けられて	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
安全装置の放 出管 (第6条第1 項第20号)	1 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部 ① 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部は、地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さが	適・否該当なし		
	2 毒性ガスの高圧ガス設備に設けた放出管は、除害設備内に開口部が			
可燃性ガス低 温貯槽の負圧 防止措置 (第 6 条第 1 項第 21 号)	<ol> <li>圧力計及び圧力警報設備並びに真空安全弁、均圧管、 圧力連動冷凍制御設備又は圧力連動送液設備のうち ()が設けられて</li></ol>	適・否 該当 なし		
液面計 (第6条第1項 第22号)	1 液化ガスの貯槽には、液面計 (	適・否 該当 なし		
貯槽の配管に 設けたバルブ (第6条第1項 第24号)	1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く)の配管には、貯槽の直近にバルブが設けられて	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
緊急遮断装置 (第 6 条第 1 項第 25 号)	1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽(内容積5,000L未満を除く)には、送出し、受入配管の適切な位置に緊急遮断装置が設けられて [有・無]	適・否		
	2 緊急遮断装置の作動機能は円滑かつ確実で	該当		
	(有・無)         3 弁座の漏えい量は規格値以下で       「有・無]	なし		
	4 緊急遮断装置の操作部は、貯槽から5m以上離れたと ころに設けて [有・無]			
	実際m			
ガス漏えい検	5 緊急遮断装置の作動源は、() である。         1 検出端部の設置場所及び設置個数			
知警報設備				
(第 6 条第1	○印	適・否		
項第 31 号)	屋内に設置されている 設備群の周囲 圧縮機、ポンプ、反応設 10mにつき1個			
	備、貯槽その他ガスが漏 以上の割合で計	該当		
	えいしやすい高圧ガス   算した個数	なし		
	所の周囲 屋外に設置されている 設備群の周囲の			
	上記設備が他の施設等   20mにつき 1 個			
	に接近しガスが滞留す 以上の割合で計 るおそれのある場所 算 し た 個 数			
	個			
	加熱炉等の火源を含む   加熱炉等の周囲   施設の周囲のガスが滞   の 20mにつき 1			
	留しやすい場所 個以上の割合で			
	計算した個数   個   個   個			
	計器室の内部(漏えいし 1個以上			
	たガスが浸入するおそ			
	講じた場合を除く)個			
	毒性ガスの充塡用接続 1個以上         ロ一群の周囲      個			
	2 作動機能が良好で <b>[有・無]</b>			
	3 警報指示部は関係者が常駐する場所( )に設置			
	して [ <b>有・無</b> ]			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽、支柱の 温度上昇防止 措置	1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、数水法署等を設置して 「右・無」	適・否		
(第 6 条第 1 項第 32 号)	散水装置等を設置して       [有・無]         対象       断熱構造       散水装置       消火栓         貯槽名       区分       *(L/(min·m²))       *         なし       実際:       上之:       1 柱/50m²         実際:       上之:       上之:       1 柱/100m²         実際:       上之:       上之:       上上         2       上海がス貯槽に対しては「消火栓・消防ポンプ車」により対応します。         3       30分間以上連続して放水できる水量を確保して「有・無」必要水量(法定):       m³         以要水量(法定):       m³       計画水量:       m³         保有水量:       m³	該当なし		
毒性ガス貯蔵	4 高さ1m以上の市中に対しては、次のいずれかの措置を講じて [有・無・該当なし] □ 厚さ50mm以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐火性能を有する不燃性の断熱材で被覆 □ 1に定める水噴霧装置等を市中に対し水を放射できるように設置			
施設の識別・ 危険標識 (第6条第1項 第33号)	<ul> <li>1 識別措置 毒性ガスの貯蔵所である旨を容易に識別できるよう な次の文字を記載した識別標を当該毒性ガス貯蔵所の 当該区画の見やすい箇所に掲げて [有・無] 毒性ガス ( ) 貯蔵所</li> <li>2 識別標の文字の大きさは縦・横 cm で、地色は カの無禁に カの文字で記入してまる</li> </ul>	適・否 該当 なし		
	色の標識に色の文字で記入してある。 3 危険標識			
毒性ガス配管 の接合 (第6条第1項 第35号)	1 毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は溶接で [有・無] 2 溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合で [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
毒性ガスの二 重管 (第6条第1項 第36号)	2 二重管の外層管は、その内径が内層管の外径の 1.2 倍以上であり、高圧ガス設備としての材料、強度等の基準に適合して [有・無] 3 当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知し警報するための措置が講じて [有・無]	適・否 該当 なし		
毒性置(第6条1) (第6条1) (第7年) (第7年) (第1年)	1 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散防止並びに除害措置を講じて [有・無]	適 該 な - 当 し		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
<ul><li>検査項目</li><li>電気</li><li>の条第1</li><li>の条第38号)</li><li>防第6条第1</li><li>が第5条第</li><li>が第5条の2)</li></ul>	( )に常備して [有・無] 法定数量 (備付数量) (備付数量) (備付数量) (備付数量) (偏付数量) (偏付数量) (個) (個) (個) (個) (個) (個) (個) (個) (個) (個	判適該な適該なで当し否当し		備考
	機械、貯槽 (コールドエバポレーターを含む)、散水することが危险となる設備及     400 L/min 以上の固定式放水銃     1.6 以上の水量を放水できるもの水量を放水できるものり、かつ放水能力が			

検査項目		   検	判定	事 業 所 検査者印	備考
		されていない場合、15m以上離れた位置と 5措置() が講じられて [ <b>有・無・該当なし</b> ]			
		こ適合する消火設備が設置して <b>[有・無]</b> 特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素			
	対象設備	粉末消火器			
	貯槽以外の貯蔵 設備、処理設備又 は消費設備若し くは容器置場	設備内の停滞ガス量 10 トン (特 定不活性ガスにあっては 20 ト			
	防液 堤設 貯 槽 置	防液堤の周囲に歩行距離 75m 以下ごとにB-10 3 個相当以 上			
	その他のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3個相当以上			
	建屋内の高圧ガス設備	除く。)等の拡散設備により粉 末消火器の代替えとすること ができる。			
		上段:能力単位、下段:設置個数 素 こよる拡散設備等(ただし、防火設備を設 余く)を設置して <b>[有・無</b> ]			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
通報設備 (第6条第1項 第40号)	1 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が	適・否	灰丘石中	
	中 構内放送設備 ハ サイレン 事業所全体 ニ 携帯用拡声器 ホ メガホン (当該事業 所内の面積が1,500㎡ 以下の場合に限る。以 下次の欄において同 じ)			
	イページング設備         ロ携帯用拡声器         コトランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る)         ニメガホン			
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項 第41号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無] 2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無] 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無] 5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]	適・否		

## <記載例>Ⅱ-2(コールドエバポレータによる貯蔵)

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第22条第1項第1号の技術上の基準に対応する事項)

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
第6条の2第1 項及び第2項 の準用(第22 条第1号)	第1項の基準に適合します。 □移動式製造設備から高圧ガスを受けるコールドエバポレータであるため、第6条の2第2項各号の基準に適合します。			
第6条の準用 (第6条の2第 1項第1号又は 第6条の2第2	□第6条第1項第1号、2号、7号、8号、第10号から第20号まで、第22号、第24号、第25号、第27号、第32号及び第39号から第41号までの基準に適合します。			
項第 1 号)	□第6条第1項第1号、7号、8号、第10号から第20号まで、第22号、第27号、第32号及び第39号から第41号までの基準に適合します。			
境界線·警戒標 (第6条第1項 第1号)	1 事業所の境界線は、() により明示されて	適・否		
設備距離 (第6条第1項 第2号)	貯蔵設備, 処理設備の外面から第1種保安物件(	適・否		
貯槽周囲の流 出防止措置 (第6条第1項 第7号、第8 号)	1 防液堤の構造は申請書どおりの構造で [有・無] 2 防液堤の容量は、法定m³に対しm³である。 3 集合防液堤にあっては間仕切りが設けられて [有・無] 4 防液堤の亀裂、くずれ、破損、配管貫通部の漏えいその他異常がなく、かつ防液堤内部の滞水が支障なく排出可能で [有・無] 5 防液堤の外周はであり、昇降の階段は、法定に対し個設置してある。 6 防液堤の内側及び外側に設置してはいけない設備又は施設が [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ガス設備の気 密な構造 (第6条第1項 第10号)	1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備(高圧ガス 設備及び空気取入口を除く)は、気密な構造で <b>[有・無]</b> 2 ガス設備は圧力MPaで検査し、漏えいは <b>[有・無]</b>	適・否 該当 なし		
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第11号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧 試験に合格(詳細は別紙のとおり) □空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり) □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適·否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別紙のとおり) □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した 特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第13号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たして	適·否		
ガス設備に使 用する材料 (第6条第1項 第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして [有・無] 2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認して [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1項 第15号)	<ul> <li>1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり施工されて [有・無]</li> <li>2 貯槽の支柱又は底部若しくは架台が、同一基礎にアンカーボルト等により申請書どおり固定されて [有・無・該当なし]</li> </ul>	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽の沈下状 況の測定 (第6条第1項 第16号)	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置されて <b>[有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
高圧ガス設備 の耐震設計 (第6条第1項 第17号)	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無] 2 支持構造物及び基礎は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無]	適・否 該当 なし		
高圧ガス設備 の温度計 (第6条第1項 第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書どおり設置されて [有・無] 2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて [有・無]	適・否 該当 なし		
高圧ガス設備 の圧力計 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に 測定できるもので [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の安全装置 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置が設けられて [有・無] 2 設定圧力以下で確実に作動する機能を有して [有・無]	適・否		
安全装置の放 出管 (第6条第1項 第20号)	1 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部 ①地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さが [有・無] 実際 地盤面からm 貯槽の頂部からm ②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無] 2 毒性ガスの高圧ガス設備に設けた放出管は、除害設備内に開口部が [有・無] 3 その他の高圧ガス設備(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)又は空気に係るものを除く)に設けた放出管①5m以内の建築物(火気を取り扱う施設は8m以内)又は工作物の高さ以上の高さが [有・無]②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
液面計 (第6条第1項 第22号)	1 液化ガスの貯槽には、液面計 (	適・否 該当 なし		
貯槽の配管に 設けたバルブ (第6条第1項 第24号)	き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の	適・否 該当 なし		
緊急遮断装置 (第 6 条第 1 項第 25 号)	1 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽(内容積5,000 L 未満を除く)には、送出し、受入配管の適切な位置に緊急遮断装置が設けられて	<ul><li>適 該 な</li><li>当 し</li></ul>		

検査項目	検 査 結	果	判定	事業所 検査者印	備考
保安電力等 (第 6 条第 1	1 対象設備に応じ適切な保安電力等が 作動機能は良好で	が設けられており、 <b>[有・無</b> ]	適・否		
項第 27 号)	電力 買電 自家 蓄電池 ン駆動 タ	チーム 空気又は ービン 窒素だめ D発電			
	自動制御装置				
	緊急遮断装置				
	防消火設				
	が相欠設 備 冷却水ポ				
	ンプ 水噴霧装				
	毒性ガス				
	除害設備 非常照設 (#:				
	備 ガス漏え い検知警				
	報設備				
	過充填防				
	止装置				
	<ul><li>2系統の場合は◎</li><li>2 非常照明又は通報設備で通常電池</li></ul>	た 休田 ナスォ のに			
	あっては、常時使用できる予備電池				

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
野槽、支柱の温措置 (第6条第1項第32号)	1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置して	<ul><li>適 該 な</li></ul>	<b>検</b>	

検査項目	検 査	結 果		判定	事業所 検査者印	備考
防消火設備(第6条第1項第39号、第39号の2)	(インは消費は開催できる。) は消費を受ける は では できる は できる は できる な な な な な な な な な な な な な な な な な な な	たいでは、 大 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	「有・無」         (株) (min・ 方 ら min・ 上 と か / min・ 対 方 ら min・ 以をる が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	適 該 な ・ 当 し	(快) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
	2 消火設備 次の①、②に適合する消火設備が設置して <b>[有・無</b> ]			
	①可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素 対象設備 粉末消火器 必要 実際 個数 個数			
	貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 (特定不活性ガスにあって 備若しくは容器置場 は 20 トン) につき B - 10 1			
	個相当以上 最小設置数量 :B-10 3 個相当 (特定不活性ガスにあって は2 固相当)			
	防液 堤 設     防液堤の周囲に歩行距離 75       置     m以下ごとにB-10 3個       財     相当以上			
	その他の もの       貯槽の周囲の安全な場所 B-10 3個相当以上			
	建屋内の高圧ガス設 不活性ガス (特定不活性ガ 備 スを除く。)等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。 上段:能力単位、下段:設置個数			
	②三フッ化窒素 不活性ガスによる拡散設備等(ただし、防火設備を設置する場合を除く)を設置して [有・無]			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
通報設備 (第 6 条第 1 項 第 40 号)	1 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が	適・否	次五·石 币*	
	で)       イページング設備         ロ携帯用拡声器       ロ携帯用拡声器         おける作業員相互間       ハトランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る)         エメガホン			
作に係る措置 (第6条第1項 第41号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無] 2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無] 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無] 5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]	適・否		
第6条第1項の 準用(第6条の 2 第 2 項第 1 号)	前述のとおり、第6条第1項第1号、7号、8号、第10号から第20号まで、第22号、第27号、第32号及び第39号から第41号までの基準に適合します。			
設備距離 (第6条の2第 2項第2号)	1 貯蔵設備、処理設備の外面から当該事業所敷地境界に対し4m以上の距離を有して	2		

検査項目		判定	事業所	供去
			検査者印	備考
安全装置	1 貯槽には2以上の安全装置(当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに	適•否		
(第6条の2第	いる元升が同時に闭じることができない構造のものに   限る)を設けて			
2 項第 3 号)	2 安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力			
	を放出するための機能を設けて <b>[有・無</b> ]			
遮断措置	送ガス蒸発器に大気熱交換式以外の方法のものを用い	適・否		
(第6条の2第	る場合、送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮			
2項第4号)	断するための措置を講じて			
貯槽の配管に	貯槽に取り付けた配管(ガスを送り出し又は受け入れるため	適・否		
設けたバルブ	に用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含			
(第6条の2第	む。次号において同じ)には、当該貯槽の直近にバルブを設けるほか、一以上のバルブ(次号の規定により講ずる措置に			
2 項第 5 号)	係るバルブを除く)を設けて			
緊急遮断装置	貯槽に取り付けた配管には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講じ	適・否		
(第6条の2第 2項第6号)	こさに女主に、パフ、座、パーに応例するための相直を構して			
2 短知 0 万/	 [有・無]			
製造施設周囲	製造施設の周囲には、車両の衝突を防止する措置を講じ	適・否		
の衝突防止措	て			
置 (第6条の2第				
2項第7号)				
滞留防止措置		<b> </b>		
(第6条の2第	設置して			
2項第8号)	[有・無]			

#### <記載例>Ⅱ-3 (圧縮天然ガススタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第22条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

※処理能 30m3 以上の第二種製造者が該当。

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
第7条第1項 及び第2項の 準用 (第22条第2 号)	□圧縮天然ガススタンドにより貯蔵するため、 <u>第7条第1</u> <u>項</u> の基準に適合します。 □製造施設の外部から圧縮天然ガススタンドの供給を受ける圧縮天然ガススタンドであるため、 <u>第7条第2項</u> の 基準に適合します。			
第6条の準用 (第7条第1 項第1号又は 第7条第2項第 1号)	第6条1項第1号、2号、5号から第22号まで、第24号から第27号まで、第30号から第32号まで、第38から第41号までの基準に適合します。 第6条1項第1号、第5号、第6号、第9号から第20号まで、第26号、第27号、第32号、第38号、第40号、第41号の基準に適合します。			
境界線·警戒標 (第6条第1項 第1号)	1. 事業所の境界線は、() により明示されて	適・否		
設備距離 (第6条第1項 第2号)	貯蔵設備, 処理設備の外面から第1種保安物件(	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽間の距離 (第6条第1項 第5号)	1 可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力が 300m³ 又は 3000kg 以上)及び他の可燃性ガス又は酸素の貯槽の貯槽間距離は、1 m以上又は貯槽の最大直径の和の 4 分の 1         (+)/4=m         のいずれか大なる距離を有して       [有・無]         実際m      m         2 規定の距離に満たない場合	適・否 該当 なし		
	① 下表の水噴霧装置等が設置されて [有・無]			
	貯槽     該当     水噴霧・散水装     該当     消火栓の場合、実際       断熱     ○印     筒先圧力の量       構造     035Mpa 以上 放水能力 400 /min)       L/min 以上			
	なし 7 L/min·m <sup>2</sup> 1個/35 m <sup>2</sup> (8 L/min·m <sup>2</sup> ) (1個/30 m <sup>2</sup> )			
	準 耐 4.5 L / min・m 1 個 / 55 m (6.5 L / min・ d (1 個 / 38 m)) 造 m³)			
	耐火       2 L / min·m²       1 個 / 125 m²         構造       (4 L / min·m²)       (1 個 / 60 m²)			
	注)( )内は、貯槽間の距離が最大直径の和の4分の1の距離に満たない場合の数値。			
	② 水噴霧装置等は、当該貯槽の外面から15m以上離			
	れた安全な位置で、かつ、防液堤を設けた貯槽にあっては、当該防液堤の外で操作可能で <b>[有・無]</b>			
	③ 水源は、同時に放射を必要とする最大水量が			
	<b>[有・無]</b> 必要水量(法定)m³ 保有水量m³、			
	④ 5分間以上の作動試験において均一かつ十分な放			
	射性能が <b>[有・無]</b> ⑤ 消火栓は当該貯槽に対していずれの方からも放射			
	可能で <b>[有・無]</b> ⑥ 消火栓の設置位置は当該貯槽から 40m以内に			
	・ 何久性の故画位置は当該則情がも40m以内に [ <b>有・無</b> ]			
	<ul><li>⑦ 消火栓は当該貯槽の表面積が㎡なので法定</li><li>個であり、実際は個設置して [有・無]</li></ul>			

( ht o A ht 1 TE	外部から見やすいように、可燃性ガスの貯槽である旨が 貯槽に朱書き等して <b>[有・無]</b> 該当欄に○印 可燃性ガスの貯槽の見やすい部分に帯状に	適・否	
	直径の 10 分の1以上の幅で赤色塗料が明確に塗ってある。 貯槽の直径は、で、赤色幅帯は_である。 ガス名を外部から見やすいように明確に朱書きしてある。 朱書きの内容はである。	該当なし	
出防止措置 (第6条第1項 第7号、第8 号)	1 防液堤の構造は申請書どおりの構造で [有・無] 2 防液堤の容量は、法定 m³に対し m³である。 3 集合防液堤にあっては間仕切りが設けられて [有・無] 4 防液堤の亀裂、くずれ、破損、配管貫通部の漏えいその他異常がなく、かつ防液堤内部の滞水が支障なく排出可能で [有・無] 5 防液堤の外周は であり、昇降の階段は、法定に対し 個設置してある。 6 防液堤の内側及び外側に設置してはいけない設備又は施設が [有・無]	適・否 該当 なし	
(第6条第1項 第9号) ガス設備の気 密な構造		適該ない。	

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第11号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧 試験に合格(詳細は別紙のとおり) □空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり) □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別紙のとおり) □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した 特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第13号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有する。(肉厚検査結果は別紙のとおり) □特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 □経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する。	適・否		
ガス設備に使 用する材料 (第6条第1項 第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして [有・無] 2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認して [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1項 第15号)	1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり施工されて	適・否 該当 なし		
貯槽の沈下状 況の測定 (第6条第1項 第16号)	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置されて <b>[有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
高圧ガス設備 の耐震設計 (第6条第1項 第17号)	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無] 2 支持構造物及び基礎は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の温度計 (第6条第1項 第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書どおり設置されて [有・無] 2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて [有・無]	適・否 該当 なし		
高圧ガス設備 の圧力計 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に 測定できるもので [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の安全装置 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置が設けられて	適・否		
安全装置の放 出管 (第6条第1項 第20号)	<ul> <li>① 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部</li> <li>① 地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さが [有・無] 実際 地盤面からm 貯槽の頂部からm</li> <li>② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]</li> <li>2 その他の高圧ガス設備に設けた放出管</li> <li>① 5 m以内の建築物(火気を取り扱う施設は8 m以内)又は工作物の高さ以上の高さが [有・無]</li> <li>② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]</li> </ul>	適・否 該 な し		
可燃性ガス低 温貯槽の負圧 防止措置 (第 6 条第 1 項第 21 号) 液面計 (第 6 条第 1 項 第 22 号)	1 圧力計及び圧力警報設備並びに真空安全弁、均圧管、 圧力連動冷凍制御設備又は圧力連動送液設備のうち (	<ul><li>適・否</li><li>該なし</li><li>適・否</li><li>該なし</li></ul>		
	[有 ・無・該当なし]			

検査項目		判定	事業所	備考
貯槽の配管に 設けたバルブ (第6条第1項 第24号)	1 可燃性ガスの貯槽 (加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く) の配管には、貯槽の直近にバルブが設けられて [有・無] 2 上記のほか、当該配管には、緊急遮断装置を除き一つ以上のバルブが設けられて [有・無]	適・否 該当 なし	検査者印	
緊急遮断装置 (第 6 条第 1 項第 25 号)	1 可燃性ガスの液化ガスの貯槽(内容積5,000 L 未満を除く)には、送出し、受入配管の適切な位置に緊急遮断装置が設けられて	適・否 該当 なし		
電気設備 (第 6 条第 1 項 第 26 号)	1 0種場所、第1種場所及び第2種場所の設定(地図)がなされて       [有・無]         2 電気設備はそれぞれの場所(0種場所・1種場所・2種場所)に応じて防爆構造の電気機器を選定し設置して [有・無]         機器名称       ガス名       0種・1種・ 必要防 集性能 場性能 の種・1種・ 2種       と種         0種・1種・ 2種       0種・1種・ 2種       0種・1種・ 2種         0種・1種・ 2種       2種       0種・1種・ 2種	適 i i i i i i i i i i i i i		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
保安電力等 (第 6 条第 1	1 対象設備に応じ適切な保安電力等が設けられており、 作動機能は良好で <b>[有・無]</b>	適・否		
項第 27 号)	保安     エンジ スチーム 空気又は 3 キーム 2 乗       電力 買電 自家 蓄電池 ン駆動 タービン 2 乗だめ 発電 装置 発電 駅動発電			
	自動制御装置			
	緊急遮断 装置 散水装置			
	防消火設備			
	冷却水ポ   ンプ			
	水噴霧装   置   毒性ガス			
	除害設備 非常照設 備			
	ガス漏え い検知警 報設備			
	通報設備			
	過充塡防   上装置   上装置			
	2系統の場合は◎			
	2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものに あっては、常時使用できる予備電池が <b>[有・無</b> ]			
障 壁 (第 6 条第 1 項	1 必要とする場所に障壁が設置されて <b>[有・無]</b> 2 次に掲げる障壁が設置されて <b>[有・無]</b>	適•否		
第 30 号)	該当   種	該当		
	鉄 筋 コン 直径 9 mm以上の鉄筋を縦、横 40 cm以下の間隔に クリート製 配筋し、厚さ 12 cm以上、高さ 2m 以上のものである こと	なし		
	コンクリー 直径 9 mm以上の鉄筋を縦、横 40 cm以下の間隔にトブロック 配筋し、厚さ 15 cm以上、高さ 2m以上のもので空洞 割にモルタル充填したものであること			
	鋼板製 厚さ3.2 mm以上の鋼板に30×30 mm以上の等辺山 形鋼を縦、横 40 cm以下の間隔に溶接で補強した もの又は厚さ 6 mm以上の鋼板を使用し、そのいず			
	れも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上 のものであること			
	3 障壁の破損その他の異常が <b>[有・無]</b>			

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
ガス漏えい検	1 検出端部の設置場所及び設置個数			
知警報設備	該当 設置場所 必要設置 実際設置			
(第 6 条第1	○印	適・否		
項第 31 号)	屋内に設置されている 設備群の周囲			
X/10 01 · 07	圧縮機、ポンプ、反応設 10mにつき 1 個	ما در د		
	備、貯槽その他ガスが漏   以上の割合で計   えいしやすい高圧ガス   算した個数	該当		
	設備が設置してある場  個  個	なし		
	所の周囲			
	屋外に設置されている 設備群の周囲の			
	上記設備が他の施設等 20mにつき 1 個			
	に接近しガスが滞留す 以上の割合で計 るおそれのある場所 算 し た 個 数			
	加熱炉等の火源を含む 加熱炉等の周囲			
	施設の周囲のガスが滞 の 20mにつき 1			
	留しやすい場所 個以上の割合で			
	計算した個数 個 個 個			
	計器室の内部(漏えいし 1個以上			
	たガスが浸入するおそ			
	れがないような措置を			
	講じた場合を除く)個			
	毒性ガスの充塡用接続   1個以上   ロー群の周囲   個			
	2 作動機能が良好で    [有・無]      3 警報器の設置場所には常駐者が    [有・無]			
貯槽、支柱の温	1 液化ガス貯槽(可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその			
度上昇防止措	他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取			
置	り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、	適•否		
(第 6 条第 1	散水装置等を設置して [有・無]			
	対象 断熱構造 散水装置 消火栓	該当		
項第 32 号)	貯槽名   区分   *(L/(min·m²))   *			
		なし		
	実際: / 50m²			
	<u>/ m²</u>			
	実際:   /100m²   /100m²			
	2 圧縮ガス貯槽に対しては [消火栓・消防ポンプ車] により対			
	応します。			
	3 30 分間以上連続して放水できる水量を確保して [有・無]	]		
	必要水量(法定):m <sup>3</sup> 、計画水量:m <sup>3</sup>			
	保有水量:m <sup>3</sup>			
	4 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は、貯槽及びその支柱の外	]		
	面から5m以上離れた安全な位置として <b>[有・無</b> ]	]		
	実 際: <u> </u>			

検査項目		判定	事業所 検査者印	備考
電気の除去措	1 対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられ	適・否	1大五日口	
置	て [有・無]			
(第6条第1項	2 接地抵抗値が総合 100Ω(避雷設備を設けたものは 10 Ω) NITで 「右・畑」	該当		
第 38 号)   防消火設備	Ω)以下で       [有・無]         1 対象設備の規模等に応じ、次に掲げる防消火設備のい	なし		
(第6条第1項	ずれか適切なものが設けられて 「有・無」			
第 39 号、第 39	① 防火設備	適・否		
号の 2)	対象設備 該当 防 火 設 備			
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	該当		
	備又は消費設備 設備にあっては 2.5L/min・㎡以上	なし		
	(内壁又は外壁       の水を噴霧できるもの         が水又は水蒸気       放水ノズルの筒先圧       2方向以上			
	た常時十分触れ   力が 0.35Mpa以上であ   から 5 L			
	ている設備、回転 り、かつ放水能力が /min・㎡× 400 L/min 以上の固定 1.6 以上の			
	ルドエバポレー 式放水銃 水量を放水			
	ターを含む)、散   放水ノズルの筒先圧   できるもの   サボ 0.25 / 1 - 1 / 1 / 1 / 2 / 1 / 1 / 2 / 1 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 2			
	水することが  2			
	WC なる設備及			
	放水リズルの筒先圧			
	力が 0.35Mpa 以上であり、かつ放水能力が			
	9、 が30放水能力が 400 L/min 以上の消火			
	栓			
	放水能力が 1,900 L 5 L/min・m² / /min 以上の放水砲 × 1.6 以上			
	の水量を放			
	水できるもしの			
	② 水源は同時に放射を必要とする最大水量を 30 分以			
	上連続して放射できる水量が <b>[有・無]</b> 必要水量(法定) m <sup>3</sup> 計画水量 m <sup>3</sup>			
	ル安小里 (伝た)m   計画小里m   保有水量   m   m   m   m   m   m   m   m   m			
	③ イ 操作部は、対象施設から15m以上離れた位置に			
	設置して [ <b>有・無</b> ]			
	実際			
	ロ 15m以上確保されていない場合、15m以上離れ た位置と同等の効果のある措置( )			
	た似直と问寺の効果のめる指直() が講じられて			
	N HIT C DATE C			

検査項目	村	食 査 結 果			判定	事 業 所 検査者印	備考
	2 消火設備 次に適合する	消火設備が設置して 【 <b>有・</b>	無]				
	対象設備	粉末消火器	必要 個数	実際 個数			
	貯槽以外の貯蔵設 備、処理設備又は 消費設備若しくは 容器置場	つきB-10 1 個相当以上					
	防液堤設置 貯 槽						
	その他 のもの	貯槽の周囲の安全な場所 B -10 3個相当以上					
	建屋内の高圧ガス設備	不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとする ことができる。					
		上段:能力単位、下段	上 史:設置(	固数			

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
通報設備 (第 6 条第 1 項 第 40 号)	通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が	適・否	(灰且石目)	
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項 第41号) ディスペンサーの保安距離 (第7条第1項	1 バルブ等の開閉方向が明示されて [有・無] 2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無] 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無] 5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無] 1 貯蔵設備、処理設備の外面から第1種保安物件 ()、第2種保安物件 ()まで、規定以上の距離を確保して	適・否		
第2号)	[有・無] 第1種設備距離:L_=m 実際:m 第2種設備距離:L_=m 実際:m 2 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境 界線に対し5m以上の距離を有して [有・無] 実際:m			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
圧縮天然ガス が滞留しない 構造 (第7条第1項 第3号)	1 ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いて	適・否		
充塡を受ける車 両の停止位置 (第7条第1項 第4号)	<ul> <li>1 充塡を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から3m以上離れて停止させるための措置を講じて</li></ul>	適・否		
過充塡防止の ための措置 (第7条第1項 第5号)	圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器 に当該圧縮天然ガスを充塡するときは、充塡設備に過充塡防 止のための措置を講じて <b>[有・無</b> ]	適・否		
火気取扱施設 との距離 (第7条第1項 第6号)	1. 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限る) は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く)を取り扱う施設に対し8m以上の距離を有して	適・否		
設備間の距離 (第7条第1項 第7号)	圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、液化天然ガススタンドを除く)に対し5m以上の距離を有して [有・無] 実際:m 酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る)に対し10m以上の距離を有して [有・無] 実際:m 又は、これらと同等以上の距離を有することと同等以上の措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
圧縮水素スタンドとの距離	圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外 面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6	適・否		
の距離 (第7条第1項	m以上の距離を有して <b>[有・無・該当なし]</b>			
第8号)	実際:			
	又は、これと同等以上の措置 () を講じて      [有・無・該当なし]			
敷地境界まで の距離 (第7条第2項	1 高圧ガス設備(第3号、第4号に掲げるものを除く) は、その外面から当該事業所の敷地境界に対し6m以上	適・否		
第2号)	の距離が <b>[有・無</b> ]			
	実際: <u>m</u> 2 6 m以上の距離を確保できない場合、同等以上の措置 ( ) を講じて <b>[有・無・該当なし]</b>			
地盤面下に高 圧ガス設備を 設置する場合	地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な 強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの 滞留を防止するための措置を講じて	適・否		
の措置 (第7条第2項 第3号)	[有・無]			
道路境界線までの距離	ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し5m以上の距離が	適・否		
(第7条第2項 第4号) 第7条第2項第 4号)	[有・無]			
	圧縮ガススタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2m以上の防火壁を設置して	適・否		
	[有・無]			
配管の緊急遮 断措置 (第7条第2項	当該製造施設の外部から供給される圧縮天然ガスを受け入れる配管には、緊急時に圧縮天然ガスを遮断するための措置を講じて	適・否		
第6号)	[有・無]			
圧縮機の爆発、 漏えい、損傷等	圧縮天然ガスを製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損 傷等を防止するための措置を講じて	適・否		
防止措置 (第 7 条第 2 項 第 7 号)	[有·無]			
送出・受入配管 の自動閉止措 置(第7条第2 項第8号)	圧縮天然ガスの貯槽に取り付けた配管(圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、 貯槽と配管との接続部を含む)には、圧縮天然ガスを送り 出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することが	適・否		
	できる遮断措置を講じて <b>[有・無]</b>			

			viic	
検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
最大充塡圧力	ディスペンサーには、充塡車両に固定した容器の最大充	適•否		
以下で遮断する	塡圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装			
措置	置を設け、かつ、漏えいを防止する措置を講じて			
(第7条第2項 第9号)	[有・無]			
配管の措置	配管には次の措置を講じて			
(第7条第2項	「一郎信には仏の相直を講して	適・否		
第 10 号)	所に設置する。			
	ロートレンチ蓋を通気性の良いものにする。(第11号に規			
	定する設備を設ける場合を除く)			
漏えい検知機	製造施設には、当該施設から漏えいする圧縮天然ガスが	適・否		
等の設置	滞留するおそれのある場所に、当該天然ガスの漏えいを検			
(第7条第2項	知し、警報し、かつ、製造施設の運転を自動的に停止する			
第 11 号)	ための措置を講じて			
	[有・無]			
感振装置の設	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動	適•否		
定   (第7条第2項	を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的 に停止する感震装置を設けて			
第 12 号)	に停止りる感展表値を放りて 			
自動停止装置の手動起動措	前2号の製造施設の運転を自動に停止する装置には、手	適•否		
の手動起動指   置	動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディス			
(第7条第2項	ペンサーに設置して			
第 13 号)				
警報の発報措	前3号の規定により、製造施設の運転を停止する場合			
置(第7条第 2	は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ、第6号、第8	適・否		
項第 14 号)	号及び第9号で規定する遮断装置に遮断弁を自動的に閉			
	止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合			
	に警報を発する措置を講じて			
	[ <b>f·</b> 無]			
車両の衝突防	ガス設備は、車両が衝突するおそれのない場所に設置し	適•否		
止措置   (第7条第2項	て   <b>「有・無</b> ]			
第 15 号)	L'有·無」			
	   又は、車両の衝突を防止する措置を講じて			
	[有・無・該当なし]			
圧縮天然ガス	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又	適•否		
が滞留しない	は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えい	NO LI		
構造   (第7条第2項	したときに滞留しないような構造として			
(弗 / 采弗 2 垻   第 16 号)				
充塡を受ける車	- 充塡を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面か	·		
両の停止位置	ら3m以上離れて停止させるための措置を講じて	適・否		
(第7条第2項	[有•無]			
第 17 号)	又は、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を			
	講じて			
	[有・無・該当なし]			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
火気取扱施設	1 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限	適・否		
との距離 (第7条第2項	る)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド			
第18号)	内のものを除く)を取り扱う施設に対し4m以上の距離が			
	· [有·無]			
	2 4 m以上の距離がとれない場合、流動防止措置若しく			
	は圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ち			
	に使用中の火気を消すための措置を講じて <b>[有・無</b> ]			
過充塡防止の		\		
ための措置	器に当該圧縮天然ガスを充塡するときは、充塡設備に過充	適・否		
	塡防止のための措置を講じて			
19 号)	[有・無]			
設備間の距離	1 圧縮天然ガススタンドと他の可燃性ガスの高圧ガ	適・否		
(第7条第2項 第20号、20号	ス設備との距離は5m以上が <b>「有・無・該当なし</b> ]			
Ø 2)	実際 m			
	2 圧縮天然ガススタンドと酸素の高圧ガス設備との			
	距離は10m以上が			
	[ <b>有・無・該当なし</b> ] 実際 m			
	天际 <u>III</u>			
	3 圧縮天然ガススタンドと圧縮水素スタンドの高圧			
	ガス設備との距離は6m以上が			
	[有・無・該当なし]			
	実際 <u>m</u>			
	フは 「「焼ル事っカン」 いの加州部港 T マドウ 本部 (産)マ 生! この			
	又は、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6			
	m以上の距離を有することと同等以上の距離を有すること と同等以上の措置を講じて			
	と同等以上の指直を講して [ <b>有・無・該当なし</b> ]			
消火設備の設	圧縮天然ガススタンドには、その規模に応じ、適切な消	適・否		
置(第7条第 2	火設備を適切な箇所に設置して	一道"白"		
項第 21 号)	[有・無]			

## <記載例>Ⅱ-4 (液化天然ガススタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項 (一般則第22条第1項第3号の技術上の基準に対応する事項)

※処理能力30m3以上の第二種製造者が該当。

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
第7条の2第1 項の準用(第 22条第3号)	液化天然ガススタンドにより貯蔵するため、第7条の2 第1項の基準に適合します。			
第6条第1項の 準用 (第7条の2 第1項第1号)	第6条第1項第1号、第9号から第21号まで、第26号、 第27号、第38号から第41号まで及び第43号の基準に適 合します。			
境界線·警戒標 (第6条第1項 第1号)	1 事業所の境界線は、()により明示されて	適・否		
製造設備の室 の構造 (第6条第1項 第9号)	製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造として	適· - 否 - 該 - なし		
ガス設備の気 密な構造 (第6条第1項 第10号)	1 可燃性ガスのガス設備(高圧ガス設備及び空気取入口を除く)は、気密な構造で	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第11号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別紙のとおり) □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第13号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たして	適・否		
ガス設備に使用する材料(第6条第1項第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして [有・無] 2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認して [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1項 第15号)	<ul> <li>1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり施工されて [有・無]</li> <li>2 貯槽の支柱又は底部若しくは架台が、同一基礎にアンカーボルト等により申請書どおり固定されて [有・無・該当なし]</li> </ul>	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽の沈下状	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置され	適・否		
況の測定   (第6条第1項	て [有・無]	該当		
第 16 号)		なし		
高圧ガス設備	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震	適・否		
の耐震設計	の影響に対し安全で [有・無]	該当		
(第6条第1項 第17号)	2 支持構造物及び基礎は、耐震設計どおり施工され、地 震の影響に対し安全で [ <b>有・無</b> ]	なし		
)IV 2. 37		0.0		
高圧ガス設備	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、			
の温度計 (第6条第1項	熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測 定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書ど	適・否		
第 18 号)	おり設置されて <b>[有・無</b> ]			
	2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常	該当		
	用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装 置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて	なし		
	[有・無]			
高圧ガス設備	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又			
の圧力計 (第6条第1項	は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて <b>[有・無</b> ]	適・否		
第 19 号)	2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に			
	測定できるもので [有・無]			
高圧ガス設備	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又			
の安全装置 (第6条第1項	は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて <b>[有・無</b> ]	適・否		
第 19 号)	2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に			
	測定できるもので <b>[有・無]</b>			
安全装置の放	1 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部 ①地盤面から 5m又は貯槽頂部から 2mのいずれか高い			
出管	位置以上の高さが [有・無]	適・否		
(第6条第1項	実際 地盤面からm			
第 20 号)	貯槽の頂部からm ②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が	該当		
	[有・無]	なし		
	2 その他の高圧ガス設備に設けた放出管			
	①5m以内の建築物(火気を取り扱う施設は8m以内)又			
	は工作物の高さ以上の高さが [有・無]			
	②周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が <b>[有・無</b> ]			
	ניזי איין			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
可燃性ガス低 温貯槽の負圧 防止措置	1 圧力計及び圧力警報設備並びに真空安全弁、均圧管、 圧力連動冷凍制御設備又は圧力連動送液設備のうち ( )が設けられて [有・無]	適·否 該当		
(第 6 条第 1 項第 21 号)	2 負圧防止設備の作動機能は良好で [有・無]	なし		
電気設備 (第6条第1項 第26号)	1 0種場所、第1種場所及び第2種場所の設定(地図) がなされて	適·否 該当		
	[有・無] 機器名称 ガス名 0種・1種・ 必要防 実際防 2種場所別 爆性能 爆性能 り種・1種・ 2種 0種・1種・ 2種 0種・1種・ 2種 0種・1種・ 2種 0種・1種・ 2種 0種・1種・ 1種・ 1種・ 1種・ 1種・ 1種・ 1種・ 1種・ 1種・ 1種	なし		
伊尔蒙古笠	2種			
保安電力等 (第 6 条第 1 項第 27 号)	1 対象設備に応じ適切な保安電力等が設けられており、 作動機能は良好で	· 否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
電気の除去措 置	1 対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられて 「 <b>有・無</b> ]	適・否		
 (第6条第1項	2 接地抵抗値が総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10	該当		
第 38 号) 防消火設備 (第 6 条第 1 項 第 39 号、第 39	<ul><li>Ω)以下で [有・無]</li><li>1 対象設備の規模等に応じ、次に掲げる防消火設備のいずれか適切なものが設けられて [有・無]</li><li>① 防火設備</li></ul>	なし 適・否		
号の 2)	対象設備   該当	該なし		
	② 水源は同時に放射を必要とする最大水量を30分以上連続して放射できる水量が [有・無]必要水量(法定)m³ 計画水量m³ 保有水量m³ の イ 操作部は、対象施設から15m以上離れた位置に設置して			

検査項目	検	査 結 果		判定	事業所 検査者印	備考
	2 消火設備 下記に適合する消火	<b>火設備が設置して [有</b>	•無]			
	対象設備	粉末消火器	必要 実際 個数 個数			
	処理設備又は消費設 に	始備内の停滞ガス量 10 トン こつき B - 10 1 個相当以上				
	備若しくは容器置場	最小設置数量 :B-10 3個相当				
	置m	5液堤の周囲に歩行距離 75 n以下ごとにB-10 3 個				
		当当以上				
		庁槽の周囲の安全な場所 3-10 3個相当以上				
	建屋内の高圧ガス設「不	「活性ガス等の拡散設備に				
	****	、り粉末消火器の代替えと <sup>-</sup> ることができる。				
		上段:能力単位、下段	::設置個数			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
通報設備 (第6条第1項 第40号)	1 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が       [有・無]         2 事業所の敷地面積は()m²で       1,500 m²以上       [有・無]	適・否	7022	
	通報設備の通報範囲 該当 設けるべき通報設備 ○印 (次に掲げるものの1又 は2以上)			
	イ 該当事務所の保安統       イ ページング設備         括者等が常駐する事務       ロ 構内電話			
	設を運転又は管理する       ハ 構内放送設備         おが常駐する事務所を       ハ 構内放送設備         いう。以下同じ。) との			
	間(両事務所が同一の場 合を除く。) ロ 現場事務所相互間			
	イページング設備         ロ構内放送設備         ハサイレン         事業所全体       携帯用拡声器			
	ホ メガホン (当該事業 所内の面積が1,500 ㎡ 以下の場合に限る。以 下次の欄において同 じ)			
	イページング設備       ロ携帯用拡声器       事業所内の任意の場所における作業員相互間       おける作業員相互間       器等に対する影響のない場合に限る)       ニメガホン			
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項 第41号)	2 配管内流体の名称及び方向が明示されて [有・無] 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉 状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作 防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無]	適·否		
導管(第6条第 1項第43号)	5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無] 導管については、次の基準に適合して [有・無]	適・否 該当 なし		
イ. 導管の設置場所禁止	導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置して [有・無]	適・否 該当 なし		
	[有•無]			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ロ. 地盤面上の 導管の標識	1 地盤面上に設置された導管は、地盤面から0.3m以上離して設置 して	\d		
	[ <b>有・無</b> ] 実際: <u>m</u> 2 周囲の状況に応じた柵、ガードレール等の防護措置を講じて <b>「有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
	3 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識が、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けて [有・無]			
ハ. 地盤面下の	1 地盤面下に埋設された導管は、0.6m以上地盤面から下に埋設し			
導管の標識	て	適・否 該当 なし		
	盤面から下に埋設した。 <b>[有・無</b> ] 実際: m			
	3 上記1、2における深さが得られない場合は、 [カバープレート・ケーシング・肉厚を増加させる] 措置を講じて			
	[有・無] 4 鉄道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設され、かつ、鋼鉄のケーシングを用いて保護して			
	[有·無]			
	実際:			
	(1) 人家の多い地区を通る場合は、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所			
	(2)人家が少ない地区において、導管を道路に沿って設置する場合 は1,000m間隔			
二. 水中導管	1 船の航行する水域の水底に設置した導管は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置して			
	[ <b>有・無</b> ] 実際:m	適·否 該当		
	2 海底、河底に設置した導管は、[管の比重を上げる・アンカー] 等、管の浮上や移動を防止するための措置を講じて [ <b>有・無</b> ]	なし		
	3 波浪の影響を受ける接岸部に設置される導管には、波浪等による損傷を防止するため、 [ケーシング・コンクリート防護・防波柵] による防護措置を講じて			
	[有・無] 4 導管が流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置した場合、洗掘されるおそれのない深さに埋設した。また、水路が不安定な川床に埋設した場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設して			
	[有・無]			

検査項目		判定	事業所	備考
ホ. 導管の耐	1 導管は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験及び常用	, ,, _	検査者印	
圧・気密性能	の圧力以上の圧力で行う気密試験又は大臣がこれらと同等以上			
	のものと認める試験に合格したもので	適•否		
	[有・無]	該当		
	2 試験結果は、機器一覧表のとおり。	なし		
へ. 導管の強度	1 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応			
	力に対し、十分な強度を有するもの又は大臣が認める者の製造し			
	た常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するもので	適•否		
	[有·無]	該当		
		なし		
	2 検査結果は、機器一覧表のとおり。			
ト. 導管の腐食	1 導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じて	適•否		
防止措置	[ <b>f·</b> 無]	該当		
	(1) 腐食性のあるガスの場合は、内面防食措置 [当該ガスに侵され	なし		
	ないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング			
	(2)地中に埋設した場合は、 [塗装材と被覆材の組み合わせによる 塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装] により外面を保護			
	(3)地中に埋設した場合は、電気防食措置を講じ、対地電位の測定			
	値に異常がない。			
	2 導管の応力を吸収するための措置を次のとおり講じて 「 <b>有・無</b> ]			
	管が均一に、かつ、適当な摩擦力を持って土中に支持した。			
	(2)地上に設置した場合は、導管の伸縮を吸収するための措置を講			
	じ、支持構造物は、導管の伸縮を阻害しないものとして			
	[有・無]			
チ. 導管の温度	1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガ	適•否		
上昇防止措置	スを導管に送入せずに処理できる措置を講じて	該当		
		なし		
	   2 導管が地上に設置した場合は、温度の異常上昇を防止するため、			
	防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じて			
	[ <b>有·無</b> ]			
リ. 導管の安全	1 導管には、常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以			
装置	下に戻すことができるような措置を講じて			
	[ <b>有·無</b> ]	適•否		
	安全弁   設置数 :	該当		
	その他の安全装置( )設置数: 基	なし		
	2 バネ式安全弁等の作動試験結果に異状が <b>[有・無</b> ]			
ヌ. 導管の水分	1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって	適・否		
除去措置	輸送する場合、導管と圧縮機との間に水分離器を設けて	該当		
	[有·無]	なし		
	2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間に水			
	分離器を設けて			
	[有・無]			

			事業所	
検査項目	検 査 結 果	判定	新 采 所 検査者印	備考
ル. 導管の通報 設備	事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに 行うための措置[電話・インターホン]を講じて [有・無]	適・否 該当 なし		
敷地境界まで の距離(第7 条の2第1項第 2号)	高圧ガス設備(次号から第5号までに掲げる物を除く。) は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し6m以上の距離を有し、 又はこれと同等以上の措置を講じて [有・無]	適・否		
室の滞留防止 措置(第7条の 2第1項第3 号)	地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な 強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの 滞留を防止するための措置を講じて [有・無]	適•否		
液化天然ガス 貯槽の基準 (第7条の2 第1項第4号)	液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合して [ <b>有・無</b> ]	適・否		
イ. 埋設	貯槽は地盤面下に埋設して <b>[有・無</b> ]	適・否		
口. 貯槽の構造	貯槽には、二十殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化 天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような 措置を講じて <b>[有・無</b> ]	適・否		
ハ. 貯槽を貯槽 室に設置する 場合の基準	貯槽を室(以下この号において「貯槽室」という。)に 設置する場合にあっては、次に掲げる基準に適合します。 (イ) 貯槽室の上部は、十分な強度を有する構造として <b>「有・無</b> ] (ロ) 貯槽室には、防水措置を施して <b>「有・無</b> ] (ハ) 貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気設備を設けて <b>「有・無</b> ]	適·否		
二. 貯槽を貯槽 室に設置しな い場合の基準	貯槽を貯槽室に設置しない場合にあっては、次に掲げる 基準に適合します。 (イ) 貯槽を設置するときは、貯槽を地盤に固定して腐 食を防止する措置を講じて [有・無] (ロ) 貯槽を設置するときは、厚さ12cm以上の鉄筋コ ンクリート又はこれと同等以上の強度を有するもので貯 槽上部の地盤面上を覆い、かつ、貯槽が地盤面上の重量物 の荷重に耐えることができる措置を講じて [有・無] (ハ) 貯槽を設置するときは、必要に応じ周囲に断熱及 び凍結防止のための措置を講じて [有・無]	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ディスペンサ ーから道路境 界までの距離 (第7条の2 第1項第5号)	ディスペンサーは、その本体の外面から行動の道路境界に対し5m以上の距離を有し、又は、これと同等以上の措置を講じて [有・無]	適·否		
防火壁(第7 条の2第1項第 6号)	液化天然ガススタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2m以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を設けて [有・無]	適·否		
緊急遮断措置 (第7条の2 第1項第7号)	液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管(液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。第13号において同じ。)には、液化天然ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断する措置を講じて [有・無]	適・否		
ディスペンサーの充填終了後の措置(第7条の2第1項第8号)	ディスペンサーには、充填終了時に、自動的に液化天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、充填ホースからの漏えいを防止するための措置を講じて [有・無]	適·否		
配管の措置(第 7条の2第1項 第9号)	配管(高圧ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じて [ <b>有・無</b> ]	適·否		
イ. 設置位置	外部からの衝撃により、損傷を受ける恐れのない場所に 設置して [ <b>有・無</b> ]	適·否		
ロ.トレンチ内に設置する場合	トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性の よいものとして <b>[有・無</b> ]	適・否		
ガス漏えい検 知警報器 (第7 条の2第1項第 10号)	製造施設には、当該施設から漏えいする天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置して [有・無]	適·否		
液化天然ガス 貯槽間距離(第 7条の2第1項 第11号)	液化天然ガスの貯槽を二以上隣接して設置する場合は、 その相互間に 1m以上の間隔を設けて <b>[有・無</b> ]	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
液面計(第7 条の2第1項第 12号)	液化天然ガスの貯槽には、液面計(ガラス液面計以外の 液面計に限る。)を設けて [ <b>有・無</b> ]	適·否		
貯槽の配管に 取り付けたバ ルブの措置(第 7条の2第1項 第13号)	液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管には、第7号の規定により講ずる緊急遮断措置に係るバルブのほか、当該貯槽の直近にバルブを設けて <b>[有・無]</b>	適·否		
感震装置 (第7 条の2第1項第 14号)	製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けて [有・無]	適・否		
起動装置 (第7 条の2第1項第 15号)	第 10 号及び前号の製造設備の運転を自動的に停止する 装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装 置は火災又はその他の緊急のときに速やかに操作できる 位置及びディスペンサーに設置して [有・無]	適・否		
遮断装置の遮 断弁(第7条の 2第1項第16 号)	第10号、第14号又は前号の規定により製造設備の運転を停止する場合は、重点のための加圧設備の運転を自動的に停止し、かつ、第7号及び第8号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止させ、当該閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じて [有・無]	適·否		
ガス設備の設 置位置(第7 条の2第1項第 17号)	ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置して <b>「有・無</b> ] 車両の衝突を防止する措置を講じて <b>「有・無</b> ]	適·否		
ディスペンサ ーの屋根 (第7 条の2第1項第 18号)	ディスペンサーの上部に屋根を設ける場合は、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、液化天然ガスが漏えいしたときに、気化した天然ガスが滞留しない構造として <b>「有・無</b> ]	適·否		
火気取扱施設 との距離及び 流動防止措置 (第7条の2 第1項第19号)	液化天然ガススタンド(液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該液化天然ガススタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し、4m以上の距離を有して	適·否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
他の製造施設	1 液化天然ガススタンドと他の可燃性ガスの高圧ガス設	適・否		
までの距離(第	備との距離は5m以上			
7条の2第1項	[有・無・該当なし]			
第 20 号)	実際m			
	2 液化天然ガススタンドと酸素の高圧ガス設備との距離			
	は 10m以上			
	[有・無・該当なし]			
	<i>+</i> † ≠ 1787 \			
	実際m			
	3 液化天然ガススタンドと圧縮水素スタンドの高圧ガス			
	設備との距離は6m以上			
	[有・無・該当なし]			
	実際m			

## <記載例>Ⅱ-5 (圧縮水素スタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項第18条第2項の技術上の基準に関する事項 (一般則第22条第4号及び第23条第2項第1号の技術上の基準に対応する事項、 一般則第23条第2項第1号及び第26条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

※処理能力 30m³以上の第二種製造者が該当

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
項及び第 2 項 の準用 (第 22 条第 4 号) 第 6 条第 1 項 条の 3 第 1 項 7 条の 3 第 2 項第 1	(当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が82MPa以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあっては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が1MPa未満のものに限る。) □圧縮水素スタンドにより貯蔵するため、第7条の3第2項の基準に適合します。 (液化水素の貯蔵を設置する場合にあっては、第8条第3項及び第4項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。) □第6条第1項第1号、第2号、第5号から第22号まで、第24号から第27号まで、第32号及び、第38号から第42号までの基準に適合します。(第7条の3第1項第1号) □第6条第1項第1号、第6号から第14号まで、第16			
号)	号から第 19 号まで、第 21 号、第 22 号、第 24 号から第 27 号まで、第 32 号、第 38 号及び第 41 号並びに第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の 2 から第 1 号の 4 まで及び第 17 号の基準に適合します。(第 7 条の 3 第 2 項第 1 号)			
境界線·警戒標 (第6条第1項 第1号)	1 事業所の境界線は、() により明示されて	適・否		
設備距離 (第6条第1項 第2号)	貯蔵設備, 処理設備の外面から第1種保安物件(	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽間の距離 (第6条第1項 第5号)	1 可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力が 300m³ 又は 3000kg 以上)及び他の可燃性ガス又は酸素の貯槽の貯槽間距離は、1 m以上又は貯槽の最大直径の和の 4 分の 1         (+)/4=m         のいずれか大なる距離を有して       [有・無]         実際m      m	適・否 該当 なし		
	② 規定の距離に満たない場合 ① 下表の水噴霧装置等が設置されて [有・無]    野 槽   該当   水噴霧・散水装   該当   消火栓の場合、  実際   の			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽の識別措 置 (第6条第1項 第6号)	外部から見やすいように、可燃性ガスの貯槽である旨が 貯槽に朱書き等して	適・否 該当 なし		
貯槽周囲の流 出防止措置 (第6条第1項 第7号、第8 号)	1 防液堤の構造は申請書どおりの構造で [有・無] 2 防液堤の容量は、法定 m³に対し m³である。 3 集合防液堤にあっては間仕切りが設けられて [有・無] 4 防液堤の亀裂、くずれ、破損、配管貫通部の漏えいその他異常がなく、かつ防液堤内部の滞水が支障なく排出可能で [有・無] 5 防液堤の外周は であり、昇降の階段は、法定に対し 個設置してある。 6 防液堤の内側及び外側に設置してはいけない設備又は施設が [有・無]	適・否 該当 なし		
製造設備の室 の構造 (第6条第1項 第9号)	製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造として	適 ・		
ガス設備の気 密な構造 (第6条第1項 第10号)	1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備(高圧ガス 設備及び空気取入口を除く)は、気密な構造で <b>[有・無]</b> 2 ガス設備は圧力MPaで検査し、漏えいは <b>[有・無]</b>	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第11号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧 試験に合格(詳細は別紙のとおり) □空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり) □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別紙のとおり) □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した 特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第13号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有する。(肉厚検査結果は別紙のとおり) □特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 □経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する。	適・否		
ガス設備に使 用する材料 (第6条第1項 第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして [有・無] 2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認して [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1項 第15号)	1 地盤の許容支持力が荷重を上回るよう、申請書どおり施工されて	適・否 該当 なし		
貯槽の沈下状 況の測定 (第6条第1項 第16号)	不同沈下測定のためのベンチマークが適切に設置されて <b>[有・無</b> ]	適·否		
高圧ガス設備 の耐震設計 (第6条第1項 第17号)	1 塔、貯槽及び配管は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無] 2 支持構造物及び基礎は、耐震設計どおり施工され、地震の影響に対し安全で [有・無]	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の温度計 (第6条第1項 第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書どおり設置されて [有・無] 2 設備内に温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる温度自動制御装置を設置する等の措置が申請書どおり講じられて [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の圧力計 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に 測定できるもので [有・無]	適・否		
高圧ガス設備 の安全装置 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置が設けられて [有・無] 2 設定圧力以下で確実に作動する機能を有して [有・無]	適・否		
安全装置の放 出管 (第6条第1項 第20号)	<ul> <li>1 可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部</li> <li>① 地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さが [有・無] 実際 地盤面からm 貯槽の頂部からm</li> <li>② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]</li> <li>2 その他の高圧ガス設備に設けた放出管</li> <li>① 5m以上の建築物(火気を取扱う施設は8m以内)又は工作物の高さ以上の高さが [有・無]</li> <li>② 周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が [有・無]</li> </ul>	適・否 該当 なし		
可燃性ガス低 温貯槽の負圧 防止措置 (第 6 条第 1 項第 21 号)	1 圧力計及び圧力警報設備並びに真空安全弁、均圧管、 圧力連動冷凍制御設備又は圧力連動送液設備のうち ( )が設けられて [有・無] 2 負圧防止設備の作動機能は良好で [有・無]	適・否		
液面計 (第6条第1項 第22号)	1 液化ガスの貯槽には、液面計(	適・否		

検査項目		判定	事業所 検査者印	備考
貯槽の配管に 設けたバルブ (第6条第1項 第24号)	1 可燃性ガスの貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く)の配管には、貯槽の直近にバルブが設けられて	適・否 該当 なし	<b>快</b> 復有口	
緊急遮断装置 (第 6 条第 1 項第 25 号)	1 可燃性ガスの液化ガスの貯槽(内容積5,000 L未満を除く)には、送出し、受入配管の適切な位置に緊急遮断装置が設けられて	適・否 該当 なし		
電気設備 (第 6 条第 1 項 第 26 号)	1 第1種場所、第2種場所及び0種場所の設定(地図)がなされて	<ul><li>適 該 な</li></ul>		

検査項目			結	果		判定	事業所 検査者印	備考
保安電力等 (第 6 条第 1	1 対象設備に 作動機能は		保安電力	力等が設け	られており、 <b>[有・無</b> ]	適・否		
項第 27 号)	保安 電力 等 設備	自 家 蓄電池 発電 装置	エンジ ン駆動 発電	スチーム タービン 駆動発電				
	自動制御 装置							
	緊急遮断 装置							
	散水装置							
	防消火設備							
	冷却水ポンプ							
	水噴霧装置							
	毒性ガス							
	除害設備 非常照設 ##							
	ガス漏え							
	い検知警 報設備							
	通報設備							
	過充塡防 止装置							
	<ul><li>※ 該当欄に○</li><li>2系統の場合</li></ul>		電池保有	の場合は両	方に○、買電			
			~~~~	最油 た 佳 田	1ナスナのに			
	2 非常照明 あっては、f	スは囲報設備 常時使用でき						

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽、支柱の温度上昇防止措置 (第6条第1 項第32号)	1 液化ガス貯槽 (可燃性若しくは毒性ガスの貯槽、又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。)には、断熱構造の区分に応じ、散水装置等を設置して	適・ 該 な し		
	4 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は、貯槽及びその支柱の外面から5m以上離れた安全な位置として <b>[有・無]</b> 実際:			
電気の除去措 置 (第6条第1項 第38号)	1 対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられて       [有・無]         2 接地抵抗値が総合 100 Ω (避雷設備を設けたものは 10 Ω) 以下で       [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検	查	結	果		判定	事業所 検査者印	備考
防消火設備 (第6条第1項 第39号、第39	1 対象設備の規模等 ずれか適切なものな ① 防火設備			易げる防消	が [ <b>有・無</b> ]	適・否		
号の 2)	対象設備	該 当	防	火 設	備			
	ガス設備、貯蔵設備ソは消費設備	O H1			火構造以上の /min・㎡以上	該当		
	(内壁又は外壁		の水を噴霧 放水ノズル	できるもの	2方向以上	なし		
	が水又は水蒸気に常時十分触れ		カが 0.35Mp り、かつ放	a以上であ				
	でいる設備、回転 機械、貯槽(コー		400 L/min L		1.6 以上の			
	ルドエバポレー ターを含む)、散		式放水銃 放水ノズル		水量を放水できるもの			
	水することが危 険となる設備及		力が 0.35Mp り、かつ放	水能力が				
	び配管を除く)		400 L/min J 式放水銃					
			放水ノズル 力が 0.35Mp	a以上であ				
			り、かつ放 400 L/min J					
	-		栓 放水能力が		5L/min·m²			
			/min 以上の	放水砲	×1.6 以上 の水量を放			
					水できるも の			
		·中下	20年11年7		7 00 A DI			
	<ul><li>② 水源は同時に放 上連続して放射<sup>~</sup></li></ul>			<b>東</b> 天水重	で 30 分以 <b>[有・無</b> ]			
	必要水量(法定)_		m³ 計	画水量 有水量	m³ m³			
		対象加			tれた位置に			
	設置して 実際		m (151	n以上)	[有・無]			
	ロ 15m以上確 た位置と同等				m以上離れ			
	が講じられて		未りめる作	直匪 (	<sup>/</sup> [有・無]			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
	2 消火設備 下記に適合する消火設備が設置して <b>[有・無</b> ]			
	対象設備       粉末消火器       必要       実際         個数       個数			
	貯槽以外の貯蔵設備、 処理設備又は消費設 備若しくは容器置場設備内の停滞ガス量 10 トン につき B - 10 1 個相当以上 			
	防液堤設 置防液堤の周囲に歩行距離 75 m以下ごとにB-10 3 個 相当以上			
	その他の 貯槽の周囲の安全な場所 もの B-10 3個相当以上			
	建屋内の高圧ガス設 不活性ガス等の拡散設備に より粉末消火器の代替えと することができる。			
	上段:能力単位、下段:設置個数			
通報設備 (第 6 条第 1 項 第 40 号)	1 通報範囲の区分に応じ適切な通報設備が	適・否 該 な し		
	間(両事務所が同一の場 合を除く。) ロ 現場事務所相互間			
	イページング設備         ロ構内放送設備         ハサイレン         = 携帯用拡声器         ホメガホン(当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ)			
	イページング設備       ロ携帯用拡声器       事業所内の任意の場所に       おける作業員相互間       ストランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る)       エメガホン			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
バルブ等の操作に係る措置 (第6条第1項 第41号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて <b>[有・無]</b> 2 配管内流体の名称及び方向が明示されて <b>[有・無]</b> 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉 状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作 防止措置が講じられて <b>[有・無]</b> 4 適切な足場が設けられて <b>[有・無]</b> 5 操作に必要な照度を有する照明が <b>[有・無]</b>	適・否		
容器置場 (第 6 条第 1 項第 42 号)	容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容器等」という。)は次の基準に適合するように措置して [有・無]	適・否 該当 なし		
イ. 容器置場の 明示及び警戒 標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて <b>「有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
ロ. 容器置場の構造	可燃性ガスの容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建で <b>「有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
八. 置場距離	保安物件に対し容器置場の面積に応じた距離を確保して [有・無]         容器置場の面積	適・否 該当 なし		
二. 容器置場の 障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横40 cm以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		
ホ. 直射日光を 遮る措置	可燃性ガスの充填容器に係る容器置場には、直射日光を 遮るための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。) として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を 設けて [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
へ. 可燃性ガス の容器置場の 構造	可燃性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造で <b>[有・無]</b>			
	該当 種 類 構 造	適・否		
	空気より比重 十分な面積( m²)をもった2方向以上の小さい可燃 の開口部( 箇所)又は換気装置若しく性ガスの場合 はこれらの併設によって通風を良好にした構造とすること	該当 なし		
	空気より比重 十分な面積( m²)を有し、かつ、床面の大きい可燃まで開口した2方向以上の開口部( 箇 性ガスの場合 所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること			
ト. ジシラン等の容器置場	ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガス が漏えいし、自然発火したときに安全なもので	適・否		
	[有・無]	該当 なし		
チ. 毒性ガスの容器置場の除害措置	特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし		
リ. 二階建容器 置場の構造	圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造で <b>[有・無]</b>	適・否 該当 なし		
ヌ. 可燃性ガスの容器置場に設ける消火設備	可燃性ガスの容器置場には適切な消火設備を設けて <b>[有・無]</b> 必要数量 <u>個</u> 実際数量 <u></u>	適・否該当なし		
地盤面下に高	地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強	なし		
圧ガス設備を 設置する場合	度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を	適・否		
の措置(第7条 の3第1項第1	防止するため、以下の措置を講じます。	該当 なし		
の2号)	1 地盤面下に設置する高圧ガス設備の室の上部は厚さ 12 cm以上の鉄筋コンクリート造りとして <b>「有・無</b> ] 2 高圧ガス設備を設置する室には、700m³/h 以上であり、かつ、当該室の床面積 1m² につき 0.5m³/min 以上の通風能力を有する換気設備を設けて <b>「有・無</b> ]	<b>な</b> し		

地盤面下に液 化水素の貯槽 を設置する場 合の措置(第7	地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を		
条の3第1項第 1の3号)	施して [ <b>有・無</b> ]	適・否 該当 なし	
地盤面下の貯槽の温度上昇防止措置(第7条の3第1項第 1の4号)	地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし	
ディスペンサー の保安距離(第 7条の3第1項 第2号)	1 ディスペンサーから第1種保安物件()、第2種保安物件()、第2種保安物件()まで、規定以上の距離を確保して [有・無] 第1種設備距離 L <sub>1</sub> = m、実際 m 第2種設備距離 L <sub>2</sub> = m、実際 m	適・否 該当 なし	
受入れ配管の 緊急遮断措置 第7条の3第1 項第3号	又はこれと同等以上の措置を講じて <b>[有・無・該当なし]</b> 製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じて <b>[有・無]</b>	適・否 該当 なし	
貯槽及び蓄圧 器に取り付けた 遮断措置 (第7条の3第1 項第4号)	圧縮水素及び液化水素の貯槽(蓄圧器(圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る)に取り付けた配管(圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽と配管との接続部を含む)には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を2以上(液化水素の貯槽に取り付けた配管にあっては1)講じて [有・無] 実際	適・否 該当 なし	
ディスペンサー の遮断措置及 び漏えい防止 措置 (第7条の3第1 項第5号)	1 ディスペンサーには、充塡中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充塡を停止する装置を設けて 「有・無] 2 充塡ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は、容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造として 「有・無] 3 充塡ホースに著しい引張力が加わったときに、当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じて「有・無] 4 製造設備を停止した場合には、充塡ホース内を減圧する等自動的に充塡ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに20L以下になるような措置を講じて 「有・無]	適・否 該当 なし	

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
配管の設置場 所 (第7条の3第1 項第6号)	配管(高圧ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を 講じて	適・否 該当 なし		
ガス漏えい検 知警報設備 (第7条の3第1 項第7号)	1 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を次のとおり設けて [有・無] 必要個数個 実際個 2 指示警報部は、関係者が常駐する場所に設置して	適・否 該当 なし		
	[ <b>有·無</b> ] 設置場所			
ディスペンサー 上部の屋根の 構造 (第7条の3第1 項第8号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性または 難燃性の材料を用いるとともに、以下のいずれかの構造とし、 圧縮水素が漏えいしたときに滞留しない構造として <b>[有・無]</b> □ ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でか つ平面の構造 □ ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜して いる又は久くぼみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根 の下部面から上部面へ抜けるような構造	適・否 該当 なし		
充塡を受ける 車両の停止位 置等 (第7条の3第1 項第9号)	充塡を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から 3m以上離れて停止させるための措置を講じて <b>[有・無]</b> 実際m	適・否 該当 なし		
火気取扱施設 までの距離 (第7条の3 第1項第 10 号)	1 圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し、8m(常用の圧力が 40MPa 以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあっては6m、液化水素が通る部分にあっては2m)以上の距離を有して [有・無]	適・否 該当 なし		
	火気取扱施設までm 実際m  2 距離が取れない場合、流動防止措置又は当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動措置により直ちに使用中に火気を消すための措置を講じて [有・無・該当なし]			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
過充塡防止のための措置 (第7条の3 第1項第 11号)	該圧力が、燃料装置用の容器の最高充塡圧力以下であって、外気温度と燃料装置容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充塡を停止する装置を設けて 「有・無」 2 外気温度は、圧縮水素スタンド内の直射日光が当たらない適切な場所で測定して 「有・無」 3 充塡設備には、燃料電池用容器に充塡する圧縮水素ガスの温度を検知しかつ表示する装置を備え、当該温度の異常を検知した場合には、自動的に充塡を停止する装置を設けて 「有・無] 4 70MPa以上の圧力で充塡可能なノズルは、最高充塡圧力が70MPa未満の車両のレセプタクルに接続できない構造として	適該なし		
他の高圧ガス	[有・無] 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面か			
設備との距離 (第7条の3 第1項第12 号、12号の2)	ら下記の製造設備まで必要な距離を確保して <b>「有・無・該当なし</b> ] 可燃性ガスの製造設備まで <b>「有・無・該当なし</b> ] 必要 6m 実際m	適・否 該当 なし		
	酸素の製造設備まで[有・無・該当なし]必要 10m実際m圧縮天然ガススタンドの処理設備又は製造施設まで[有・無・該当なし]必要 6m実際m			
大量流出防止 措置 (第7条の3 第1項第 13 号)	1 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置として、過流防止弁を設置し、できるだけ蓄圧器に近づけることとして [有・無] 2 過流防止弁は、流量が著しく増加した圧縮水素の力で作動し、水素の流出を遮断する構造とするとともに、下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充填する場合の流量の3倍以上の流量で確実に作動することとして [有・無] 3 当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
逆流防止措置 (第7条の3 第1項第 14 号)	一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。この号及び第16号において同じ。)が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置として、逆止弁を設置して [有・無]	適・否 該当 なし		
複合構造の蓄 圧器に関する 措置 (第7条の3第1 項第 15 号)	ライナーを繊維強化プラスティックで補強した構造(複合構造)を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合して	適・否 該当 なし		
	(2)温度の上昇を防止するための措置として、紫外線等による劣化を防止するために設置した覆い等の外面又は内面及び蓄圧器の表面積 1m²につき 5L/min以上の水量を全表面に放射できる能力を持った水噴霧装置又は散水設備を設け、覆い等の表面積又は蓄圧器の表面積の合計のいずれか大なるものに 30 分以上連続して放射できる水量が			

検査項目			判定	事業所	備考
圧縮機と充塡 場所間等の障 壁 (第7条の3第1	1 圧縮機と圧力が 10MPa 以上の圧場所又は第1号で準用する第6条領当該ガスの充填容器に係る容器置を設けて	適・否	検査者印		
項第 16 号)	該当〇印 種類 構造		該当 なし		
	ート製 40 c r さ 12	9 mm以上の鉄筋を縦、横 n以下の間隔に配筋し、厚 c m以上、高さ 2 m以上の であること			
	ロック製 40 c r さ 15 もの	9mm以上の鉄筋を縦、横 n以下の間隔に配筋し、厚 cm以上、高さ2m以上の であること			
	×30: 縦、横 で補 m以」 ずれい を設	3.2mm以上の鋼板に30 mm以上の等辺山形鋼を i 40cm以下の間隔に溶接 強したもの又は厚さ6m 上の鋼板を使用し、そのい も 1.8m以下の間隔で支柱 けた高さ2m以上のもの 3こと			
	2 障壁は堅固な基礎の上に構築 衝撃等に対して十分耐えられる構				
水分解水素発 生昇圧装置の 措置	水分解水素発生昇圧装置により 合は、当該水分解発生昇圧装置に を防止するための措置を次のとおり	、圧縮水素を製造する場は、爆発、漏えい、損傷等 講じて	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>		
(第7条の3第1 項第 17 号)	1 水電解水素発生昇圧装置の水 口部は、付近に滞留するおそれの 置するとともに、酸素の放出管の開 開口部の高さより低い位置に設置し また、酸素を放出する際には、空 し、他に危害をおよぼすおそれの	ない通風の良い場所に設 日口部を、水素の放出管の て <b>[有・無]</b> 気又は不活性ガスと混合	適・否 該当 なし		
	2 水素と酸素を分離する膜(支持 最高圧力に対し、十分な強度を有	LT			
	3 水分解発生昇圧装置において、 に破裂、敗れ等が生じ、水素に酸 じた場合には、自動的に当該装置	素が混入するおそれが生			
	4 低温による水の凍結に伴う水分類 防止する措置を講じて	解発生昇圧装置の損傷を <b>[有・無]</b>			
	5 水素気液分離機、酸素気液分離 障時の対策について考慮して				
		[有·無]_ ·-			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
液化水素昇圧ポンプの措置 (第7条の3第1 項第 18 号)	水分解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水分解発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を次のとおり講じて 「有・無・該当なし」 1 水電解水素発生昇圧装置の水素及び酸素の放出管の開口部は、付近に滞留するおそれのない通風の良い場所に設置するとともに、酸素の放出管の開口部を、水素の放出管の開口部の高さより低い位置に設置します。また、酸素を放出する際には、空気又は不活性ガスと混合し、他に危害をおよぼすおそれのない濃度で放出する措置が講じて 「有・無」 2 水素と酸素を分離する膜(支持体を含む。)は、設計上の最高圧力に対し、十分な強度を有して 「有・無」 3 水分解発生昇圧装置において、水素と酸素を分離する膜に破裂、敗れ等が生じ、水素に酸素が混入するおそれが生じた場合には、自動的に当該装置を停止する措置を講じて 「有・無」 4 低温による水の凍結に伴う水分解発生昇圧装置の損傷を防止する措置を講じて 「有・無」 5 水素気液分離機、酸素気液分離機、水封器等の液面計故障時の対策について考慮して 「有・無」	適 is なし		
貯槽間距離 (第7条の3第2 項第1号の2) 高圧ガス設備 の基礎 (第7条の3第2 項第1号の3)	1 可燃性ガスの貯槽(液化水素以外の貯槽にあっては、貯蔵能力が300m³又は3,000 kg以上のものに限る。以下この号において同じ。)と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、1m以上又は最大直径の和の1/4のいずれか大なるものに等しい距離以上として  「有・無] (+)/4=m、計画m (+)/4=m、計画_m 2 規定の距離に満たない場合、防火上及び消火上有効な措置を講じて 「有・無・該当なし] 1 高圧ガス設備の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとして 「有・無・該当なし] 2 貯槽(液化水素以外の貯槽にあっては、貯蔵能力が100m³又は1t以上のものに限る。以下この号及び第1号で準用する第6条第1項第16号において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に緊結して 「有・無・該当なし]	適該な・当し・否当し		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の外面から敷 地境界に対す る距離 (第7条の3第2 項第2号)	1 高圧ガス設備(次号及び第3号に掲げるものを除く。)は、 その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において 「敷地境界」という。)に対し8m(常用の圧力が 40MPa 以下の 可燃性ガスが通る部分にあっては、6m)以上の距離を有して <b>[有・無]</b> 常用の圧力MPa 実際m 2 規定の距離に満たないため、防火上及び消火上有効な措 置を講じて <b>[有・無・該当なし]</b>	適・否		
冷凍設備から 保安物件に対 する距離(第7 条の3第2項第 2号の2)	製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、その外面から、 第1種保安物件に対し第1種設備距離以上、第2種保安物件 に対し第2種設備距離以上の距離を有して <b>「有・無・該当なし</b> ] 第1種設備距離 L_ = m、実際m 第2種設備距離 L_ = m、実際m	適・否		
ディスペンサー 本体の外面から道路境界に対する距離(第 7条の3第2項 第3号)	1 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し8m(圧縮水素スタンドの常用の圧力が 40MPa 以下の場合にあっては、6m)以上の距離を有して	適・否		
敷地境界との間に接地する防火壁 (第7条の3第2 項第4号)	1 圧縮水素スタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2m以上の防火壁を設けて 「有・無] 2 規定の防火壁を設置できないため、これと同等以上の措置を講じて 「有・無・該当なし」	適・否		
緊急時に圧縮 水素の供給を 遮断するため の措置 (第7条の3第2 項第5号)	当該製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じて [有・無]	適・否		

松木西口	1-0-	* 4			州中	事業所	洪士
検査項目	検	査 結	果	Im Matter	判定	検査者印	備考
圧縮機の損傷等を防止する	圧縮水素を製造す 防止するための措置			損傷等を			
ための措置(第		とうくりこむり再し		[有•無]			
7条の3第2項							
第6号)	1 圧縮機の入口配 <sup>4</sup> 態にあるときに、起			が閉止状			
	思にめるとさに、起	別 くさない 指 直で	ど神しく	[有•無]			
	2 圧縮機の入気側の   に、自動的に圧縮			主じたとき			
			1.7 時しく	[有•無]			
				1)-4-51			
	3 圧縮機の吐出側の   1   1   2   3   1   3   3   4   4   4   4   4   4   4   4		生力以下の圧.	力に目動			
				[有•無]			
			[ ]. LT > 1	3 384 38			
	4 圧縮機の吐出側の たときに、自動的に						
				` [有·無]			
		7年7年7年7年7年7日7月	また 乳里) イ				
	5 圧縮機の吐出側の	7配官には地址チ	fを設直し(	[有•無]			
				[13 ////]			
	6 鋼板製ケーシン	グ又は不燃性構	造の室内に設	と置し、か	適・否		
	つ、室には十分なれ	換気能力を有する	る換気設備が				
				[有•無]			
	7 圧縮機を設置した	ケーシング内又に	は室内の換気詞	受備が停			
	止しているときに起						
	止したときに自動的	可に圧縮機を設置	する措置を講	じて <b>[有・無</b> ]			
				[13 307]			
	8 圧縮機と蓄圧器と	1.4		スは不燃			
	性構造の室の壁面	は、次に掲けるも	のとして	[有•無]			
	該 当 種類	構造					
	<ul><li>○印</li><li>鉄筋コンクリー</li></ul>	- 直径 9mm 以上σ	)鉄筋を縦、横 40	Icm 以下			
	ト製造	の間隔に配筋し	、厚さ 12cm 以上				
	コンクリートコ	2m 以上のもの <sup>*</sup> が 直径 9mm 以上の	であること )鉄筋を縦、横 40	Ocm 以下			
	ロック製	の間隔に配筋し	、厚さ 12cm 以上	こ、高さ			
		2m 以上のもの <sup>*</sup> したものである	で空洞部をモルタ うこと	ゲルガ項			
	鋼鉄製	厚さ3.2mm以上	この鋼板に 30×30	-			
			≥縦、横 40cm 以下 ∪たもの又は厚さ				
			引し、そのいずれ 反柱を設けた高さ				
		のものであるこ		2111 10/1			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
配管の自動遮 断措置(第7条 の3第2項第7 号)	圧縮水素及び液化水素の貯槽に取り付けた配管には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上(液化水素の貯槽に取り付けた配管にあっては、一)講じて [有・無] 実際個	適・否		
ディスペンサー の遮断装置 水水 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けて	適・否		
配管の設置場 所 (第7条の3 第2項第9号)	配管(高圧ガスが通る部分に限る。)には、次に掲げる措置を講じます。 イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置して [有・無] ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにして [有・無] ただし、第 16 号に規定する設備を設けた場合は、この限りではありません。	適·否		
圧力リリーフ弁 (第7条の3第2 項第10号)	蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には、第1号で準用する第6条第1項第 19 号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置(以下「圧力リリーフ弁」という。)を設けて [有・無]	適・否		
液化水素貯槽 の安全装置(第 7条の3第2 項第 10 号の 2)	液化水素の貯槽には、二以上の安全装置(当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。)を設けるほか、圧力リリーフ弁を設けて [有・無]	適・否		
遮断措置(第7 条の3第2項 第10号の3)	送ガス蒸発器に大気熱交換式以外の方式のものを用いる場合には、当該送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講じて [有・無]	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
放出管(第7条 の3第2項第 11号)	第1号で準用する第6条第1項第 19 号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び第 10 号又は第 10 号の2の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出管を設けて [有・無] 放出管の開口部の位置は、地盤面から5m又は貯槽若しくは容器の頭頂部から2mのいずれか高い位置以上の高さがあり、周囲の着火源等から6m以上離れた安全な位置に [有・無]	適·否		
液化水素の放 出(第7条の3 第2項第11号 の2)	液化水素を放出する場合は、気化し、及び加温した後、放出管に接続することとして <b>[有・無]</b>	適・否		
過流防止措置 (第7条の3 第2項第 12 号)	蓄圧器の出口には、圧縮水素の流量が著しく増加すること を防止するための措置を講じて [ <b>有・無</b> ]	適・否		
遮断装置の転 倒防止措置(第 7条の3第2 項第13号)	圧縮水素の蓄圧器、蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等は、地震時の転倒による破損を防止するため、一のフレームの内側に配置しこれに固定して [有・無]	適・否		
配管の接合(第 7条の3第2 項第14号)	圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行って [有・無] 溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもって代えることとして [有・無・該当なし]	適・否		
温度上昇防止 措置(第7条の 3第2項第 15 号)	移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置には、設備の規模に応じ自動的に温度の上昇を防止するための装置を設置して [有・無]	適·否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ガス漏えい検知警報器を受ける。 1 (第7条の3第2項第16号)	1 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置して  「有・無]  該 当 設置場所	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	恢 <b>省</b> 有印	
感震装置(第7 条の3第2項第 17号)	[有・無] 製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設置して [有・無]	適・否		
ディスペンサ ーの自動停止 装置(第7条の 3第2項第 18 号)	ディスペンサーの周囲には、火災を検知し、警報し、かつ、 製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置して [ <b>有・無</b> ]	適・否		
蓄圧器の温度 上昇防止措置 (第7条の3 第2項第19 号、第20号)	1 蓄圧器には、当該蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を速やかに停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置して [有・無] 2 蓄圧器には、その外部からの輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置して [有・無]	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
起動装置の設置位置(第7条の3第2項第21号)	前5号の製造設備の運転を自動的に停止する装置、及び 第15号、第19号及び前号の自動的に温度の上昇を防止する ための装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起 動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位 置及びディスペンサーに設置して [有・無]	適・否		
遮断弁の措置 (第7条の3 第2項第22 号)	前6号の規定により、製造設備の運転を停止する場合は、 圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ第5号、第7号及び第 8号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を 自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生 じた場合に警報を発する措置を講じて [有・無]	適・否		
ガス設備の設 置場所(第7条 の3第2項第 23号)	ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置して [有・無] 車両が衝突するおそれがない場所にガス設備を設置できな いため、車両の衝突を防止する措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		
ディスペンサ ー上部の屋根 の構造(第7条 の3第2項第 24号)	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は 難燃性の材料を用いるとともに、圧縮水素が漏えいしたときに 滞留しないような構造として	適・否		
ホース破損防 止措置(第7条 の3第2項第 25号)	ディスペンサーのホースには、車両の誤発進等によるホースの破損を防止するための措置を講じて <b>[有・無</b> ]	適・否		
充塡車両まで の距離(第7条 の3第2項第 26号)	充塡を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から 3m以上離れて停止させるための措置を講じて [有・無] 3m以上離れて停止させるための措置を講じることができないため、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じて [有・無・該当なし]	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
圧縮水素から 他の施設まで の距離(第7条 の3第2項第 27号)	圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し8m(常用の圧力が 40MPa 以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあっては6m、液化水素が通る部分にあっては2m)以上の距離が [有・無]			
	水素の状態 [気・液] 常用の圧力MPa 実際m	適・否		
	又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに 連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じ て			
過充塡防止措	[有・無・該当なし] 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該			
置(第7条の3 第2項第 28 号)	圧縮水素を充塡するときは、充塡設備に過充塡防止のための 措置を講じて [有・無]	適・否		
設備間の距離 (第7条の3 第2項第 29 号、第29号の 2)	1 可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。)の高圧ガス設備に対し6m以上の距離が	適·否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
圧縮機等とディスペンサー の障壁(第7条 の3第2項第	1 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスペンサーとの間には障壁を設置して <b>[有・無]</b>			
30 号)	該当 種類 構造			
	鉄筋コンクリー ト製造直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上のものであることコンクリートブ直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm			
	ロック製 以下の間隔に配筋し、厚さ 12cm 以 上、高さ 2m 以上のもので空洞部を	·		
	世のマル充塡したものであること 鋼鉄製 厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm 以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以 下の間隔に溶接で補強したもの又 は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、 そのいずれも1.8m以下の間隔で 支柱を設けた高さ2m以上のもの であること	適・否		
	2 圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されて [有・無・該当なし]			
消火設備(第7 条の3第2項	圧縮水素スタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備 を適切な箇所に設けて			
第 31 号)	<b>[有・無]</b> 消火設備			
	対象設備 粉末消火器 必要 計画 個数 個数			
	貯槽以外の貯蔵     設備内の停滞ガス量 10 トン       設備、処理設備又     につきB-10 1 個相当以上       は消費設備若し     最小設置数量: B-10       くは容器置場     個	\d_1		
	防液堤       防液堤の周囲に歩行距離 75         設置       m以下ごとにB-10	適・否		
	貯槽 3個相当以上 個 個			
	その他       貯槽の周囲の安全な場所         のもの       B-10 3個相当以上         個       個			
	建屋内の高圧ガ 不活性ガス等の拡散設備に ス設備 より粉末消火器の代替えと			
	することができる。			
	1. 10 x x 10 mm (mm /mm /mm /mm /mm /mm /mm /mm /mm			

検査項目	検 査	絹	· 果		判定	事業所 検査者印	備考
通報設備(第7条の3第2項第32号)	圧縮水素スタンドには、緊 うための措置を講じて 通報設備の通報範囲  イ 該当事務所の保安統括者 等が常駐する事務所と現場 事務所と関告を選択して は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。)との間(両事務所が同一の場合を除く。) ロ 現場事務所相互間  事業所全体  事業所内の任意の場所における作業員相互間	急時に該当の印	<ul> <li>必要な通報を速やかに有・無</li> <li>設けるべ場があるのの1</li> <li>又は2以上)</li> <li>イページング設備</li> <li>ロ構内を設備</li> <li>ハ 構内放送設備</li> <li>ニイング設備</li> <li>ニイング設備</li> <li>ニインが設備</li> <li>ニインが設備</li> <li>ニインが設備</li> <li>ニインが設備</li> <li>ニインが設備</li> <li>ハカンカー</li> <li>株内のがよりである。以同である。においてが表のにおいてが表のにおいてが表している。というではあった。</li> <li>イペークのがます。</li> <li>ボージング設備</li> <li>ロ携帯ランタの場合においます。</li> <li>イペークを表するに表する。</li> <li>アンカランをはまする。</li> <li>アンカランをはまする。<!--</td--><td>]</td><td><b>適・</b>否</td><td></td><td></td></li></ul>	]	<b>適・</b> 否		
容器置場及び 充填容器等に 係る措置(第7 条の3第2項 第33号)	に 7			-	適・否		
イ. 警戒標	容器置場は、明示され、か警戒標を掲げたもので	つ、そ	の外部から見やすいよう <b>[有・無</b>		適・否		
ロ. 容器置場から敷地境界までの距離	容器置場は、その外面から 内の充填容器等の最高充填 は液化水素に係る充填容器 以上の距離を有し、又はこれ 常用の圧力MPa	匡力か 計等の名	5 40MP a 以下の場合 5 器置場にあっては、6 m 以上の措置を講じて 【 <b>有・無</b>	又()	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ハ. 直射日光を 遮る措置	充填容器等(断熱材で被覆してあるものを除く。)に係る容器置場(可燃性ガスのものに限る。)には、直射日光を遮るための措置(当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。)を講じて [有・無] 又は、充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けて [有・無]	適・否		
二. 可燃性ガスの容器置場	可燃性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留 しないような構造として [ <b>有・無</b> ]	適・否		
ホ.可燃性ガスの容器置場に設ける消火設備	可燃性ガスの容器置場には、その規模に応じ適切な消火 設備を適切な箇所に設けて [ <b>有・無</b> ] 必要数量個 実際数量個	適・否		
へ. 車両衝突防 止措置	容器置場には、車両の衝突を防止する措置を講じて [ <b>有・無</b> ]	適・否		
ト. 過充填防止 措置	充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管(常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じて 「有・無]	適・否		
流入防止措置 (第7条の3 第2項第 34 号)	一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講じて [有・無]	適・否		
圧縮水素を安 全に放出する ための措置(第 7条の3第2 項第35号)	蓄圧器には、当該蓄圧器が危険な状態となったときに当該 蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置を 講じて [有・無]	適・否		
複合構造の蓄 圧器に係る措 置(第7条の3 第2項第 36 号)	合構造を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合します。 イ フルラップ構造又はフープラップ構造として	適・否		
同一の基礎(第 7条の3第2 項第37号)	高圧ガス設備のうち、液化水素が通る部分は、同一の基礎 上に設置して [ <b>有・無</b> ]	適・否		

## ※容器が配管により接続されているもの

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第23条第1項各号及び第26条第1項第2号の技術上の基準に対応する事項)

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
設備距離 (第 23 条第 1 項第 1 号)	貯蔵設備,処理設備の外面から第1種保安物件 ()、第2種保安物件()まで、規定 以上の距離を確保して	適・否		
	第1種設備距離: L_=       m       実際:       m         第2種設備距離: L_=       m       実際:       m			
容器置場(第 6 条第 1 項第 42 号)	容器置場並びに充塡容器及び残ガス容器(以下「充塡容器等」という。) は次の基準に適合するように措置して [有・無]	適・否 該当 なし		
イ. 容器置場の 明示及び警戒 標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて <b>[有・無]</b>	適・否 該当 なし		
ロ. 容器置場の 構造	可燃性ガス、酸素の容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建で [有・無]	適・否 該当 なし		
ホ. 直射日光を 遮る措置	可燃性ガス及び酸素の充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
へ. 可燃性ガス 及び特定不器性ガスの構造	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造で [有・無]   該当 種	適・否 該 なし		
ト. ジシラン等 の容器置場	ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該 ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なもので [ <b>有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
チ. 毒性ガスの容器置場の除害措置	特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし		
リ. 二階建容器 置場の構造	圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造で [有・無]	適・否 該当 なし		
ヌ.可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場に設ける消火設備	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には適切な消火設備を設けて [有・無] 必要数量 個 実際数量	適・否 該当 なし		
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第11号) (第23条第1 項第2号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無]   □ 液体を使用する常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり)   □ 空気又は窒素等を使用する常用圧力の 1.25 倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり)   □ 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格   □ 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号) (第23条第1 項第2号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別紙のとおり) 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6号第1項 第13号) (第23条第1 項第2号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有する。(肉厚検査結果は別紙のとおり) 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する。	適・否		

## <記載例>Ⅱ-6(容器による貯蔵)

## ※容器が配管により接続されていないもの

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般測第23条第1項第3号の技術上の基準に対応する事項)

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
第6条第1項第 42号の準用 (第23条第1 項第3号)	容器置場並びに充塡容器及び残ガス容器(以下「充塡容器等」という。)は次の基準に適合するように措置して [ <b>有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
イ. 容器置場の 明示及び警戒 標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて <b>「有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
ロ. 容器置場の構造	可燃性ガス、酸素の容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建で [有・無]	適・否 該当 なし		
ハ. 置場距離	保安物件に対し容器置場の面積に応じた距離を確保 して	適・否 該当 なし		
二. 容器置場の 障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横 40cm以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		
ホ. 直射日光を 遮る措置	可燃性ガス及び酸素の充填容器に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
へ. 可燃性ガス 及び特定不活性ガスの容器	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は当該ガス が漏えいしたとき滞留しないような構造で <b>[有・無</b> ]			
置場の構造	該当 種 構 造 ○印 類 空気より比 十分な面積( m²)をもった2方向 重の小さい 以上の開口部( 箇所)又は換気装	適・否 該当 なし		
	可燃性ガス 置若しくはこれらの併設によって通 の場合 風を良好にした構造とすること 空気より比 十分な面積( m²)を有し、かつ、 まった カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	重の大きい 床面まで開口した2方向以上の開口可燃性ガス 部( 箇所)又は床面近くに吸気口の場合 ( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること			
1 121 54		* 不		
ト. ジシラン等の容器置場	ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該 ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なもので	適·否 該当		
	 	なし		
チ. 毒性ガスの容器置場の除害措置	特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じて [有・無]	適・否 該当 なし		
リ. 二階建容器 置場の構造	圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造で <b>[有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
ヌ. 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化置場での容器である消火設備	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には適切な消火設備を設けて [有・無] 必要数量 個 実際数量	適・否 該当 なし		

## <記載例>Ⅱ-7 (移動式圧縮水素スタンドに係る貯蔵)

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

(一般則第23条第2項第2号の技術上の基準に対応する事項)

※第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は処理能力 30m<sup>3</sup>以上の第二種 製造者が該当。

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
第8条の2第1 項の準用(第 23条第2項第2 号)	第6条第1項第11号から第14号まで、第18号、第19号、第26号、第30号、第38号、第41号及び第42号並びに第7条の3第1項第3号、第5号から第8号まで、第11号、第13号及び第15号並びに第8条第1項第2号及び第4号の基準に適合します。			
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第11号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □液体を使用する常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧 試験に合格(詳細は別紙のとおり) □空気又は窒素等を使用する常用圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別紙のとおり) □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第12号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別紙のとおり) □経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 □特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第13号)	力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有する。(肉厚検査結果は別紙のとおり) □特定設備検査規則の規定に基づく強度を有する。 □経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有する。	適・否		
ガス設備に使 用する材料 (第6条第1項 第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして [有・無] 2 申請書のとおりであることを、ミルシート等で確認して [有・無]	適・否		

検査項目		判定	事業所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の温度計 (第6条第1項 第18号)	1 温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に、常用の温度を適切に測定できる性能及び測定範囲を有する温度計が申請書どおり設置されて	適・否該当なし		
高圧ガス設備 の圧力計 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備には、常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分毎に圧力計が設置されて [有・無] 2 圧力計の測定範囲は、当該設備の常用の圧力を適切に 測定できるもので [有・無]	適·否		
高圧ガス設備 の安全装置 (第6条第1項 第19号)	1 高圧ガス設備の適切な圧力区分毎に適切な安全装置が設けられて [有・無] 2 設定圧力以下で確実に作動する機能を有して [有・無]	適・否		
電気設備 (第6条第1項 第26号)	1 0種場所、第1種場所及び第2種場所及びの設定(地図)がなされて			
	機器名称     ガス名     0種・1種・ 必要防 集際防 2種場所別 操性能 爆性能       0種・1種・ 2種	適・否		
	0種・1種・ 2種       0種・1種・ 2種	該当 なし		
	0種・1種・   2種			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
障 壁 (第6条第1項 第30号)	1 必要とする場所に障壁が設置されて [有・無] 2 次に掲げる障壁が設置されて [有・無] 該当 種 類 構 造 ○印 鉄筋コン 直径 9 mm以上の鉄筋を縦、横 40 cm以下の間隔に 配筋し、厚さ 12 cm以上、高さ 2m 以上のものである こと コンクリー トブロック 製 直径 9 mm以上の鉄筋を縦、横 40 cm以下の間隔に 配筋し、厚さ 15 cm以上、高さ 2m 以上のもので空洞 部にモルタル充塡したものであること	適・否該なし	NA III	
電気の除去措置	3 障壁の破損その他の異常が <b>[有・無]</b> 1 対象設備に確実に接続された接地接続線が設けられ	適・否		
 (第6条第1項	て [ <b>有・無</b> ] 2 接地抵抗値が総合 100Ω (避雷設備を設けたものは 10	該当		
第 38 号) バルブ等の操	Ω)以下で       [有・無]         1 バルブ等の開閉方向が明示されて       [有・無]	なし		
作に係る措置 (第6条第1項	2 配管内流体の名称及び方向が明示されて <b>[有・無]</b> 3 保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉			
第 41 号)	状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等誤操作 防止措置が講じられて [有・無] 4 適切な足場が設けられて [有・無] 5 操作に必要な照度を有する照明が [有・無]	適·否		
容器置場 (第 6 条第 1 項第 42 号)	容器置場並びに充塡容器及び残ガス容器(以下「充塡容器等」という。)は次の基準に適合するように措置して [ <b>有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
イ. 容器置場の 明示及び警戒 標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて <b>「有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
ロ. 容器置場の 構造	可燃性ガスの容器置場(断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く)は、一階建で <b>「有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
ハ. 置場距離	保安物件に対し容器置場の面積に応じた距離を確保して       [有・無]         容器置場の面積 m²       m²         第1種置場段群: l = m 実際: m       事2種置場段報: l = m	適・否 該当 なし		
二. 容器置場の 障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ホ. 直射日光を 遮る措置	可燃性ガスの充填容器に係る容器置場には、直射日光を 遮るための措置(ガスが漏えいし、爆発したときに発生す る爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。) として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を 設けて [有・無]	適・否 該当 なし	J. C. Sanda Jan 1	
へ. 可燃性ガス	可燃性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞			
の容器置場の 構造	留しないような構造で 			
	該当 種 類 構 造	適・否 該当		
	○印	なし		
	空気より比重 十分な面積( m²)を有し、かつ、床面の大きい可燃 まで開口した2方向以上の開口部( 箇 性ガスの場合 所)又は床面近くに吸気口( 箇所)を備えた換気装置若しくはこれらの併設によって主として床面に接した部分の通風を良好にした構造とすること			
ト. ジシラン等 の容器置場	ジシラン、ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なもので [有・無]	適・否 該当 なし		
チ. 毒性ガスの容器置場の除害措置	特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えい	適・否		
	したときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講 じて	該当 なし		
リ. 二階建容器 置場の構造	圧縮水素のみを貯蔵する二階建の容器置場は、告示に定める構造で <b>[有・無</b> ]	適・否 該当		
ヌ. 可燃性ガスの容器置場に設ける消火設備	可燃性ガスの容器置場には適切な消火設備を設けて <b>[有・無]</b> 必要数量 <u>個</u> 実際数量	適・否該当なし		
受入れ配管の 緊急遮断措置 (第7条の3第1 項第3号)	製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じて [有・無]	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ディスペンサー の遮断措置 で (第7条の3第1 項第5号)	1 ディスペンサーには、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けて	適・否		
配管の設置場 所 (第7条の3第1 項第6号)	[有・無] 配管(高圧ガスが通る部分に限る。)には次に掲げる措置を講じて 「有・無] イ 外部からの衝撃により損傷を受ける恐れのない場所に設置して 「有・無] ロ 第7号に規定する設備を設ける場合を除き、トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものとして 「有・無]	適・否		
ガス漏えい検知警報設備 (第7条の3第1項第7号)	1 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが 滞留する恐れのある場所に、当該ガスの漏えいを検知 し、かつ、警報するための設備を次のとおり設けて [有・無] 該当 設置場所 必要設置個数 計画個数	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ディスペンサー 上部の屋根の 構造 第7条の3第1 項第8号	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性または 難燃性の材料を用いるとともに、以下のいずれかの構造とし、 圧縮水素が漏えいしたときに滞留しない構造として 「有・無」 □ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ 平面の構造 □ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又は久くぼみを有する場合は、漏えいしたガスが屋根の 下部面から上部面へ抜けるような構造	適・否		
過充填防止の ための措置 第7条の3第1 項第11号	圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に 当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止の ための措置を次のとおり講じて			
	2 圧縮水素を冷却することなく35MPaを超えない圧力まで充填を行う場合を除き、外気温度は、圧縮水素スタンド内の直射日光が当たらない適切な場所で測定することとして	.適•否		
大量流出防止 措置 (第7条の3第1 項第13号)	造として	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
	3 当該配管(常用の圧力が充塡容器等の最高充塡圧力未満のものに限る。)には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じて [有・無]			
複合構造の蓄 圧器に関する 措置 (第7条の3第1 項第15号)	ライナーを繊維強化プラスティックで補強した構造(複合構造)を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合して	適・否		
警戒標 (第8条第1 項第2号)	製造施設(在宅酸素療法に用いる液化酸素を内容積2L以下の容器に内容積120L未満の容器から充塡するための設備を用いて製造する場合を除く。)には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げることとして [有・無]	適・否		
消火設備 (第8条第1 項第4号)	可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その 規模等に応じ、適切な消火設備(消火器)を設けて <b>「有・無</b> 」 必要数量個 実際数量個	適・否		
配管の緊急遮 断措置(第8条 の2第1項第2 号)	次に掲げる容器に取り付けた配管(圧縮水素又は液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、次に掲げる容器と配管との接続部を含む。)には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上(口にあっては、一)講じて [有・無] イ 圧縮水素の容器(蓄圧器を含む。) ロ 液化水素の超低温容器	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
蓄圧器に設け る熱作動式安 全弁(第8条の 2第1項第3号)	蓄圧器には、蓄圧器の長手方向 1.65m 以内ごとに1個、110℃以下の温度で作動する安全弁(以下「熱作動式安全弁」という。)を設けて [有・無] 必要数量 個 実際数量 個	適・否		
安全弁等の放 出管(第8条の 2第1項第4号)	第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び前号の規定により設けた熱作動式安全弁には、以下のいずれかの放出管を設けて	適・否		
負圧防止措置 (第8条の2第1 項第5号)	液化水素の超低温容器には、当該容器の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該容器が破壊することを防止するための措置を講じて 「有・無」	適・否		
液面計(第8条 の2第1項第6 号)	液化水素の超低温容器には、液面計(ガラス等損傷しやすい材料を用いたものを除く。)を設けて 「有・無」	適·否		
通報設備(第8 条の2第1項第 7号)	緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じて [ <b>有・無</b> ]	適・否		
流入防止措置 (第8条の2第1 項第8号)	一の移動式圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置として、逆止弁を設置して [有・無]	適・否		

# <記載例>Ⅱ-8 (貯槽による貯蔵)

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項 (液化石油ガス保安規則第23条第1項の基準に関する事項)

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
境界線·警戒標 (第6条第1項 第1号)	1 事業所の境界線は、 により明示されて	適・否		
	〔有・無・該当なし〕			
設備距離 (第6条第1項 第2号)	1 貯蔵設備、処理設備の外面から、保安物件に対し規定         以上の距離を確保して       「有・無」         2 L1 必要m       実際m	適・否		
	L4 必要m 実際m 又は、次号の設備距離短縮条件を満たして <b>〔有・無〕</b>			
設備距離短縮 条件 (第6条第1項 第3号) (L2= ) (L3= ) (L5= ) (L6= )	イ 貯蔵設備には、保安物件に対する設備距離が不足する場合において、	適・否 該当なし		
貯槽の地盤面 下への埋設 (第6条第1項 第4号)	保安物件が密集する地域にあって、経済産業大臣が指定 するものにあっては、貯槽を地盤面下に埋設して <b>〔有・無〕</b>	適・否 該当なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
地盤面下へ埋	イ 地盤面下へ埋設する貯槽には、次のいずれかの措置を			
設する貯槽の	講じて <b>〔有・無〕</b>			
	□地盤面下の重量物の荷重に耐えることができる十分	適・否		
基準	な強度を有し、防水措置を講じた室(貯槽室)に設置し、	該当なし		
(第6条第1項	かつ、貯槽室内に漏えいしたガスの滞留を防止するための世界を課じている。	12.1.00		
第5号)	の措置を講じている。 □腐食を防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、か			
	つ、地盤面下の重量物の荷重に耐えることができる措置			
	を講じている。			
	ロ 前記3号又は4号の規定により埋設する貯槽は、頂部			
	が 0.6m以上地盤面下になるよう設置して			
	〔有・無・該当なし〕			
	ハ 二以上の埋設貯槽は、相互間に1m以上の間隔を保っ			
	て 〔有・無・該当なし〕			
	(貯槽の数 基 最小間隔 m)			
貯槽の一部を	地盤面下の部分の貯槽には、腐食を防止する措置を講じ			
地盤面下へ設	て [有・無]	適・否		
置する場合		該当なし		
(第6条第1項				
第6号)				
火気取扱施設	1. 製造設備は、その外面から火気取扱施設()			
との距離	に対し8m以上の距離が <b>〔有・無〕</b>			
(第6条第1項	実際m			
第7号)	2.8m以上の距離がとれない場合、次のいずれかの措置	適・否		
	を講じて 「有・無・該当なし」	該当なし		
	□製造設備から漏えいした液化石油ガスが、火気取扱施			
	設に流動することを防止するための措置 □液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直			
	している。 ちに使用中の火気を消すための措置			
	作動試験結果は良好である。			
	11 - 22 - 19 - 21 - 12 - 12 - 12 - 12 -			

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
貯槽間の距離 (第6条第1項 第8号)	1 貯槽(貯蔵能力300 m²又は3,000 kg以上)は、他の 貯槽又は酸素の貯槽に対し、1 m又は貯槽の最大直径 の和の1/4 のいずれか大なる距離以上の距離を有する ように配置して	適・否該当なし		
貯槽の識別措置 (第6条第1項 第9号)	<ul> <li>1 外部から見やすいように、次のいずれかの措置を講じて</li></ul>	適・否		
貯槽周囲の流 出防止措置 (第6条第1項 第10号、第 11号)	1 貯槽(貯蔵能力1,000 t 以上)の周囲には、液状の液化石油ガスが漏えいした場合に、その流出を防止するための措置を講じて	適・否該当なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
貯蔵設備の室 の構造 (第6条第1項 第12号)	貯蔵設備を設置する室は、次のいずれかにより液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造として 「有・無」 □通風可能面積の合計が、床面積1㎡につき300 cm2以上となる換気口を床面に接しかつ外気に接して設けている(四方が壁等の場合2方向以上) □吸込口が床に近く、放出口が地上から5m以上高い安全な位置にあり、排気管中にガス検知器を設置した通風能力0.5㎡/min・㎡以上の機械的換気装置を設けている。 □埋設貯槽の周囲には、ガス検知管を設けている。	適・否該当なし		
ガス設備の気 密な構造 (第6条第1項 第13号)	ガス設備(高圧ガス設備を除く。)は、気密な構造として <b>〔有・無〕</b>	適・否該当なし		
ガス設備に使 用する材料 (第6条第1項 第14号)	1 ガス設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、温度、圧力に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとして	適・否		
高圧ガス設備 の基礎 (第6条第1項 第15号・第 16号)	1 高圧ガス設備(配管、ポンプ、圧縮機等をのぞく)の基礎は、不同沈下等により有害なひずみが生じないものとして	適・否該当なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第17号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして 「有・無] 「常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格 (詳細は別添機器一覧表のとおり) 「経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 「特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第18号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] □ 常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 (詳細は別添機器一覧表のとおり) □ 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験 に合格 □ 特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格 した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第19号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たして	適・否		
高圧ガス設備 の耐震設計 (第6条第1項 第20号)	貯槽(貯蔵能力3 t 以上)及び配管(告示で定めるものに限る)並びにその支持構造物及び基礎は、告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造として [有・無]	適・否該当なし		
高圧ガス設備 の圧力計及び 安全装置 (第6条第1項 第21号)	<ul> <li>1 高圧ガス設備には、告示で定めるところにより圧力計を設けて</li></ul>			

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
安全装置の放 出管 (第6条第1項 第22号)	1 安全装置のうち、安全弁・破裂板には、放出管を設けて	適・否該当なし		
低温貯槽の負 圧防止措置 (第6条第1項 第23号) (バルク貯槽を 除く)	低温貯槽には、貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じて [有・無]	適・否該当なし		
液面計 (第6条第1項 第24号) (バルク貯槽 を除く)	1 貯槽には、( ) 式液面計を設けて	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
貯槽の配管に 設けたバルブ (第6条第1項 第25号) (バルク貯槽 を除く)	貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近にバルブを設置しているものを除く)に取り付けた配管(液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。)には、以下のバルブを設けて [有・無]・貯槽の直近にバルブ(使用時以外閉)・上記以外に1以上のバルブ(緊急遮断装置を除く)	適・否該当なし		
緊急遮断装置 (第6条第1項 第26号) (バルク 貯槽 を除く)	1 貯槽 (内容積 5,000 L 未満を除く) の受け入れ又は送り出し配管には、液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置 (緊急遮断装置) を講じて  【有・無】  2 緊急遮断装置の作動機能は円滑かつ確実で [有・無】  3 弁座の漏えい量は規格値以下で [有・無】  4 遮断操作部は、貯槽から 5 m以上離れた位置に 2 ヶ所以上設けて [有・無】 ①実際m ②実際m (常駐する場所)  5 緊急遮断装置の作動源は、() である。	適 · さ · な · し		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
貯槽、支柱の耐熱な指置 (第6条第1項第28号)	1 地盤面上に設置する貯槽には、次のいずれかの設備を設けて	適 is is is is is in the control of		

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
ガス漏えい検知警報設備 (第6条第1項	1 検出端部の設置場所並びに設置数は、適切で <b>[有・無]</b>			
第 29 号)	該当     設置場所     設置基準     必要     実際       ①印     個数			
	屋内に設置され	適・否該当なし		
	屋外に設置され 設備群の周			
	貯槽に液化石油     2個以上       ガスを受入れ又    個       は払出しをする    個       場所の周囲    個			
	<ul><li>2 検出部の設置高さは、ガスの比重等を考慮して [有・無]</li></ul>			
	3 警報指示部は、関係者が常駐する場所 () に設置して			
静電気の除去 措置 (第6条第1項 第30号)	1 製造設備には静電気を除去する措置を講じて <b>「有・無</b> ] 2 接地抵抗値が総合 100 Ω (避雷設備を設けたものは 10 Ω) 以下として <b>「有・無</b> ]	適・否		

検査項目	;	検	查	結	果			判定	事業所 検査者印	備考
防消火設備 (第6条第1項 第31号)	製造施設には 適切な箇所に設 1 防火設備 ① 防火設備	けて		芯じて	∵、適切≀		火設備を <b>「・無</b> ]			
	対象設備	該当	防火部	设備	防火設	備の性	上能			
	ガス設備、貯蔵設 備、消費設備、充 てんプラットホー ム又は(注)タン クローリの停車位	OH,	水噴霧散水装		5 ½½/m 耐火構造 っては 2 上の水量 の	記上の .5 %%/m	in·㎡以			
	置(貯槽、配管、散水又は放水することが危険となる設備等を除く)		放水設	備	以上の水 固定式が、がいた。 注)だ/mir その筒上 ※放 ・ と が た た が た が た が た が た が た が に 他 の に に 他 の に に に に に に た に に た れ に た れ に と れ に と れ に と れ に れ に と れ に と れ に と れ に と れ に と れ に と れ に と 。 と と と と と と と と と と と と と と と と と	x 統、和 x 水砲及で かずれから 砲性能 以上 か性能 上 た 0.3	水できる 多動式放 が消火栓 かもの 1,900	適・否		
	(注)液化石油ガス法準に従ってバルクリ② 水源は同い以上連続し 必要水量(法: 3) 操作部にら 15m以上原	<sup>庁槽に充</sup> 寺に放射 で放射 定) 上 は、関係	<ul><li>ば填する場</li><li>射を必要</li><li>できる方</li><li>系者が常</li></ul>	場合を 要とす 水量を <u>m³</u> <u>幹</u> 駐す	除く。 一る最大 全確保し 計画水 保有水 る場所)	水量を て 量 量 び び 以 上	· 30 分間 <b>[有·無]</b>			
	(1)実際 (2)実際		_m _m(常	宮駐す	る場所		)			
	2 消火設備		M . I . III			<i>y</i> =	=n pp w/.			
	対象設備 対象設備 貯槽以外の貯蔵設備(容器置場を含む)、処理設備又は消費設備	設備になる。	设置数量	単位 I 3 個		必要個数	設置数量(*)			
	貯槽 防液場設置 その他のもの	防液 <sup>3</sup> m以 10 3 貯槽 <sup>6</sup>	下ごとに 3 個相当 の周囲の	能力 以上 安全	「距離 75 単位 B ─ な場所に 固相当以					
	建屋内の高圧ガス設備	備で料ること	纷末消火 とができ	:器のf る。	る拡散設 代替とす					
	(*)設置数量には	は能力単	単位・設	ど置数	を記載す	ること	- -			

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
通報設備 (第6条第1項 第33号)	1. 事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じて [有・無] 事業所の敷地面積は	適・否		
バルブ等の操 作に係る措置 (第6条第1項 第34号)	1 バルブ等の開閉方向が明示されて	適・否		

## ※容器が配管により接続されているもの

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

(液化石油ガス保安規則第24条の技術上の基準に関する事項)

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
設備距離 (第 24 条第 1 項第 1 号)	貯蔵設備・処理設備の外面から、保安物件に対し規定         以上の距離を確保して       【有・無】         L1 必要m       実際m         L4 必要m       実際m         又は、次号の設備距離短縮条件を満たして       【有・無】	適・否		
障壁 (第 24 条第 1 項第 2 号)	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、設備 距離短縮条件を満たすように、厚さ 12cm 以上の鉄筋コン クリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の 障壁を設けて [有・無]			
	## (学) (学) (学) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世	適・否該当なし		
第6条第1項第 35号の準用 (第24条第1 項第3号)	第6条第1項第35号イ、ロ及びホからチまでの基準に 適合して <b>[有・無]</b>	適・否		
イ. 容器置場の 明示及び警戒 標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて <b>[有・無]</b>	適・否 該当 なし		
ロ. 容器置場の 構造	容器置場は2階建以下として [ <b>有・無</b> ]	適・否		
ホ. 直射日光を 遮る措置	充填容器等に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(液化石油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
へ. 滞留しないような構造	容器置場はガスが漏えいしたとき滞留しないような構造で	適・否 該 な し		
ト. 二階建容器 置場の構造	二階建の容器置場は告示に定める構造で <b>[有・無</b> ]	適・否 該当 なし		
チ. 容器置場に 設ける消火設 備	容器置場には、充填容器等の内部停滞量 10 t につき、 B-10 以上の粉末消火器が 1 個相当以上設置(最低 2 個) して <b>[有・無]</b> 必要数量 <u>個:実際数量</u> 個	適・否 該当 なし		
第6条第1項の 準用(第24条 第1項第4号)	容器が配管接続されたものであるため、その配管(高 圧ガスが通る部分に限る。)については、第6条第1項 第17号から第19号までの基準に適合して <b>〔有・無〕</b>	適・否		
高圧ガス設備 の耐圧性能 (第6条第1項 第17号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] 常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格(詳細は別添機器一覧表のとおり) 経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格 特定設備検査規則の規定に基づく耐圧試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		
高圧ガス設備 の気密性能 (第6条第1項 第18号)	高圧ガス設備(容器及び告示で定めるものを除く)は、次のいずれかを満たして  [有・無]    常用圧力以上の圧力で行う気密試験に合格(詳細は別添機器一覧表のとおり)    経済産業大臣が上と同等以上のものと認める試験に合格    特定設備検査規則の規定に基づく気密試験に合格した特定設備で、使用開始前のもの	適・否		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
高圧ガス設備 の強度 (第6条第1項 第19号)	高圧ガス設備(容器を除く)は、次のいずれかを満たして [有・無] 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ十分な強度を有しています。(詳細は別添機器一覧表のとおり) 特定設備検査規則の規定に基づく強度を有しています。	適・否		

# ※容器が配管により接続されていないもの

法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

(液化石油ガス保安規則第24条の技術上の基準に関する事項)

検査項目	検 査 結 果	判定	事業所 検査者印	備考
第6条第1項 第35号の準用 (第24条第1 項第5号)	容器が配管により接続されていないため、第6条第1 項第35号の基準に適合して	適・否		
イ. 容器置場の 明示及び警戒 標	容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げて [有・無]	適・否 該当 なし		
ロ. 容器置場の 構造	容器置場は2階建以下として [ <b>有・無</b> ]	適・否		
八. 置場距離	保安物件に対し、容器置場の面積に応じた距離を確保 して <b>「有・無</b> ] 容器置場の面積 <u></u> ㎡ 第1種置場距離1 必要 m実際 m	適・否 該当		
	第 2 種置場距離 1 _ 必要m実際m	なし		
二. 容器置場の 障壁	保安物件に対する置場距離が不足する場合には、置場距離短縮条件を満たすように、直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		
ホ. 直射日光を 遮る措置	充填容器等に係る容器置場には、直射日光を遮るための措置(液化石油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。)として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けて [有・無]	適・否 該当 なし		
へ. 滞留しないような構造	容器置場はガスが漏えいしたとき滞留しないような構造で	適・否 該当 なし		

検査項目	検 査 結 果	判定	事 業 所 検査者印	備考
ト. 二階建容器 置場の構造	二階建の容器置場は告示に定める構造で <b>[有・無</b> ]	適・否		
		該当 なし		
		なし		
チ. 容器置場に 設ける消火設		適・否		
備	して <b>[有・無]</b> 必要数量個:実際数量個	該当 なし		

### <記載例>Ⅲ-1 (貯蔵の方法に係る技術上の基準)

法第15条第1項の技術上の基準に関する事項

(一般則第18条第1項第1号、第2号及び第3号の技術上の基準に対応する事項)

条項	対 応 事 項	備考
貯槽により貯蔵する場 合の基準	貯槽により貯蔵する場合は次の基準に適合するように措 置します。	
イ. 可燃性ガス又は毒性ガスの貯蔵	可燃性又は毒性ガスの貯蔵は、通風の良い場所に貯蔵します。	添付書類 No.
口. 火気使用禁止等	□ 貯槽(不活性ガス(特定不活性ガスを除く)及び空気のものを除く)の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。 □ 貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間には当該貯槽から漏洩したガスに係る流動防止措置、又は連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.
ハ. 貯槽の充てん容量	液化ガスの貯蔵は、液化ガスの容量が当該貯槽の常用の 温度においてその内容積の 90%を超えないように充てん します。	
ニ. 設備の修理又は清掃	貯槽の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその 後の貯蔵は、次の基準により、保安上支障のない状態で行 います。	
(4). 作業計画	修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及 び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従 い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があ ったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措 置を講じて行います。	
(n). 危険防止の措置 (n). 設備内に入る時の	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の貯槽 の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講じ ます。	
#置 (二). 他の部分からのガス漏えい防止	修理等のため作業員が貯槽を開放し、又は貯槽内に入るときは、危険を防止するための措置を講じます。 貯槽を開放して修理等をするときは、当該貯槽に他の部分から当該ガスが漏えいすることを防止するための措置	
(ホ). 正常作動確認	を講じます。 修理等が終了したときは、当該貯槽に漏洩のないことを 確認した後でなければ貯蔵を行いません。	

条項	対 応 事 項	備考
ホ. 貯槽の沈下測定等	貯槽(貯蔵能力 100m³又は1t以上のものに限る。)には、 その沈下状況を測定するための措置を講じ、製造細目告示 第10条に従い測定します。 また、この結果、沈下している場合にはその程度によっ て適切な措置を講じます。	
へ. バルブに過大な力を加えない措置	バルブを操作する場合は、バルブの材質、構造及び状態 を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講じま す。	
ト. 三フッ化窒素の貯 槽のバルブ	三フッ化窒素の貯槽のバルブは、静かに開閉します。	
容器により貯蔵する場合の基準 (第1項第2号)	容器(高圧ガスを燃料として車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により貯蔵する場合は次の基準に適合するように措置します。	
イ. 可燃性ガス又は毒性ガスの貯蔵	可燃性又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所に貯蔵します。	添付書類 No.
ロ. 第6条第2項第8 号の準用	容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合するようにします。	
(イ). 充填容器残ガス容器の区分	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分 して容器置場に置きます。	添付書類 No.
(p). 充填容器等のガス 別の区分	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填 容器等は、それぞれ区分して容器置場に置きます。	添付書類 No.
(ハ). 容器置場に置くことができるもの	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物は置きません。	
(二). 容器置場の周囲に おける火気等の制 限	□容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のものを除く。)の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。 □容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じます。	添付書類 No.
(ホ). 充てん容器等の温度	充填容器等(圧縮水素運送自動車用容器を除く。)は、常に温度 40℃(超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの)以下に保ちます。	
(^). 充てん容器等の温度	圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度 65℃以下に保ち ます。	
(ト). 充てん容器等の転 落転倒防止措置	充てん容器等(内容積が5%以下のものを除く。)には、 転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置 を講じ、かつ、粗暴な取り扱いをしません。	

条 項	対 応 事 項	備	考
(チ). 容器置場の燈火	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携え		
	て立ち入りません。		
ハ.シアン化水素	シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について1		
	日に1回以上当該ガスの漏洩のないことを確認します。		
ニ.シアン化水素	シアン化水素の貯蔵は容器に充塡した後 60 日を超えな		
	いものとします。(純度 98 パーセント以上で着色してない		
	ものを除く。)		
ホ. 貯蔵の制限	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載		
	した容器にはしません。		
へ. 複合容器等の使用	一般複合容器又は圧縮水素運送自動車用容器であって当		
	該容器等の刻印等において示された年月から15年(圧縮水		
	素運送自動車用容器にあっては充塡可能期限年月日)を経		
	過したものは、高圧ガスの貯蔵に使用しません。		
車両に固定した燃料装 置用容器での貯蔵	高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料用容		
(第1項第3号)	器により貯蔵する場合にあっては、前号の基準に適合しま		
) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	す。		
イ. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の通	液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認液		
風	化天然ガス自動車燃料装置用容器は通風のよい場所で貯蔵		
ロ. 充塡可能期限を超	します。		
ロ. 元項円能規限を超 えた容器の貯蔵	高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料用容		
	器であって、充塡可能期限年月日(国際圧縮水素自動車燃		
	料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあ		
	っては充塡可能期限年月)を経過したものは、高圧ガスの時度に使用した時代		
ハ. 高圧ガスを燃料と	貯蔵に使用しません。   国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相		
して使用する車両に固	国际相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器製造業者が国		
定した燃料用容器への 充塡期限	型本能人然ガス自動車燃料装置用容器の充塡可能期限 際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充塡可能期限		
/1. 课 <i>州</i> [[[[]]]]	年月を定めないものを除く)であって当該容器を製造した		
	月かの前月から15年を経過したものは、高圧ガスの貯蔵に		
	使用しません。		

### <記載例>Ⅲ-2 (貯蔵の方法に係る技術上の基準)

法第15条第1項の技術上の基準に関する事項

(液石則第19条第1項第1号、第2号及び第3号の技術上の基準に対応する事項)

条項	対 応 事 項	備	考
貯槽により貯蔵する場合の基準 (第1項第1号)	貯槽により貯蔵する場合は次の基準に適合するように措置します。		
イ. 液化石油ガスの貯蔵	貯蔵は、通風の良い場所に設置された貯槽により行います。	添付書類 No.	
口. 火気使用禁止等	□ 貯槽の周囲 2 m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。 □ 貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間には当該貯槽から漏洩したガスに係る流動防止措置、又は連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類 No.	
ハ. 貯槽の充てん容量	貯蔵は、液化石油ガスの容量が当該貯槽の常用の温度に おいてその内容積の90%を超えないように充てんします。		
ニ. 設備の修理又は清掃	貯槽の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその 後の貯蔵は、次の基準により、保安上支障のない状態で行 います。		
(4). 作業計画	修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行います。		
(ロ). 危険防止の措置	貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置 を講じます。		
(ハ). 設備内に入る時の 措置	修理等のため作業員が貯槽を開放し、又は貯槽内に入る ときは、危険を防止するための措置を講じます。		
(ニ). 他の部分からのガス漏えい防止	貯槽を開放して修理等をするときは、当該貯槽に他の部分から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講じます。		
(ホ). 正常作動確認	修理等が終了したときは、当該貯槽に漏洩のないことを 確認した後でなければ貯蔵を行いません。		
ホ. 貯槽の沈下測定等	貯槽(貯蔵能力 100m³又は1t以上のものに限る。)には、 その沈下状況を測定するための措置を講じ、製造細目告示 第10条に従い測定します。 また、この結果、沈下している場合にはその程度によっ て適切な措置を講じます。		

条項	対 応 事 項	備考
へ. バルブに過大な力 を加えない措置	バルブを操作する場合は、バルブの材質、構造及び状態 を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講じま す。	
容器により貯蔵する場合の基準 (第1項第2号)	容器(液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料の用に供するものに限る)を除く。)により貯蔵する場合は次の基準に適合するように措置します。	
イ. 貯蔵の制限	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載 した容器にはしません。	
ロ. 液化石油ガスの貯 蔵	貯蔵は、通風の良い場所で行います。	添付書類 No.
ハ. 複合容器等の使用	一般複合容器であって当該容器等の刻印等において示された年月から 15 年を経過したものは、高圧ガスの貯蔵に使用しません。	添付書類 No.
ニ.第6条第2項第7号 の準用	容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合するようにします。	
(イ). 充填容器残ガス容器の区分	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分 して容器置場に置きます。	添付書類 No.
(p). 容器置場に置くことができるもの	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物は置き ません。	
(ハ). 容器置場の周囲に おける火気等の制 限	□容器置場の周囲 2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。 □容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に 遮る措置を講じます。	添付書類 No.
(二). 充てん容器等の温度	充填容器等は、常に温度 40℃ (超低温容器又は低温容器 にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの) 以下に保ちます。	
(ホ). 充てん容器等の転落転倒防止措置	充てん容器等(内容積が 5L以下のものを除く。)には、 転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置 を講じ、かつ、粗暴な取り扱いをしません。	
(^). 容器置場の燈火	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携え て立ち入りません。	
バルク貯槽による貯蔵 (第1項第3号)	バルク貯槽により貯蔵する場合にあっては前2号の規定 に係わらず液化石油ガス法施行規則第19条第3号イ及びハ からへまで並びに第4号の規定により貯蔵します。	

## 第6章 参考資料

#### 高圧ガス保安法関係手数料早見表

平成25年3月 現在

				平成23	年3月 現仕
		処理能力(Nm³/D)	新規許可(円)	変更許可(円)	保安検査(円)
		1000万以上	560, 000	370, 000	610,000
		100万以上 ~ 1000万未満	340, 000	220, 000	370,000
	定	50万以上 ~ 100万未満	220, 000	150, 000	250, 000
	直 六	10万以上 ~ 50万未満	140, 000	93, 000	150, 000
	製	2万5000以上 ~ 10万未満	110, 000	69, 000	120,000
	造	5000以上 ~ 2万5000未満	86, 000	61,000	95, 000
	定置式製造施設	1000以上 ~ 5000未満	68, 000	57, 000	75, 000
	0	200以上 ~ 1000未満	54,000	39, 000	60,000
	事	100以上 ~ 200未満	31,000	_	_
	の事業所	0超 ~ 200未満	_	26, 000	_
	/21	~ 200未満	_	_	33,000
		その他	_	16, 000	_
		1000万以上	91,000	65, 000	95, 000
第	移	500万以上 ~ 1000万未満	75, 000	53, 000	80,000
垂	動	100万以上 ~ 500万未満	60,000	44, 000	64,000
種製造事業者	式製	50万以上 ~ 100万未満	44,000	31,000	47,000
造	製造	10万以上 ~ 50万未満	27, 000	18, 000	31,000
争業	施設	2万5000以上 ~ 10万未満	21,000	14, 000	22, 000
者	ひの これ	5000以上 ~ 2万5000未満	16, 000	12,000	20,000
	み	1000以上 ~ 5000未満	13, 000	9, 200	15, 000
	の事	200以上 ~ 1000未満	11,000	8, 200	12,000
	の事業者	100以上 ~ 200未満	7, 400	_	7, 700
	者	0超 ~ 200未満	_	5, 100	_
		その他	_	3, 200	_
		3000以上	110, 000	69, 000	120,000
	γΔ.	1000以上 ~ 3000未満	87, 000	62, 000	95, 000
	炉凍	300以上 ~ 1000未満	68, 000	55, 000	76, 000
	事	100以上 ~ 300未満	54,000	38, 000	60,000
	冷凍事業所	20以上 ~ 100未満	36, 000	_	42,000
	ולו	0超 ~ 100未満	_	30, 000	_
		その他	_	16, 000	_
		上記に係る完成検査	上	記手数料の3/	4

	新規許可	25, 000
貯蔵所	変更許可 貯蔵容積の増加	14, 000
只 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日	変更許可 その他	11,000
	上記に係る完成検査	上記手数料の3/4
	1000m <sup>3</sup> 又は10t以上	27,000
輸入許可	300m <sup>3</sup> 又は3t~1000m <sup>3</sup> 又は10t未満	21,000
	300m <sup>3</sup> 又は3t未満	13,000
<i>⇔</i> □□	登録	16, 000
容器 検査所	登録更新	16,000
1火且刀	高圧ガスの種類又は圧力の変更	1,400/本

	高圧ガス製造保安責任者免状	3, 400
免状	高圧ガス製造保安責任者免状再交付	2, 400
光小	販売主任者免状	3, 400
	販売主任者免状再交付	2, 400

※ 高圧ガス保安法第5条第1項及び同法第14条1項の許可に係る液化石油ガスの製造の施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合すると認められたものについて完成検査を受けようとする場合にあっては、6,100円

第3 主なガスの物性表(参考値)

	ガス名	分子式	分子量	沸点 ℃(1atm)	許容濃度	LC <sub>50</sub> (4hr)	蒸気圧 MPa(35℃)	7	ブス区グ	<del>分</del>
1	アクリロニトリル	CH₂CHCN	53.03	77.30	2.0	ррт	0.0223	燃	毒	
2	アクロレイン	CH₂CHCHO	56.06	52.50	0.1		0.0557	燃	毒	
3	アセチレン	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub>	26.04	-75.00			6.0780	燃		
4	アセトアルデヒド	CH <sub>3</sub> CHO	44.05	21.00	25.0		0.1813	燃		
5	アセトン	CH <sub>3</sub> COCH <sub>3</sub>	58.08	56.20	500		0.0456			
6	亜硫酸ガス	SO <sub>2</sub>	64.07	-10.00	2.0				毒	
7	アルゴン	Ar	39.95	-185.88						不
8	アルシン	ASH <sub>3</sub>	77.95	-62.50	0.005	16.2		燃	毒	
9	アンモニア	NH <sub>3</sub>	17.03	-33.50	25.0		1.3574	燃	毒	
10	イソブチレン	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CCH <sub>2</sub>	56.11	-6.90			0.4113	燃		
11	イソプレン	CH <sub>2</sub> CCHCH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	68.11	34.50			0.1054	燃		
12	イソプロピルアルコール	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHOH	60.09	82.40	200		0.0101			
13	一酸化炭素	CO	28.00	-192.20	25.0			燃	毒	
14	エタン	C <sub>2</sub> H <sub>6</sub>	30.00	-88.63				燃		
15	エチルアミン	C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> NH <sub>2</sub>	45.09	16.60	5.0		0.2137	燃		
16	エチルアルコール	C₂H₅OH	46.07	78.50	1000		0.0132			
17	エチルベンゼン	$C_6H_5C_2H_5$	106.16	136.00	100		0.0020	燃	毒	
18	エチレン	CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub>	28.05	-103.80				燃		
	塩化エチル	C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> Cl	64.52	12.30	100		0.2178	燃		
	塩化シアン	CNCI				44.7		,	毒	
	塩化水素	HCI	36.46	-85.00	5.0		5.9025			
22	塩化ビニル	CH₂CICH	62.50	-13.90	1.0		0.5673	燃		
	塩素	Cl <sub>2</sub>	70.91	-34.07	0.5		0.9927	,,,,,	毒	
24	キシレン	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	106.00	144.40	100		0.0020			
25	キセノン	Xe	131.30	-108.10	100		5.5020			不
26	空気	1	28.96	-194.40						<u> </u>
27	クメン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> C(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	120.19	152.70	50.0		0.0010			
28	クリプトン	Kr	83.80	-153.40	00.0		0.0010			不
	クロルメチル	CH <sub>3</sub> CI	50.49	-23.70	50.0		0.7294	燃	毒	•
30	クロロプレン	C₄H₅CI	88.50	59.40	10.0		0.7201	N.W.	毒	
31	五フッ化ヒ素	A <sub>S</sub> F <sub>5</sub>	169.91	-52.80	10.0				毒	
32	五フッ化リン	PF <sub>5</sub>	125.97	-84.60					毒	
33	酢酸	CH <sub>3</sub> COOH	60.05	118.00	10.0		0.0041		14	
	酢酸エチル	CH <sub>3</sub> COOC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	88.11	77.00	400		0.0182			
	酢酸ビニル	CH <sub>2</sub> CHOCOCH <sub>3</sub>	86.09	72.00	10.0		0.0223			
	酢酸ブチル	CH <sub>3</sub> COOC <sub>4</sub> H <sub>9</sub>	116.16	126.50	150		0.0030			
37	酢酸メチル	CH <sub>3</sub> COOCH <sub>3</sub>	74.10	57.50	200		0.0537			
38	酸化エチレン	CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> O	44.05	10.40	1.0		0.2533	燃	毒	
39	酸化プロピレン	CH <sub>3</sub> CHCH <sub>3</sub> O	58.08	35.00	2.0		0.1023	燃燃	#	
40	酸素	O <sub>2</sub>	32.00	-182.90	2.0		0.1020	Ain		
41	三塩化ホウ素	CIF <sub>3</sub>	02.00	102.00		26.5			毒	
42	三フッ化窒素	NF <sub>3</sub>	71.00	-129.10		20.0			毒	
43	三フッ化ホウ素	BF <sub>3</sub>	67.82	-100.30		436.0			毒	
_	三フッ化リン	PF <sub>3</sub>	87.97	101.80		33.5			毒	
	シアン化水素	HCN	27.03	26.00	10.0	50.2	0.1722	燃	毒	
46	ジエチルアミン	(CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> NH	73.14	55.50	10.0	55.2	J.1722	77111	畫	
47	ジエチルエーテル	(C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> ) <sub>2</sub> O	74.12	34.43	400		0.0035	燃	page .	
48	シクロプロパン	H <sub>2</sub> CCH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub>	42.10	-34.00	100		0.9421	燃燃		
49	シクロヘキサノン	C <sub>6</sub> H <sub>10</sub> O	100.16	156.70	25.0		0.0002	77111		
50	シクロヘキサン	C <sub>6</sub> H <sub>12</sub>	84.16	80.70	300		0.0203			
51	シクロペンタン	C <sub>5</sub> H <sub>10</sub>	70.10	49.30	600		0.0598			
52	ジシアン	C <sub>2</sub> N <sub>2</sub>	, 55	70.00		175	-,0000		毒	
53	ジシラン	H <sub>6</sub> Si <sub>2</sub>				1,5		燃	毒	
	, <del>.</del> .	.07	1			19.0		*****	毒	
54	四フッ化硫黄	ISF₄								<b>-</b>
54 55	四フッ化硫黄 四フッ化ケイ素	SF <sub>4</sub>							毒	
55	四フッ化ケイ素	SiF <sub>4</sub>	27.67	-92 80				燃	毒	
55 56	四フッ化ケイ素 <b>ジボラン</b>	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub>	27.67 45.08	-92.80 6.90	5.0	40.0	0.3201	燃燃	毒毒	
55 56 57	四フッ化ケイ素 <b>ジボラン</b> ジメチルアミン	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH	45.08	6.90	5.0		0.3201	燃		
55 56 57 58	四フッ化ケイ素 <b>ジボラン</b> ジメチルアミン ジメチルエーテル	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O	45.08 46.07	6.90 -23.60			0.7901			
55 56 57 58 59	四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O HBr	45.08 46.07 80.91	6.90 -23.60 -66.70	3		0.7901 0.4088	燃燃		
55 56 57 58 59 60	四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素 臭化メチル	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O HBr CH <sub>3</sub> Br	45.08 46.07 80.91 94.95	6.90 -23.60 -66.70 3.60			0.7901	燃燃燃		
55 56 57 58 59 60 61	四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素 臭化メチル 水素	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O HBr CH <sub>3</sub> Br H <sub>2</sub>	45.08 46.07 80.91 94.95 2.02	6.90 -23.60 -66.70 3.60 -252.00	1.0		0.7901 0.4088 0.2996	燃燃		
55 56 57 58 59 60 61 62	四フッ化ケイ素 <b>ジボラン</b> ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素 臭化メチル 水素 スチレン	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O HBr CH <sub>3</sub> Br H <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CHCH <sub>2</sub>	45.08 46.07 80.91 94.95	6.90 -23.60 -66.70 3.60	3	40.0	0.7901 0.4088	燃燃燃	毒	
55 56 57 58 59 60 61 62 63	四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素 臭化メチル 水素 スチレン セレン化水素	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O  HBr CH <sub>3</sub> Br  H <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CHCH <sub>2</sub> H <sub>2</sub> Se	45.08 46.07 80.91 94.95 2.02 104.14	6.90 -23.60 -66.70 3.60 -252.00 145.00	1.0		0.7901 0.4088 0.2996	燃燃燃		<b>不</b>
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64	四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素 臭化メチル 水素 スチレン セレン化水素 窒素	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O  HBr  CH <sub>3</sub> Br  H <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CHCH <sub>2</sub> H <sub>2</sub> Se N <sub>2</sub>	45.08 46.07 80.91 94.95 2.02 104.14	6.90 -23.60 -66.70 3.60 -252.00 145.00	3 1.0 50.0	40.0	0.7901 0.4088 0.2996	燃燃燃燃	毒	不
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64	四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素 臭化メチル 水素 スチレン セレン化水素 窒素 テトラフルオロエチレン	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O  HBr  CH <sub>3</sub> Br  H <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CHCH <sub>2</sub> H <sub>2</sub> Se N <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub>	45.08 46.07 80.91 94.95 2.02 104.14 28.02 100.02	6.90 -23.60 -66.70 3.60 -252.00 145.00 -195.80 -75.64	3 1.0 50.0	40.0	0.7901 0.4088 0.2996 0.0020	燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃	毒	不
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素 臭化メチル 水素 スチレン セレン化水素 窒素 テトラフルオロエチレン トリメチルアミン	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O  HBr  CH <sub>3</sub> Br  H <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CHCH <sub>2</sub> H <sub>2</sub> Se  N <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N	45.08 46.07 80.91 94.95 2.02 104.14 28.02 100.02 59.11	6.90 -23.60 -66.70 3.60 -252.00 145.00 -195.80 -75.64 2.90	3 1.0 50.0 2 5.0	40.0	0.7901 0.4088 0.2996 0.0020	燃燃燃燃	毒	不
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素 臭化メチル 水素 スチレン セレン化水素 窒素 テトラフルオロエチレン トリメチルアミン	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O  HBr  CH <sub>3</sub> Br  H <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CHCH <sub>2</sub> H <sub>2</sub> Se  N <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N  C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	45.08 46.07 80.91 94.95 2.02 104.14 28.02 100.02 59.11 92.13	6.90 -23.60 -66.70 3.60 -252.00 145.00 -195.80 -75.64 2.90 110.60	3 1.0 50.0 2 5.0 50.0	40.0	0.7901 0.4088 0.2996 0.0020 0.0012 0.0061	燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃	毒	不
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン ジメチルエーテル 臭化水素 臭化メチル 水素 スチレン セレン化水素 窒素 テトラフルオロエチレン トリメチルアミン	SiF <sub>4</sub> B <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> NH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> O  HBr  CH <sub>3</sub> Br  H <sub>2</sub> C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CHCH <sub>2</sub> H <sub>2</sub> Se  N <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N	45.08 46.07 80.91 94.95 2.02 104.14 28.02 100.02 59.11	6.90 -23.60 -66.70 3.60 -252.00 145.00 -195.80 -75.64 2.90	3 1.0 50.0 2 5.0	40.0	0.7901 0.4088 0.2996 0.0020	燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃燃	毒	不

	ガス名	分子式	分子量	沸点	許容濃度	LC <sub>50</sub> (4hr)	蒸気圧	4	ブス区は	44
				°C(1atm)	ppm	ppm	MPa(35°C)		J / L	
71	ネオン	Ne	20.18	-246.10						不
	ビニルアセチレン	CHCCHCH <sub>2</sub>	52.00	5.11			0.2854	IEN		
	ブタジエン	C₄H <sub>6</sub>	54.09	-4.41	2.0		0.4001	燃		
	ブタン ブチルアルコール	C <sub>4</sub> H <sub>10</sub>	58.10	-0.50	800		0.2938	燃		
_		C₄H <sub>9</sub> OH	74.10	117.70	20.0		0.0020			
76 77	ブチルアルデヒド ブチレン	C₃H₁CHO	72.10	75.00			0.0233	燃		
78	フッ化水素	C₄H <sub>8</sub> HF	20.01	19.52			0.1721	XX		
79	フッ化スルフリル	SO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	20.01	13.52		400.0	0.1721		毒	
80	フッ化セレン	SeF <sub>6</sub>				5.0			毒	
81	フッ素	F <sub>2</sub>	38.00	-188.00	1.0				毒	
82	フルオロオレフィン1234yf	CF <sub>3</sub> CFCH <sub>2</sub>								特不
	フルオロオレフィン1234ze									特不
84	フルオロカーボン12	CCl <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	120.91	-29.79	500		0.8474			不
85	フルオロカーボン13	CCIF <sub>3</sub>	104.46	-81.41						不
86	フルオロカーボン13B1	CBrF <sub>3</sub>	148.91	-57.75			2.0427			不
87	フルオロカーボン21	CHCl₂F	102.92	8.92	10.0		0.2536			不
88	フルオロカーボン22	CHCIF <sub>2</sub>	86.47	-40.83	1000		1.3478			不
89	フルオロカーボン32	CH <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	52.02	-51.65	1000		2.1717			特不
90	フルオロカーボン114	C <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> F <sub>4</sub>	170.93	3.80			0.2912			不
91	フルオロカーボン124	CHCIFCF <sub>3</sub>	136.48	-12.10	1000		0.5130			不
92	フルオロカーボン125	CHF <sub>2</sub> CF <sub>3</sub>	120.02	-48.00	1000		1.8049			不
93	フルオロカーボン134a	CH <sub>2</sub> FCF <sub>3</sub>	102.03	-26.00	1000		0.8861			不
94	フルオロカーボン141b	CH <sub>3</sub> CCl₂F	116.95	32.00	500		0.1120			不
95	フルオロカーボン142b	CH <sub>3</sub> CCIF <sub>2</sub>	100.50	-10.01			0.4558			不
96	フルオロカーボン401A									不
97 98	フルオロカーボン401B フルオロカーボン402A									不不
	フルオロカーボン402B									不不
-	フルオロカーボン404A		97.60	-46.80						不
	フルオロカーボン407A		37.00	40.00						不
	フルオロカーボン407B									不
_	フルオロカーボン407C		86.20	-43.60						不
-	フルオロカーボン407D									不
105	フルオロカーボン410A	CH <sub>2</sub> F <sub>2</sub> /CHF <sub>2</sub> CF <sub>3</sub>	72.60	-51.60	1000					不
106	フルオロカーボン410B	2 2 2								不
107	フルオロカーボン410JA									不
108	フルオロカーボン412A									不
109	フルオロカーボン500	CCl <sub>2</sub> F <sub>2</sub> /C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub>	99.31	-33.30			1.0063			不
-	フルオロカーボン502	CHCIF <sub>2</sub> /C <sub>2</sub> CIF <sub>5</sub>	111.63	-45.60			1.4779			不
	フルオロカーボン507A									不
	フルオロカーボン509A									不
	フルオロカーボン900JA									不
	フルオロカーボン901JA		000.00	F 4.4			0.400.0			不
_	フルオロカーボンC318	CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> CF <sub>2</sub>	200.03	-5.98 -42.10	0500		0.4264	444	-	不
-	プロパン プロピレン	C <sub>3</sub> H <sub>8</sub>	44.10 42.08	-42.10 -47.70	2500		1.3878 1.4780	燃燃	-	
-	ブロムメチル	C₃H <sub>6</sub> CH₃Br	94.95	4.50	1.0		0.2938	燃燃	毒	
_	ヘキサフルオロプロピレン	CH <sub>3</sub> Br CF <sub>3</sub> CFCF <sub>2</sub>	150.02	-29.60	1.0		0.8366	KR	毋	
-	ヘキサン	C <sub>6</sub> H <sub>14</sub>	86.17	69.00	50.0		0.0304			
-	ヘリウム	He	4.00	-268.90	50.0		5.5554			不
	ベンゼン	C <sub>6</sub> H <sub>6</sub>	78.11	80.10	0.5		0.0203	燃	毒	
	ペンタン	C <sub>5</sub> H <sub>12</sub>	72.20	36.07	600		0.0831	燃		
	ホスゲン	COCI <sub>2</sub>	98.93	7.60	0.1	5.6			毒	
125	ホスフィン	PH <sub>3</sub>				11.0		燃	毒	
126	メタン	CH₄	16.04	-161.50				燃		
127	メチルアルコール	CH₃OH	32.04	64.70	200		0.0284			
128	メチルイソブチルケトン	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> COCH	100.16	115.80	5.0		0.0041			
129	メチルエチルケトン	CH <sub>3</sub> COC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	72.12	79.60	200		0.0203			
	モノゲルマン	GeH₄						燃	毒	
_	モノシラン	SiH <sub>4</sub>						燃	毒	
_	モノメチルアミン	CH <sub>3</sub> NH <sub>2</sub>	31.06	-6.30	5.0		0.4862	燃	毒	
_	メチルエーテル	C <sub>3</sub> H <sub>8</sub> O						燃		L
_	デン なんま	Rn	222.02	-61.85			0.0007	TPI	+	不
_	硫化水素	H <sub>2</sub> S	34.08	-61.80	10.0		2.6338	燃	毒	
_	六フッ化硫黄	SF <sub>6</sub>	146.07	-63.80	1000	447	3.0333		<b>#</b>	
137	六フッ化タングステン	WF <sub>6</sub>				117			毒	1

<sup>※</sup>太字は特殊高圧ガス

<sup>※</sup>この表の数値等は随時変更される可能性があるため、参考値とします。